

メディアの公共性と公益性

渡 辺 武 達

『現代メディアとジャーナリズムの諸相——「積極的公正中立主義」の立場から——』
総目次

第一部 『「やらせ」番組の社会構造』（同志社大学『評論・社会科学』第四十七号）

第二部 『テレビCF「原発バイバイ」放映中止の批判的検討』（同、四十八号）

第三部 『報道に与つての公正と中立』（同、四十九号）

☆以上の三論文は補筆のうえ、一九九五年五月、世界思想社から『メディア・トリックの社会学』と題して出版された。

第四部 『メディア操作される北朝鮮像』（同五十号）

☆以上の四論文のエッセンスは一九九五年二月、三省堂選書『テレビ——「やらせ」と「情報操作」』として出版された。

第五部 『メディアの公正と社会的責任』（同五十一号）

第六部 『メディアの公共性と公益性』——本稿

本稿目次

はじめに

一、問題の所在——いまなぜ「公共性」論か A・現代メディアの諸問題と議論の前提 B・「積極的公正中立主義」提唱にいたる

私の個人的体験 C・「公共性」と「公益性」、その用語法（〈日本語の語法〉〈日本政府の見解〉〈法律上の用語法〉〈業

界の用語法〉〈自主制定の編集綱領・倫理綱領、など〉〈公益性とは〉〈欧米の用語法〉 D・メディアの管理者と事

メディアの公共性と公益性

業主体

- 二、公共性論の方向性 A・従来の議論の特性（欧米の場合） 「公共圏」論争の拡がりと精密化（日本の場合） B・シユラム的自主規制論の限界 C・ハーバースマス理論の限界（ハーバースマスの公共性定義とその問題点）（ハーバースマスの手法の限界と啓蒙的分析の欠陥）（公共政策学の偏見） D・現代社会とメディアの公共性論（公共性論の諸類型）
〈市民主権社会建設奉仕論への胎動〉（国家主導の公共放送・民放、二システム併存方式の破綻）
- 三、「個」と「世界」を結ぶ言説の論理 A・市民参加から市民主権のメディアへ B・メディアの社会的責任と公正（メディアの責任）（社会的默契に違反するサブプリミナル） C・公共性の基本理念と公益性
- むすび マルチメディア時代の公共性と公益性

注

はじめに

メディアの公正と中立について、私は本誌『評論・社会科学』（同志社大学人文学会刊）にすでに二つの論文を発表している。一つは、『報道にとつての公正と中立』（第四九号）、もう一つは、『メディアの公正と社会的責任』（第五十一号）で、本稿は私にとつてメディアの公正論についての三番目の論文となる。

第一論文は全国朝日放送株式会社（テレビ朝日）報道局長（当時）椿貞良氏による、いわゆる「椿発言」を素材にし、メディアにとつて公正・中立とは何かについて具体的に考えようとしたもので、本テーマの序説にあたる。それは私が現在提唱している、報道における「積極的公正中立主義」発想にいたる動機の説明でもあった。第二論文はその続編で、メディアの公正と中立をその概念の歴史的生成過程に注目しながら、それを地球的規模でリアルタイムで展開する現代社会という枠組みのなかにおさえ、私なりのメディアの社会的責任論として定位しようとしたものである。

要約すれば、私のメディアとその公正中立論はつぎの三点を基本にして出発している。

第一 メディアは対面コミュニケーションの範囲をはるかに超えて動く現代社会の維持・運営に不可欠なものであると認識し、メディアの質いかんが社会の質のレベルの維持に密接に関連している。⁽¹⁾

第二 メディア、とりわけマスメディアとその提供する情報は社会構成員全員の共有財産であり、特定の権力・社会的強者によって左右されるものであつてはならず、その運営についても市民主権主義を具現化したものでなければならぬ。

第三 メディアの情報提供活動の目的は社会の健全な維持と向上におかれるべきであり、その提供する情報内容は人類の知的・物理的進歩に貢献するという、「積極的公正中立主義」に基づくものでなければならない。

ところでいう、メディアの「積極的公正中立主義」とはメディアの情報提供活動の基本倫理綱領 (Standard Codes of Ethics) およびその実践方法 (Codes of Practice) として私が提唱しているものだ。それは、前記第二論文で定義したように、A・情報収集・編集と送出手勢、B・情報内容の選択基準、C・報道における「公正と中立」をまもる社会的保障制度、という三つの側面からなり、つぎのような考え方にたつてメディアが情報の収集・取捨選択・提供の諸活動をおこなうものである。

「メディアの積極的公正中立主義——現代社会におけるマスメディアの重大な責任を認識し、市民主権に根ざしたあるべき地球社会の論理を踏まえ、そうした社会創造活動への連携と方向性をもった情報の収集・取捨選択と送出手勢を現代のマスメディアが能動的に確立し、その観点からこれまでの人間社会が科学的・社会的に普遍的なプラス価値指標と位置づけてきたことを基準に、情報提供（放送の場合は番組の制作・編成・送出）をするという考え方」

この基本的態度から出発し、私は前稿（本誌第五十一号）で、「公正」を社会的正義の実践哲学としてとらえ、「メディアの公正」についてそのを原理をつぎのように規定した。

「メディアの公正」社会的弱者の救済を念頭において、相互に物理的・精神的に搾取したり搾取されたりしない関係枠から、小はひとりでも自然に対峙しながらおこなう生活のレベルや男女二人だけの人間関係から大は地球規模の同時コミュニケーション社会までの運営をする、メディアの責任としての社会発展原理のことであり、これまでの人間社会の歴史の進歩が基本的人権の擁護と確保をはじめ、より健全な社会の発展と運営のための普遍的プラス価値指標および社会的約束ごとや公知の事実として認めてきたことを基本に、メディアが社会改革の方向性をもった情報提供活動をするための基本的精神と実践の原理」

こうしたメディア観に基づく、私なりのメディア分析、メディア改革論についてはすでにこれまでのいくつかの文章でのべてきている。日本のメディアの制度的改革についても「日本マスメディア委員会」（仮称）を構想したうえで、従来、いったん放映が終わってしまえば部外者による検証が困難であった映像メディア（テレビや映画・ビデオ映像、など）については「国立映像資料館」（仮称）を設立し、無責任な情報のたれ流しを許さないといい、具体的デザインを提唱してきている⁽²⁾

私はこれら二つの文章を書くのにかなりの紙数を費やしたが、それでもなおいくつかの点を今後解明されるべき原理的課題として残さざるを得なかった。しかもこのこされた課題のすべてが、なぜメディアは公正であらねばならないかの

具体的提示がなければ解消されないという性質をもつものであった。つまりそれらの課題の発生基盤は、メディアがいわゆる「公共性」と「公益性」をもっており、それは社会的に要請される倫理および責任をおび、その期待に応える責務を負っているということを暗黙の前提としているのであった。

もちろん、このメディアの公共性・公益性という命題は私ひとりがいくらしゃかりきになっても、簡単にこたえられるものではない。が、肝心のこの「公共性とは何か」についても、メディアの事業主体である業界はもとより学界においても、現代社会とメディアという枠組みのなかでこれまで十分に説得的な検討がされてこなかったという実情がある。そうした研究状況のなかにあつて、私が本稿でのべようとすることは、具体的には以下の四つのことに集約される。

第一 公共性とは何かということの原理的説明

第二 現代社会における公共性の位置づけとその意味の解明

第三 メディアのつくる知的世界と社会的機能の関係、およびメディアとその公共性・公益性との相関関係の理論的

説明

第四 メディアの公共性と公益性の理論からする、今日的メディアの実際的あり方の探究とその提示

前稿ではメディアの社会的責任とは何かを追究、そこからメディアの公正概念を定義、今日の社会においてメディアが社会的に要請される活動原理を導き出した。本稿ではそこでのべた諸事項に立脚しながら、上述した四点の解明を軸に、メディアをとおしてしか、実体験を超えた社会を知り、有効な価値判断行動をなしえない私たちにとって、メディアをどのようなにとらえ、どのような方向へ向かわせれば、メディアが「公共性原理」に則り、真に公益性を創造するものになるかについて、メディアの公共性と公益性をキーワードに議論を展開していくことになる。

一、問題の所在——いまなぜ「公共性」論か

A・現代メディアの諸問題と議論の前提

現在のメディアはさまざまな問題をかかえている。しかし対面コミュニケーションの可能な範囲を超えるところか、人間活動のすべての分野でグローバルに動きだした現代社会の円滑な運営がメディアなくしてできない以上、①メディアのない社会を想定した議論に有効性はない。また②メディアのはらむ問題を現代社会のもつ危険性として指摘するだけでは建設的であるとはいいがたい。③大事なのは、同時にその改善の具体策を妥当なかたちで提出することであろう。そうした問題設定のもつとも基礎的な部分に、本稿で取りあげる「メディアの公共性・公益性とは何か」という課題が存在している。そのところからの出発がなければ、すくなくともメディアに関するいかなる研究も理論的・実効的効力をもたず、建設的な理論としては成立しえない。その意味でもこれはメディアの研究者が取り組まねばならないものとも基本的なテーマの一つであると思われる。

一九九五年一月一七日午前五時四六分に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はわずか二〇秒ほどのあいだに六、〇〇〇もの人命を奪う原因をつくりあげ、家族の住む二〇万以上の住居を倒壊させてしまった。当然この戦後最大規模の災害現場には大変なはずのジャーナリスト、メディア関係者がおしかけることになった。それはこの三月二〇日の東京地下鉄サリン事件以降のオウム真理教関連報道に比しても格段に大掛かりなものであった。もつともこれに関連し実際になされた情報収集と報道内容の当否は別に厳密な検証をくわえねばならないが、震災の取材と報道が規模と

して戦後最大になったことは、私たちの社会が必要とする「責任あるメディア」の報道活動として当然なことであった。事実、一般放送としてのテレビと全国紙のすべてにとって地震勃発後一か月間、ヘッドライン・ニュースの第一（新聞の場合是一面トップ）はすべてこの地震とそれに関連したことに就いてであった。ここからもメディアが今回、戦後最大の取材網を敷いたことが実態として理解できる。そのことは同時に、メディアから直接の取材を受けたひとの数がきわめて多かつたことを意味する。ところがそれら被取材者のほとんどが口をそろえていったのである。「メディアは私たちの求めているものを報道していないし、震災の真情・真相をつたえていない」と。然りである。

もちろん、取材された人たちがメディアの報道内容が自分たちが伝えてもらいたかつたことを正確に伝えていないと批判したからといってそれが即メディアの非にはならないし、そう理解すべきものでもない。なぜなら①コミュニケーション・ギャップはどこにも存在するし、②メディアがその取材した情報を編集、取捨選択して送出するのはあたりまえのことだからである。問題は、コミュニケーション理論上のそうした不可避の理由ではなく、メディアの側の欠陥に起因する、メディアが非難されて当然である局面が今日のメディアの諸活動に多々存在しているということである。

みすごしてならないのは、今回の地震報道で取材された人たちがメディア批判をおこなったという、受け手からのメディアへのこうした反応が、今回の地震に関連してだけではないということである。これまでもメディア、とりわけテレビ取材を受けたひとのほとんどが自分の話したことが実際の放送で正確に表現されない、ひどい場合には自分の発言が編集され、違った脈絡で使われ、放映されたという怒りに似た感情をもつひとさえ少なからずいた。しかしその声はメディアの影響力にくらべ相対的に小さく、社会的な問題としてあまり取りあげられることもなかつたから、メディアの側もそうした批判にたいし真面目に対応してこなかつただけである。その構造とそうしたメディアの体質のほうにこそむしろより深刻な問題が存在しているといえるのである。

これまでのケースでは取材され、報道対象となるひとの数が視聴者のそれに比して小数点以下なん桁かという比率

で、原情報とメディアによる提供情報とのギャップに起因する「報道犯罪」が被害を受けたひとの立場から検証されにくかった。視聴者はメディアから情報を受けとるだけで、報道される事項の実相とメディアの提供する情報との差異に気づくことがまれであったにすぎなかったのである。

このことから出てくる問題はメディアは第一、何を、第二、どうつたえたら、第三、その責任を果たせるのか、ということである。メディアは利潤獲得のための組織・企業体であると同時に、たんなる企業性を超えた、より健全な人間社会の建設に不可欠という重大な「社会性」をもっているのだから。

もちろん、メディアの社会的役割は報道にかぎられるわけではない。私はそれをこれまで、①正確な情報の伝達、②論評と解説、③市民による議論の場の提供、④社会改革事業への連携（社会教育活動の積極的展開）、⑤社会の潤滑油としての娯楽の提供、⑥広告媒体、⑦老人などをなくさめ、楽しませる社会福祉機能、の七つに大別してそれを説明してきた。日本での湾岸戦争報道やカンボジアでのPKO部隊の活動報道など⁴ちがって、今度の震災の場合のように取材される側と取材する側が、第一、広範囲にわたっておなじメディア環境と条件（文化的・地域的）におかれ、第二、かなりの期間、日常的に顔を突き合わせ過ぎようなケースでは、メディア活動の結果のすべてが取材された人たち（取材対象）によって日常的に検証され、それが翌日からの取材者にたいし反応として直接返ってくるという、本来あるべきメディア・アクセスが両者の連続的接触という「フィードバック」のチャンネルとしてたまたま実現してしまったのであった。

その結果、メディアは節度ある（decent、ディーセント）行動を具体的に要求され、私たちは今度の震災でもっとも純粹なかたちで報道におけるメディアの社会的役割とは何かという問題に突き当たり、メディアの公共性と公益性の問題を真面目に考えざるをえなくなったのである。

B・「積極的公正中立主義」提唱にいたる私の個人的体験

先述したように、私はこのところ、メディアアの社会的責任は、これまでの歴史の進歩のなかで是認されてきた普遍的原理と社会運営に必要な公知の事実にも基づく「積極的公正中立主義」による情報送出活動によってしか果たしえないという主張を展開してきている。なぜそう主張するようになったのか。

それを説明するには、一九六三年春、同志社大学文学部英文学科に入学してからの、三〇年近くになる私なりの個人的体験・思想的営為にふれておかねばならない。

私は当時の多くの学生がそうであったように、英語を国際語であると信じ、アメリカ文化センター（現アメリカセンター）に通い、学校ではE.S.S.に加入してヘアメリカ的になるものの勉強にはげんだ。学部卒業論文でも『スタインベック作品のユーモア表現』をテーマにした。大学院に進学しようとしたとき、当時の英文学科の先生の何人かに相談したところ、国際社会のあり方について勉強するつもりならば、文学の研究を主とする英文学科は向かないということであった。そこで私は修士課程の専攻として、当時の日本の学界を確実に代表していた、和田洋一（ドイツ関係）・城戸又一（フランス関係）・鶴見俊輔（アメリカ関係）という教師のいる新聞学を選択したのであった。そこでの二年間では通常の勉強をしたほかに、本物の学者とはどういうひとをいうのかがいくらかわかるようになったことが最大の収穫であった。

私は修士論文として、『国際コミュニケーションとしての翻訳の研究』と題する文章を書いた（拙著『市民社会のパラダイム』市民文化社、一九八七年刊、に収録）。その後大学の教員をしながら、市民活動として日本卓球協会の国際活動にかかわり、「ピンポン外交」の裏方を務めたり（一九七一年）。このことについては一九九五年七月四日から中

日新聞に五回にわたって連載された記事「時代の疾走者たち——ピンボン外交」を参照。これはその後、中日新聞社刊『時代の疾走者たち』一九九五年、にも収録された。朝鮮を考える会を結成し、在日朝鮮人・韓国人の権利拡大運動に取り組んだり（一九七六年）。拙著『市民社会のパラダイム』収録の文章を参照）、大國重視・小國軽視という私たち日本人の外交感覚を少しでも変えようと、西インド洋の人口わずか七万人のミニ国家・セイシェル共和国との民間交流団体、日本セイシェル協会を結成しての活動を行ってきた（一九八〇年）。拙著『セイシェル・ガイド』恒文社、一九八三年、参照）。地域的なボランティア活動としては、比叡山・琵琶湖の環境保全に関連した市民運動に関係してきた（一九七八年）。鈴木紀雄、アイリーン・スミスとの共編著『琵琶湖と富栄養化防止条例』市民文化社、一九八〇年、参照）。

学部学生時代に所属していた「アジア研究会」をはじめとして今日まで、私がかかわってきたこれらの市民運動はすべて国境を超える問題につながっていた。たとえば日本卓球協会が主管し、一九七一年に名古屋で開催された第三一回世界卓球選手権大会は戦後の世界の政治地図に大変化をもたらしたアメリカと中国の和解を促進するチャンネルとなった。その関係で出会った中国の故周恩来総理をはじめとするすぐれた政治家との直接的な意見交換は政治の世界のダイナミックスと仕組みを知る貴重な体験となった。同時に政治の表と裏の動きの乖離にも目配りする必要性が認識できるようになった。

また、大学へはいった頃から英語を毎日五時間ほど勉強したので、大学院へはいるころには京都の国際会議場（国立京都国際会館）を中心とした同時通訳者たちの仲間入りをすることができた。その体験から歴史家、アーノルド・トインビー氏、科学作家、ロベルト・ユンク氏、未来学者、ハーマン・カーン氏、日本では三島由紀夫氏や伊藤整氏など当時の世界レベルの人たちと親しく会話したり、その主張を通訳したりするチャンスにめぐまれた。さらにこの会議通訳として、キューバのカストロ首相の妹などが出席した世界反共会議のような政治的なものから日米特許会議のような科

学技術に関するものまでさまざまなものにかかわり、多くのことに幅広い関心がもてるようになったといえる。

一九九〇年、大阪花の万博セイシエル館の政府代表を務めたときには、日本におけるこうした国際行事がどのように進行するのかわか、「外国人の立場から」知ることができた。朝鮮を考える会の活動は繁栄をほころ日本社会の犠牲になっている多くの人たちへの歴史的・現実的共感を私にもたせることになった。琵琶湖の保全活動は、滋賀県や国が政治家・財界、そしてときには暴力団を介在させて、保全という美名のもとにどれだけ土木利権にとつぶりとつかりこみ、県が設立した琵琶湖研究所という研究機関でさえ、土建行政の論理に抗しえないどころか、はじめから土木行政に無批判に協力する人物しか研究所員として採用しないといった、じつに不当なことが公然とおこなわれていることなども具体的にわからせてくれた。しかもジャーナリストたちはそうした事実について、①まったく知らない(知ろうとしない?)か、②知っていても報道してこなかった、という不可思議なメディアの現象、メディア業界の構造に出会うことができたのであった。⁽⁵⁾

半面、こうした市民活動や外部での活動にくらべて大学教員としての職業上の生活から私自身が自らの世界観の形成に大きな影響を受けたというようなことは正直いってあまりなかった。いずれにせよ、その後の教員としての大学生活をとおして私はむしろ日ごろ学生に教えていることと自らの行動が違うことが横行していることを学内外で見聞きし、幻滅を感じるこのほうが多かった。むしろ大学以外の場所での、上述したさまざまな市民運動・活動のほうが私にとってより有益な人生教室であったといえる。

メディア観の形成についてだけでも、私はそうした市民運動をとおして、名前をあげきれないほどのメディアの従事者、ジャーナリストたちと接触したり、はたから彼らの活動を見聞きしてきた。また一九八三年にはそれまでの海外渡航体験から得た知識の活用を求められ、フジテレビ系列の『なるほど!ザ・ワールド』という番組の問題作成や海外ロケそのもの同行、制作協力して以来、情報系の番組を中心としてNHKをふくめたその他の局の番組制作にも関係す

るようになった。さらにはCMの企画から制作、そのアイディアの提供などにもかかわるようになった。

そうした過程で、①メディアが取りあげなければ事実が事実として社会的に存在しないという世論の実態と情報環境から、今日の社会運営においていかにマスメディアの役割が重要であるかということを認識するようになった。この認識は同時に、②メディアは果たして正しい情報を市民に提供しているかどうかという疑い、はては③メディアが民主主義社会の主権者である市民との関係において本当につたえるべきことの多くをつたえていないのではないかという、おそろしい考えさえ私にもたせるようになってきたのである。

いうまでもなく、このマスメディアの位置づけとその疑問の解明、およびそれらの解決法の提示は、私自身が同志社大学の大学院で専攻した新聞学のメインテーマの一つであった。だから、「公正」と「公共性」・「公益性」をキーワードとする私の新聞学とメディア研究は、私自身がこれまでの実際の生活をとおして見聞してきたメディアの活動についての問題点を、まともな市民が犠牲にならないですむ社会を形成するにはどうしたらよいかという視点からとりあげ、その解決をしようという方向性をもつことになる。

C・「公共性」と「公益性」、その用語法

〈日本語の語法〉

「公共性」ということばは、それが実際に使われる生活の現場、とりわけ戦時中の「滅私奉公」という標語に典型的なように、「私性」を「公性」に従属させてきた日本のような社会では、公共性という日本語もそれじたいが、国家・自治体＝公という枠組みで、プラスの価値評価をふくむかたちで使われることが多い。しかし本来このことばは、後に

メディアとの関連性でも分析するように(第三節のC・公共性の基本理念と公益性)、「私」に対するときの「公」、個人の集合としてのさまざまなレベルの関係を表すにすぎず、規模の大小や価値評価をそのなかにふくんではいない。そのことは一般の辞書の記載をみても明らかである。

たとえば『広辞苑』第四版(一九九一年刊)は「公共Ⅱ社会一般。おおよげ」、「公共性Ⅱ広く社会一般に利害を有する性質」とする。また『大辞林』(一九八八年刊)は「公共Ⅱ社会全体に関すること」、「公共性Ⅱ広く社会一般に利害・影響を持つ性質。特定の集団に限られることなく、社会全体に開かれていること」とする。

このように日本の代表的な国語辞典は公共性を、社会一般に利害を持つ「性質」、つまり関係属性という脈絡でとらえている。この論法からいえば、「公益」とは「社会一般にたいする利益」、「公益性」とは「社会一般にたいし利益をもつ関係属性」ということになる。だから『広辞苑』が「公益Ⅱ国家または社会公共の利益」とし、『大辞林』が「公益Ⅱ社会一般の利益。公共の利益」としてもなんら不思議ではない。また、そこでの国家志向がいくらか気になるにせよ、このような理解の仕方では私たちの日常生活上なら差し支えることもない。しかし「やらせ」についての議論のときにも指摘したように(拙著『メディア・トリックの社会学』世界思想社、一九九五年、収録の「やらせ番組の社会構造」を参照)、その程度の定義では初歩的な参考にはできても、「メディアの公共性」といった場合の、学問的に専門的議論に堪えられるものではない。なぜなら、その視点と水準ではメディアと社会と個人との関係性において、公共性が関係三者の媒介項としてどのような位置づけをもつかということが見えてこないからである。

以下、日本語としての公共性が現在各場面でのどのような使われ方をしているのかを見ることからはじめよう。まず、公共性を現在の日本政府・郵政省はどうとらえているか。

〈日本政府の見解〉

〈公共性〉という日本語の意味論については、戦前と戦後の語法のあいだに①連続する部分としては〈官〉の重要視があり、②変化した側面としては戦前のそれが国家権力に直接左右されていたのたいし、戦後は社会全体の・・・というニュアンスをいくらか出すようになったことを挙げる事ができる。

日本の放送は今年一九九五年で七〇周年をむかえたが、まず戦前の日本が国家として放送の公共性をどうとらえてきたのかについて、研究書から引用しておこう。

「・・・放送が国家の宣伝機関であったのは、一九二五（大正一四）年にわが国がラジオ放送を開始したときからであり、ラジオは国家が管理するものであった。ラジオ放送の開始が〈治安維持法〉の公布と同年であることが、わが国の放送の性格を決定づけたともいえよう。政府はラジオ放送を開始するにあたって、放送事業をどのような経営形態にするのかの選択を、私企業ではなく〈公益法人〉とすることに決定するが、その理由の第一は、〈放送ハ偉大ナル拡播力、深刻ナル徹底力ヲ有スル事業ナルニ付〉「国家ノ目的ニ接近シ政府ノ監督容易ナル組織ヲ有スルモノナルコト」だった」（竹山昭子『戦争と放送』社会思想社、一九九四年、一一ページ）

「放送事業の統一と官僚支配」という政府の既定方針が、既設三局の合流による〈社団法人日本放送協会〉設立として実現したのは、大正一五年（一九二六）年八月のことであった。昭和一八年度版『ラジオ年鑑』によれば、それは、放送のへ機能並に国家的使命の重要性に鑑み、之が運営は飽くまで不偏公正ならしめ、公共的国家使命の達成に努めしむる必要よりして、之を政府の厳重な監督の下に運営せしむるためであった、とのべている。放送の公共性とは国策としての帝国主義戦争遂行のための純然たる〈お守りコトバ〉となったのである。

そこには、明治以来伝統的な〈国家権力の中立性〉という幻想があるわけのだが、その幻想への信仰は、まさに権力が掌握する放送が絶えずさまざまな形で〈滅私奉公〉＝公共性の論理をまきちらすことによって、さらに補強され、

多くの民衆のいわば疑似的倫理にまで高められてゆくのである。いいかえれば、これ以後敗戦に至る期間は、公共性論議としてではなく、放送を支配する国家権力からの一方的カケ声として「命令としての公共性」(これこそ反公共性そのもの)だけが残されたにすぎない。・・・国民が与えられた公共性とは、ひたすら「君が代」をたたえ、「大本営発表」を「臣民皆聴」することなのであった(「津金澤聡広、一九六六年、『放送の公共性』岩崎放送出版社刊、収録論文より、六六―六七ページ)

ところが、戦後の日本政府はこうした「官」独裁の公共性論に「放送の国民生活における役割」という視点を導入し、「官の顔をオブラートで包む」という工夫をするようになってきた。

憲法第九十八条が「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とするように、日本国憲法は日本の最高法規である。だがこの現行憲法には「公共性」という用語はみられない。かわりに「公共」、「公共の福祉」ということばが関連の用語としてつぎのように使用される。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」(同十二条)

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(同十三条)

「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」(同二十二条)

憲法十七条には「公共団体」という用語もみられるが、それは「国または公共団体」というふうに使われ、国や地方自治体の関係する組織・団体という意味である。つまり、日本国憲法における「公共性」は「公共の福祉」という語に置き換えられている。

それではこの憲法に準拠して定められるその他の国家・政府の関連法規・行為では「公共性」をどうとらえているのか。

郵政省は一九八八年八月、放送行政局長の懇談会として「放送の公共性に関する調査研究会」（座長は斎藤英四郎・社団法人経済団体連合会会長）を発足させた。この懇談会は二年後（一九九〇年）の七月に最終報告書をまとめ、同年一月、郵政省放送行政局監修にて、ぎょうせい社より一般書『公共性からみた放送』として刊行した。

この報告書にはつぎのようにある。

「放送は、国民の日常生活に必要な情報を提供するとともに、教育・教養・娯楽等の提供手段として国民生活に普及、定着し、社会的、経済的、文化的に重要な役割を果たしており、社会的影響力の極めて大きい公共性の高いメディアである。しかも放送は、国民共有の財産である有限希少な電波を比較的広帯域に使用することから、自ずと参入できる者は限られている。こうしたことから、放送を行う者には、一定の社会的役割の発揮が自ずと求められているところである」（同書、一ページ）

このように現在の郵政省は、①社会的影響力、②電波の有限希少性の二つを放送の公共性のよつてきたるところであるとし、へ社会的重要な役割「公共性」であると考えているようだ。戦後日本の放送行政における「公共性の確保」に関するさまざまな措置の背景にはこの考え方があって、その帰結として③電波の国家管理、すなわち官僚による放送管理という政策が理論化され、合理化されてきたのであろう。

日本の放送史についてのすべての研究が明らかにしていることだが、戦前の日本の放送（事業者）は「公共性」（もしあったとしても）について公権力を離れて考えることはできなかつた。しかし現在の日本政府・郵政省の考え方もま

た、敗戦直後の日本の民主化の機運とそれをもたらしたアメリカのニューディール政策の若い官僚たちの夢のなかにあった「メディアによる社会の民主化」という思想は、放送法の制定目的や、自主制定された各種の編集綱領・倫理綱領などに記述されているものの、実際にはいつのまにかそれらをうやむやにしてきてしまっている。もちろん、一九四五年八月のソ連の参戦によって加速された日本の敗戦と、一九五〇年のスターリン・毛沢東の後押しとマッカーサーの謀略的容認による、朝鮮戦争の勃発までのあいだの国際政治力学の大変化が、日本におけるこの「放送とその公共性」についての理解と実践の反動的变化のプロセスにも色濃く反映している⁽⁶⁾。

その意味ではこの語もまた日本の改革に情熱をもやしたアメリカ占領軍の若きエリートたちと、放送によって日本社会をコントロールしようとしたアメリカの国家意志と経済利権、およびなんとかして天皇制を核とする戦前の二重権力機構（別名・天皇制資本主義）を温存させようとしたこととの合体としての意味を内包して、現存しているのである。

そのプロセスについては一九五一年に日本放送協会編で刊行された『日本放送史』（日本放送協会刊）の第六章「放送法の制定」の一、「放送法制定とその経過」の、公共性をめぐる、放送関係者の自覚的表現としての、NHKのつぎのような公式見解として明らかにされている。

「片山内閣による第一回国会は昭和二十二年五月二十日召集され、十二月九日に閉会となり、引きつづいて十二月十日第二回国会が召集されたのであったが、この年十月、放送関係法の制定について連合軍総司令部の意向が、政府並びに日本放送協会に伝えられた。この内容は（一）放送の自由と独立を保障し、中波放送の公共性と事業の法的根拠を明確にするような放送法の制定をすること、（二）放送の監理機関としては放送委員会を設け、公共放送の事業体としては現在の日本放送協会に更に公共性を保有せしめること、（三）放送委員会も公共放送の事業体も政治的権力、階級的権力、その他あらゆる圧力、干渉を絶対に排除すること、（四）この法案は通信省が立案準備にあたること、などであったが、これによって放送法の制定が具体化されることになった」（同書一二八―一三〇ページ）

ここで(二三)として、「政治的権力」とならんで「階級的権力」等による干渉の排除が入れられているのは、すでに米ソの戦後世界の共存的分割統治構想に亀裂が生じ、アメリカ側にソ連社会主義陣営の階級観を否定する気持ちが大きくなってきたことをしめしている。とりわけこのことは、一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発によって、日本の戦争協力に不安を感じたGHQの最高司令官マッカーサー元帥が発動した、報道機関や主要企業・官庁の労組活動家一万名以上の追放に象徴的である(くわしくは、梶谷善久編『レッドパージ』図書出版社、一九八〇年、参照)。

このような政治力学のなかでの公共性の理解とその社会的実現は、GHQ(連合軍総司令部)・アメリカ占領軍の日本改造計画の一環として行われた、当時の、すくなくともメディアを公権力から分離するという、本来メディアが社会的にそうあるべきだという「メディアのあり方」と、GHQの意図とを巧妙に摺り合わせつつ、しだいにねじ曲げていくプロセスであった。ここにはすでに日本の政治権力が表現だけ変えて、放送の政府管理という戦前とおなじやり方を踏襲しようとしていたこと、現在でも日本社会のあらゆるところで見られる官僚主導の狡猾な、日本支配のプロトタイプがみてとれる。

いずれにせよ、こうしたGHQの意図と第二次世界大戦の原因者のひとつである日本の権力層の意向を体した通信(郵政)官僚がその「国民だまし」を、「公共性」ということばを、日本国憲法にならって、現在の放送法、電波法(いずれも一九五〇年制定)にある「公共の福祉」という、より具体的なことばに転換していくことによって実行していく構造が見えてくる。

このような公共性の歴史的用語および意味の転換は、その後一貫した日本政府の姿勢となり、最近の臨時調査会答申方式を利用した日本の通信制度の改編の動きにはさらにそれが増幅されたかたちで出てきている。たとえば第二臨調で国鉄(現・JR)や専売公社(現・日本たばこ産業株式会社)などの民営化を推進した加藤寛氏は、NTTの分割に賛

同した論のなかでこうのべる。

「N T Tだけで無理にインフラ整備をするというなら高い料金になる。だが、日本全国あまねく線を敷かねばならないというのはばかげた考えだ。これは公共性の考えが間違っている。やれる範囲のユニバーサルサービスを拡大すればよい。米国のユニバーサルサービスはちゃんと料金設定できる所に投資し、携帯電話などを多様な形態で形成するといふ考えだ」⁽⁷⁾（読売新聞、一九九五年六月二〇日、朝刊）

〈法律上の用語法〉

一九五〇年に制定された放送法、電波法、電波監理委員会設置法は電波三法といわれる。うち、電波監理委員会はアメリカのF C Cのような準独立行政委員会であったから、その設置法は放送メディアの国家管理・官僚支配に都合が悪くということと一九五二年に「官僚主導で」廃止されてしまった。それは、公共性の維持という名目で日本社会の民主化のために放送を役立てるといふ考え方を排し、先述した①その後の国際情勢の変化、および②日本政府と官僚による、当初のG H Qの諸政策にかなり明白に見られた、メディアによる日本社会の「民主化」という枠組みの骨抜き過程の象徴であった。

いずれにせよ、現在通用している放送法・電波法、そしてNHK番組基準や民間放送の憲法である「民放連放送基準」には、「放送の自由と独立の保障」（市民主権増強のための絶対条件）という視座からの「公共性」への言及はもはや前面に出てこない。

日本唯一の言論立法といつてよい放送法は第一章総則の第一条「目的」の項でつぎのようにいう。

「この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」

この脈絡からいえば、その左に「掲げ」られている三つの項目の実行が、公共性の実現としての「放送による公共の福祉の向上活動」だということになる。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

この放送法と同年同日に制定された電波法も同様の規定をしており、その第一章総則の「目的」は第一条でつぎのようになっている。

「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」
つまり「電波の公平且つ能率的な利用」がこれまた「公共の福祉」を増進させるというのだ。

この電波法は放送法とワンセットになって日本の放送を規制しているのだが、これら二つの法律では「公共性」公共の福祉」ととらえ、上述のような放送活動がそれを増進させると解釈していることが以上の引用からわかるであろう。

この放送法は第三条の三で番組基準の制定とその公表をもとめている。この規定にしたがってNHKは『番組基準ハンドブック』、民放は『民放連放送基準』をさだめている。

このNHKの『番組基準』（一九九三年版）に規定された条項のいずれにも「公共性」という用語はない。第十一項「広告」の項の解説文につきのようにあるだけである。

「公共性、公益性などがある特定の場合を除き、広告宣伝をしてはならないのは、NHKの基本原則である」（同書、三八ページ）

「公共性と公平性」放送法第四六条にいう「他人」のうち、政府関係機関・地方自治体などは公共性が強いので、放送で扱っても営業広告と受け取られることは少ないが、公平に扱う配慮は必要である」（同書、三九ページ）

一方、日本の民間放送の総元締めである、社団法人日本民間放送連盟による『放送基準』（一九五一年制定）は前文で次のようにのべる。

「民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」

ここでも「公共の福祉」という用語法であるが、それは日本の民間放送が郵政省の管理・指導を受ける構造からも、民間放送そのものが政府・GHQとの絡み、およびNHKとの主導権争いのなかから生まれてきたことから当然な結果である。

この放送基準の前文は次のようにつづき、公共の福祉という意味を民放の活動のなかに位置づける。

「われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神にしたがい、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由をまもり、法と秩序を尊重して社会の信頼にこたえる」

もちろんこの民放連の表現はたんなる表現の問題でおわっているのか、それとも実質的にその事業「放送活動が現在そうなっているかどうかについては厳密、かつ実証的に検証する必要があるだろう。

しかし条文表現だけでもこの放送基準がつぎのようにいつているのをどう解釈するのが妥当であるかを私たちは考えなければならぬであろう。

「法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない」（六項）

「国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない」(第七項)
「国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する」(第八項)

これらの条項は、民放連が自ら社会全体のための「公共の福祉」活動に反し、いかに国家の意志に従順にならざるをえない仕組みにおかれているか、つまり民法連にとつての公共性は国家権力への協力のことだということがよく表れている。そうした方向性での国家意志にへげまされて、今回のオウム真理教関連報道のやり方や、昨(一九九四)年六月の松本サリン事件における、警察のリークどおりの会社員Kさんの犯人視、オウムを「国の審理」(裁判)をまたずして犯人にしてしまったことにみられるように、メディアは警察官と裁判官の両方の役割を果たしている。それに学者・文化人たちも協力してしまっているわけだ。

たとえば、国際日本文化研究センター教授で、宗教学者の山折哲雄氏はオウム真理教・麻原彰晃氏についてこう語っている。

「麻原彰晃は殺人容疑で逮捕された。もう娑婆に出てくることはないだろうが、あれだけの社会的犯罪をおかしたのだから裁判にかけられ極刑に処せられても仕方がないと思う。またこの麻原彰晃は現在この日本列島でもっとも重い、極重の悪人であると思う。しかしその悪人の麻原も救われるかどうかについての問題提起が宗教界から起こらないのは不思議です」(一九九五年八月九日、大津市民教養大学での講義にて)

麻原氏が宗教的に救われるかどうかは別にして、この山折氏もふくめ麻原氏を日本最大の悪人とすることには、およびその視点にはやはり異議がある。たとえばアメリカからの輸入血液製剤を使った日本の血友病患者は全五千名にのぼり、そのうちエイズウイルス(HIV)に感染させられたのは二千名。うちすでに三百五十人以上が死亡、現在でも五

日に一人が死んでいると、自らHIV感染させられた川田龍平氏が告発する（一九九五年九月二日付朝日新聞論壇）。厚生省・製薬会社・一部の血友病専門医は、アメリカからの血液製剤が明らかに危険だと知っていながら対策をたてなかつたわけである。私は現在の日本のジャーナリズムの問題点の一つは、山折氏の視点とおなじく、麻原氏だけを極悪人だとして、たとえばこのHIV訴訟の被告である厚生省などになりたいし中立をよそおっていることだと考える。おなじことは水俣病患者による裁判についてもいえる。そんなジャーナリズムがメディアの公共性・公益性を主張できるのかという見方が必要ではないのだろうか。

また、この民放連は一九九四年十月に放送基準審議会見解として出した「潜在意識下に訴えるCMなどの取り扱いについて」という、いわゆるサブリミナル⁽⁹⁾についての文書で、用語として「公共性」を用い、つぎのようになっている。

「・・・通常の視聴では認知できない速度の映像や音量で本編のテーマとは異なるメッセージを挿入し、潜在意識下に訴えて所期の効果を達成しようと企図する技法を用いたCMは、その効果の実効性は不明とはいえ、なによりもアンフェアな表現手法であり、放送上、きわめて問題がある・・・したがって、当該手法を使ったCMは、放送の公共性と社会的影響力、また視聴者の利益に鑑みて倫理上不適切であり、到底オンエアできないと言わざるを得ない」

前掲『日本放送史』の「発刊によせたことば」（一九五一年三月八日付）のなかで、当時のNHK会長・古垣鉄郎氏がいうつぎのことばは、この民放連審議会見解の基本と通底する。

「放送によって創造された独特の文化と、またこの革新的な方法によって始めて可能となった人類の福祉と社会生活に思いをいたすならば、ラジオの国民生活に及ぼした貢献は他の如何なる文化事業も企及し得ざるべきのものでありましょう・・・昨年三月、放送開始二十五周年を迎える間もなく、同年六月へ放送法の制定によって、社団法人日本放

送協会は、公共企業体の特殊法人として、一段と高度の公共性を負わされ、法律によったへ公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように、放送を行うべき重大使命を与えられて、輝かしい再出発を遂げたのであります」

また、災害対策基本法は「日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう」（同法第二条の五）とする。

これは、日本政府が郵政省の特殊法人であるNHKの公共性・公益性と公共の福祉との関係を以上のような社会構造上の枠組みのなかにとらえていることをしめしている。その理解が最新のNHK番組基準ハンドブック（一九九三年刊）にも踏襲されているわけである。

〈業界の用語法〉

日本における（放送業界）といった場合、第一、日本放送協会（NHK）が本放送を開始した一九二五年からをいう場合と、第二、日本に民間放送局が業務を開始した一九五一年からをいう場合、の二つがある。本稿でいう現代社会における放送の公共性に関しては、前者の場合には、前述のように、放送は国家の宣伝媒体そのものであった。とりわけ戦前の日本のメディアは放送や映画だけではなく、新聞や雑誌という印刷メディアもすべてが国家に従属していたから、敗戦によってGHQの政策として提示された、メディアによる社会の民主化という思想が具体的にメディアの多様化として民放を生み出して以降、つまりNHKと民放が併存状態になってからと考えるのが妥当であろう。

こうした事情を背景として、民放は自らの存在理由を必死にもとめ、その具体的放送行為に生かそうとしてきた。し

かし、初期の民放は企業行為として独立することがまず第一の課題であったから、民間放送連盟が外部の学者・専門家・実務家たちの協力を得て、本格的に「放送と公共性」というテーマの研究に取り組んだのはやっと一九六三年になつてからであった。その成果は後述するように、一九六六年に岩崎放送出版社から『放送の公共性』として刊行された。

しかしこの研究書『放送の公共性』においてもそうであるが、日本における放送の公共性についての議論は、公共性とは何かを明確に定義せず（できず？）に、いたずらに高度な抽象性をもつものとしてとらえ、隔靴搔痒のごとくその周りを徘徊するのみであった。その傾向は日本だけではなく、アメリカにおいてもおなじであった。より正確にいえば、日本の議論は長らくそのアメリカ的議論の傾向を受け継ぎ、それは現在にまでつづいている。

たとえば、この本に「海外における〈放送の公共性〉」を書いた野崎茂氏は、〈放送の公共性〉といったときの〈公共性〉を「公共の利益・利便および必要性」ととらえている。

野崎氏はこれを、FCCの元委員長、W・フォードが *Journal of Broadcasting* 誌、一九六一年夏号、によせた論文中の言葉「public interest, convenience, or necessity」からとっている。しかし〈公共性〉を〈公共の利益・利便および必要性〉ととらえるのは適切ではない。それはまさしく、日本語でいう〈公益性〉、あるいは〈公共の福祉〉の内容のことである。だが問題はそれが野崎氏だけの論法ではなく、この本の執筆者全員の共通理解になっているらしいことである。つまり民放連によるこの『公共性』論には、当時の民放連放送研究所の赤尾好夫所長が序文で「放送の公共性というテーマは、率直にいつてとり扱いにくい、一気に攻めこむことの困難な課題である」と簡単にのべてしまふ欠点がある。その結果、第一、公共性とは何かが定義されていない、第二、公共性と公益性の混同がある、第三、公益の概念が私たちが理想とする、きたるべき社会の建設における放送による貢献・奉仕という視点から考究されていない、第四、外国文献の紹介が英米のものに限定されており、のちにふれることになる、ドイツのユルゲン・ハーバーマースによる『公共性の構造転換』（初版は一九六二年刊）などが無視されているということが起つてきている。

第四のハーバースマスについてはその著作の日本語訳が一九七三年であったから、その本格的紹介は花田達朗氏などの仕事（後述）をまつとしても、いまだに日本の放送についての「公共性」論が基本的に三〇年もまえの民放連による研究水準のままであることはいささか残念である。

この本『放送の公共性』における公共性のとらえ方について、野崎氏のほかに以下具体例を四つ紹介する。

第一例

〈公共性〉の概念はすぐれてイデオロギー的概念なのだ。それは部分社会の利害によつて、全体社会を代表させようとする意識的、無意識的な行為なのだ」（加藤秀俊、同書、七ページ）「われわれにとつていま必要なのは、このような現実的・具体的な放送の世界の中で〈公共性〉をどのようなものとしてとらえるかという問題だ。いったい〈公共性〉は実在するのであろうか。たぶん〈公共性〉は実在概念ではない。ましてや先験的な絶対的実在ではけつしてない。・現実の放送の中に〈公共性〉は実在してはいない。・民放における〈公共性〉は、くりかえしていうように、ひとつの調整プロセスなのだが、そのプロセスの主導権は民放ステーションにある」（加藤秀俊、同書、一五〇―一七ページ）

第二例

「公共性の概念は、常識的、一般的には二つの内容をふくんでいる。まず最初に、社会的有用性を属性とする制度・物で、その存在ないし機能が社会全体に大きな影響をおよぼす状態をさして使用される。第二には、公共性は社会の共同利益の追求のため、私的権利の制限が行われる場合に使用される」（山本明、同書、一九ページ）「放送と社会とのダイナミックな関係の中で、放送が社会的責任をはたす努力の過程、これを放送の公共性とよぶことは不可能ではないだろう。公共性とは、できあがった理念像ではなく何ものかの過程にほかならない」（山本明、同三九ページ）

第三例

「放送の公共性を考えるにあたって、放送の自由の保障を基底にしなくてはならないのであり、公共性の名のもとに、それをいかに制限するかに重点をおくことは、思考の逆転である。放送の自由を、対立する社会的利益との調和の必要をみながらも、最大限に保障することが、その公共的な機能を、最もよく果たすことになるという考え方を基調とすべきであろう」（伊藤正巳、同書、四五ページ）

第四例

「〈公共性〉とは、まさに〈論争的な概念〉であり、その〈対立相克の中でたえず鍛えられてゆく概念〉なのである」（津金澤聡広、同書、八七ページ）

さて、今日ではどうか。直接的な放送についての議論においてはではないが、昨（一九九四）年十月に京都で開催された第四七回新聞大会で採択された「特別宣言」にはつぎのようにある。

「・・・第三者による審議会の設置や外部に開かれた自主規制を実現することにより、公共性の高い言論報道機関としての新聞にふさわしい競争に努め、読者・消費者の信頼と要望にこたえていくことを、本大会の総意として宣言する」

この宣言は新聞の不正常な販売方法が読者の批判と不信を招いているという認識のもとにその正常化の必要を確認するために出された。ここでいう新聞の不正常な販売方法とは購読料金の割引、景品をつけての購読勧誘などのことだが、いずれにせよ、放送関係者も加盟してはいるが主として日本の新聞経営者の団体である財団法人日本新聞協会（放送でいえば日本民間放送連盟にあたる）の主催する会議でこのような宣言が採択されることは、新聞が、たとえ建前だけと

してであつたにせよ、「公共性の維持」の必要性の自己認識をしていることを表している。つまり、この表現からは、内容的にも新聞業界は放送業界による「公共性」理解とおなじ方向性にあることがわかる。

もうひとつ、私たちの日常的なメディア接触のなかで「公共」ということはが目立つものがある。それは社団法人「公共広告機構」(Japan Advertising Council、略称A.C.)のコマーシャルである。

アメリカではすでに一九四二年、「広告主、広告代理店、媒体社によって行われる公共広告機構の仕事は二つの重要な目的を持っている。一つは効果的な公共広告、メッセージをクリエイトすることであり、もうひとつはそれらのメッセージを公衆に伝達することである」(米国公衆広告機構一九九三年度年次報告書日本語版より)という認識で「公共広告機構」ができ、赤十字活動や差別反対、水質保全、安全ベルト教育といった社会問題を中心とした広告キャンペーンを行ってきた。

日本A.C.の発足は一九七一年で、最初のテレビCMは淀川長治氏出演の『公共心の喚起』キャンペーンであつた。このA.C.の定款第三条「目的」の項にはつぎのようにある。

「この法人は、公共のための広告活動を通じて国民の公共意識の高揚を図り、もつて社会の進歩と公共の福祉に寄与することを目的とする」

つまり、社団法人・公共広告機構にとって、公共性とは社会一般の利益にかかわることという認識であり、公共性＝公益性というとらえ方がされている。もちろん、①この法人の公益観の實質的内容、②この法人による社会的情報操作機能、③アメリカのA.C.はもともと「広告関係者の協議会」という意味なのに、それが日本語では「公共広告機構」とされてしまう不思議、などについては別にのべる(本誌第五十四号に執筆予定)必要があるのだが……

また先にとりあげた、NHK・民放双方の放送番組の基準は放送法の規定に準拠したのだが、メディアの取材・編集基準にはこのほかに、各関係団体・組織や新聞社、通信社など、そうした法規制をうけないものが自主制定する編集綱領・倫理綱領などがある。

それらはメディアの公共性をどう位置づけているだろうか。

〈自主制定の編集綱領・倫理綱領、など〉

ユネスコの「マスメディア基本原則宣言」（一九七八年採択）はその第一条を「マスメディアの貢献」とし、つぎのようにいう。

「平和と国際理解の強化、人權の伸張、ならびに人種差別主義、アパルトヘイトおよび戦争宣伝への反対は、情報の自由な流れと、そのより広くより均衡のとれた普及とを必要とする。この目的のために、マスメディアは指導的な貢献をすべきである。この貢献は、情報が対象の異なった諸側面を反映する程度に応じて、より効果的となるであろう」

要するに、ユネスコはそうしたメディアの活動を公共的とし、そうした活動がメディアの公益性をつくると考えているといえよう。

「ジャーナリズムにおける職業倫理の国際的諸原則」（一九八三年採択）はその原則七「公衆の利益の尊重」でつぎのようにいう。

「ジャーナリストの職業基準は、国家社会、その民主的な制度および公衆のモラルにたいするしかるべき尊敬を規定する」

ここでいう「公衆の利益」の原文の英語はもちろん public interest で、日本語での〈公益性〉とほぼ同意である。

編集綱領の議論ではかならず言及される、「全米新聞編集者協会原理声明」（一九七五年採択）はその第一条「責任」

でつぎのようにいう。

「ニュースや意見を集めてそれを伝達する第一の目的は、それらを人びとに知らせ、今日の問題についての判断を可能にさせることによって全体の福祉に奉仕することである」

日本の場合はどうであろうか。敗戦の翌年（一九四六年）に制定された「日本新聞協会新聞倫理綱領」は前文でつぎのようにいう。

「日本を民主的國家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これをもつともすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の權威を高め、その機能を完全に發揮しなければならぬ」

つづいてその第一項「新聞の自由」はこういう。

「公共の利益を害するか、または法律によつて禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されなければならぬ」

「出版倫理綱領」（一九五七年制定）はつぎのようにいう。

「われわれ出版人は、文化の向上と社会の進展に寄与すべき出版事業の重要な役割にかんがみ、社会公共に与える影響の大なる責務を認識し、ここに、われわれの指標を掲げて、出版道義の向上をはかり、その実践に努めようとするものである」

「雑誌編集倫理綱領」はつぎのようにのべる。

「文化の向上と社会の進展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、国家、社会に及ぼす影響も大である。この社会的

責任により、雑誌は高い倫理水準を保たなければならない」

以上のように、プリント・メディアが自主制定した編集綱領・倫理綱領ではメディアの社会的役割と影響の大きさをらくる使命と責任が公共性と認識され、そうした自覚が公衆の利益＝公益をまもるものだという考え方にたっているようである。

〈公益性とは〉

先に政府による公共性の理解が「公共の福祉」と言い換えられていったとのべたが、この「公共」ということばの後に使われる「福祉」ということはそのものにも問題がある。とりわけ「福祉」の「祉」という文字は通常、「福祉」と連続したときのみに用いられるだけでその他の用例があまりない不思議な漢字であるとは国語学者からきくことである。こういう用語例は通常ことばの官僚的支配をつくりだすが、福祉という言葉の方が、本来は市民が主体的に相互扶助を自らのつくる政府との協調関係のうちにおこなうものなのに、いつかしら「公共の福祉」ということばを公権力に独占させ、民主社会における政治の主体と客体とをはっきりさせないものとしてしまっている。

その結果、先に検討したように、政府の用語法では「公共性」＝「公益性」＝「公共の福祉」という、ことばのお守りの用法（鶴見俊輔）の側面がつよい。つまりここでは「公共性」そのものがまさに公の利益（public interest）にとらえられ、私主張するような、公共性それじたいは関係属性であって、プラスマイナスの価値評価をふくまない、という認識とはなっていない。それは本来つぎのようであるべきなのだ。

「公益性＝公共性にとってプラスになる要素と性質（＝公共の福祉）」

この「公益性」については、刑法の第三十四章「名誉に対する罪」がその二三〇条の二「事実の証明」でつぎのように定める。

「名誉毀損の行為が公共の利害に関する事実に係わりその目的を専ら公益を図るものと認むるときは、事実の真否を判断し、真実なることを証明できるときはこれを罰しない」

この規定を基にして、これまで報道における個人の人權の侵害の問題との兼ね合いで、新聞・放送をとわず、多くの議論がなされてきている。過去に争われたいくつものプライバシー裁判の論点も、個人を公人として見るか、私人として見るかによって、ちがった判決となっている（清水英夫『マスコミの倫理学』三省堂、一九九〇年、参照）。

また、最近のオウム真理教報道について、オウム真理教被害対策弁護団の小野毅弁護士の談話のなかにもつぎのような用語法が見られる。

「プライバシーへの配慮が足りなさすぎる。信徒や被害者の家族を尾行し、インタホンごしに呼び掛け、その映像を流す。承諾があればいいが、いやがつている家族も多い。家族は別の人格。こんな取材に、プライバシーより優先するような公益性が果たしてあるのか。特に、芸能リポーターの一部が芸能人に接する感覚で一般の人々を追い回すやり方は絶対やめてほしい」（一九九五年六月五日付朝日新聞夕刊）

これは最近の法曹界における典型的な「公益性」の用語法だが、ここではプライバシーを個人の情報管理権（プライバシー権）として、個人が自分にかかわる情報を自分で管理する権利と理解したうえで、その一部が開示されることによって公共の利益が大幅に増進されるかどうかで公益性とは何かをとらえるべきだという視点が基本になっている。

〈欧米の用語法〉

「公共性」は英語に直訳すれば、「公共の」という形容詞 public の名詞形、抽象名詞としての publicness とすること

になる。しかしこれだけでは日本の辞書の定義と同様、本稿での議論にはたえられない。

公共性ということば、とりわけその今日的用語法は、本節の〈日本語の語法〉で検討したように、ヨーロッパ語からの、とりわけ日本語の場合には英語からの翻訳語であると考えられるため、まず英語における意味から考えることにしよう。

英語の public は、『The Shorter Oxford English Dictionary (『簡約オックスフォード英語辞典』)』によれば、フランス語系の public あるいは publique からできたことばだという。それらのフランス語はもちろん、たいていのヨーロッパ語がそうであるようにラテン語から派生し、publicus を語源としている。そしてこのラテン語 publicus は「成人」をあらわす pubes を語源としている。

英語の public の名詞形である publicness (抽象名詞で、文字どおり「公的であること」＝公共性) という意味) については、この『簡約オックスフォード英語辞典』にもたんに、public の名詞形と紹介してあるだけで、その用例紹介はない。

そこでもう少しこの辞書をひもといてこの英語の public の意味をさぐってみよう。

用例としては一六世紀、一五〇〇年代に実際に使用されるようになってきている。意味としては private (私的) の反対語で、①民衆の、国の、地方の、②民衆全体の、共通の、③公開された、オープンな、④出版された、⑤公式的な、国家や自治体と関係した、⑥一般的な福祉の向上に資する、などとなっている。

これらの意味紹介は、先に見た、広辞苑や大辞林のそれよりもはるかにくわしい。要するに、英語の public とは、「個人の領域を超えた」とか「公共の」、「公の」という意味であることがわかる。ドイツ語で、この英語の public にあたる öffentlich については、本稿の主題である公共性の検討に関連し世界的な議論を巻きおこした、ドイツ・フランクフ

ルト学派の哲学者ユルゲン・ハーバーマス（その公共性論については第三節でくわしく検討する）もいうように、英語やフランス語からきていることばである。

さて、本稿は語源論をやる場所ではないので単純な意味論はこのくらいにしよう。大事なものは、現在「公共性」ということばがメディアに関連して欧米ではどのような使われ方をしているかということであろう。

『メディアの法理』（日本評論社、一九九〇年）を著した浜田純一氏も、ハーバーマスが『公共性の構造転換』（Strukturwandel der Öffentlichkeit、ドイツ語の原著第一版は一九六二年、第二版は一九九〇年。日本語版の第一版は一九七三年、第二版は一九九四年、いずれも未来社刊。くわしくは後述）で提出した「公共性」（Öffentlichkeit）という概念についてつぎのように紹介している。

「プレスが自由がこのように政治的機能をもつということについての認識は、ドイツでは、一八世紀末以来のへ市民的公共性へ、つまり公権力に対する市民の批判的機能の場であるへ公衆として集合した私人たちの生活圏への成立と発展を背景としながら、すでに一八四八年の三月革命前の時期において見られる……」（同書、一一ページ）

この Öffentlichkeit（öffentlich の名詞形）については、本稿第二節の「C・ハーバーマス理論の問題点と限界」で検討する。ここではハーバーマスがどのような意味をもたせてこの語を使いはじめたかについて、前掲書の第二章「序論 市民的公共性の一類型の序論的区画 第一節 出発点の問い」でみずからのべているので、すこし長いがそれをまずみておくことにしよう。

「ほんらい世論の機能であった公開性は、いまや世論の注目をひきつけるものの属性になっている。すなわち、近ごろへ広報活動へ（P・R）とよばれている運動（public relations）は、この種の公共性＝知名度（publicity）の形成をめ

ざすものなのである。——公共性そのものは、一つの生活圏という形で表れる。公共生活の領域は、私生活の領域に對立している。それはしばしば端的に公論の勢力圏として現れ、公権力にはかえって對立している。あるときには国家機関が「公共機関」にかぞえられるのに、あるときには、新聞のように公衆の意志疎通に奉仕するメディアが「公共機関」(公器)にかぞえられるのは、このためである。

「公的」とか「公共性」とかいう言葉にふくまれる語義群を社会史的に分析してみると、この言葉のさまざまな歴史的層を社会的に把握することができるであろう。まず「公共性」の語源を指摘するだけでも、示唆するところが多い。ドイツ語では、この名詞形 (Öffentlichkeit はそれよりも古い「公的」öffentlich という形容詞をもとにして、一八世紀の間にフランス語の publicite と英語の publicity を模して作られたものである。この語は、一八世紀末になってもほとんど慣用されず、ハンナンツがその使用に異議を唱えたほどであった。公共性がようやくこの時期になって自分の名前を要求するようになるのであるから、少なくともドイツでは、当時はじめて公共生活の圏が形成され、その機能を引き受けることになったとみてよいであろう。それは、同じころ商品取り引きと社会的労働の領域として、独自の法則に従って確立された「市民社会」に特有な圏なのである」(同書、日本版第二版、一三三ページ)

ここでハーバーマスが使用している Öffentlichkeit ということばは、この本の初版(細谷貞雄訳)では「公共性」と訳されたが、第二版(細谷貞雄・山田正行訳)では序文の部分だけが「公共圏」という訳語に変更され、全体の統一がとれていないという、変則的な状態になっている。このことについても、本稿第二節でふれることになる。

さてこのハーバーマスの Öffentlichkeit は、一九八九年に MIT プレスからトーマス・バーガー (Thomas Burger) 訳による英語版が出たときには、「The Structural Transformation of the Public Sphere」と表題の一部に public sphere と訳して使われ、副題は「An Inquiry into a Category of Bourgeois Society」(ブルジョア社会の探究)となっていた。ハーバー

マスはこの本のなかで *Öffentlichkeit* Ⅱ「公共性」ということをキーワードにして、ブルジョア市民社会を分析したのだと、版元の MIT プレスと英訳者には理解されたのである。

英語圏ではハーバードの『公共性の構造転換』が出るまでは、公共性について *public sphere* と表現することはあまりなかった。花田達朗氏も指摘されるように、メディアによってつくられる公共的な言論空間は、それ以前には英語圏では *public life* (公的生活) とするのがふつうであったようである(花田達朗「公的意味空間ノート」『新聞学評論』第四〇号、一九九一年)。

花田氏はこの論文のなかで *public life* を表題につかった英語の本を二冊紹介しておられる(それぞれ一九八四年と八五年刊)が、この語を書名に使った本のうちで、私の手許にある最新刊のものは一九九二年刊である。それは Robert Donovan & Ray Scherer: *Unsilent Revolution—Television News and American Public Life*: Woodrow Wilson International Center for Scholars and Cambridge University Press, 1992 (ウィルソンの *Public Life* は文意からすると「公共的生活空間」)、「公共的な生活領域」ということになる。この本は、ニュース報道のいかんがアメリカ人の世界観をつくるという視点で書かれており、アメリカでは純個人的なこと以外の社会事象と人間の関係について「パブリック・ライフ」という語を使用することに違和感はない。

「公益性」についても、とりわけその戦後の使用法は「公共性」とおなじく、欧米語からの翻訳と考えられる。英語の用法は先にもあげたように、直訳としては「公的な」、「公共的な」という部分と、「益」の部分に分かれ、前者はとうぜん *public* となる。その後に「益」の部分が出て、使い方によってそれが *good*、*benefit*、*welfare*、*interest* などとなるのである。ちなみに手許にある英語の本のタイトルには *Television and the Public Interest* (edited by Jay Blumler, Sage Publications, 1992) とあり、「テレビと公益性」という意味である。先に野崎茂氏の論文に関連してのべた *Public Interest*,

Convenience, or Necessity」という表現はこれをより具体的にただけである。

D・メディアの管理者と事業主体

メディアの公共性をどうとらえるか。またその前にメディアの公共性とはいったいなんなのか。そのことについて前項(C)ではことばの意味論からさぐろうとした。そこで検討した、この公共性がある社会でどうとらえられるのかということは、じつはメディアの管理者がだれであり、それを事業として実際に展開するのは誰なのかという、メディアの所有、運営形態とも深く関係してくる。

原理的にいえば、メディアの所有者・管理者と事業主体、運営形態にはつぎの九つの組み合わせが考えられるであろう。

- 第一 国有・国营
- 第二 国有・公営
- 第三 国有・民営(私営)
- 第四 民有(私有)・私営
- 第五 民有(私有)・公営
- 第六 公有・公営
- 第七 公有・民営(私営)

メディアの公共性と公益性

第八 以上の混合形態

第九 海賊放送（国家主導の謀略放送をのぞけば、私有・民営）

現在の中国のように、メディアは政府の施策を国民に知らせるものだと考えるような諸国では、おしなべてメディアは国有・国営である。この中国には全国的レベルでメディアを管理するためのラジオ・テレビ省があり、同時に事実上の一党独裁体制にある共産党の宣伝部がマスメディアによる提供情報の内容的なチェックをおこなっている。現在の中国のテレビ放送には、政治的には社会主義、経済的には市場主義という国策が反映し、その結果、外国企業による広告収入をあてこむ中国政府はCMなどにおいてはかなり自由な呼び掛けを許すようになってきている。CMの内容と制作法においても日本のそれと似通ってきているというのが一九九五年五月に二十四回目の訪中をし、外務次官と面談した私の印象である。

しかし一般番組の内容は厳密に国家統制されており、ニュースの場合はほとんど国家の動きを基本にレポート、共産党の政策の各地での成功物語りの報告とその確認のための放送となっているという点では、テレビ放送の開始以来まったく変わっていない。

旧ソ連の場合にはテレビ・ラジオ放送国家委員会があり、それがメディアを完全にコントロールしていた。旧東ドイツもソ連のやり方をまねて、ラジオとテレビの双方に国家委員会を組織し、メディアの直接的な管理をおこなっていたが、現在では西ドイツのやり方に吸収されつつある。

このように、かつての社会主義諸国のメディアは情報の国家統制という理由からすべて実質的な国有・国営であった。が、いかなる言辭をろうしても、国有・国営メディアが国をつくるもつとも重要な要素である国民をかならずしも大切にしてこなかったことは、すでに一九八九年頃より雪崩のように起こった社会主義体制の崩壊として証明され

たとおりである。中国の場合も民衆がテレビによって多くのことを知るにつれて、テレビも早晚その運営主体の改変を迫られることになろう（ジェームズ・ラル著、田畑光永訳『テレビが中国を変えた』岩波書店、一九九四年、などを参考にされたい）。

第二の、国有・公営に分類できるものとしては、日本のNHK（運輸省の特殊法人）、イギリスのBBCなどがあげられるが、両者とも国有でありながら、国家のコントロールからは自由である「公共放送」を標榜し、実際の経営・運営面においては、効率と利潤の追求を精力的におこなうという、民営化傾向を強めつつある。⁽¹⁰⁾

本年（一九九五）年は日本の放送開始後七〇年にあたる。この間の日本の放送を運営形態としてみれば、第二次大戦前と後、そして後者は放送法施行（一九五〇年）を以て二つ、計三つに時期に分けることができる。それを歴史的にふりかえっておこう。

敗戦前の日本の通信事業は国家管理をあたりまえのことと考えてきた。それは無線通信法第一条に

「無線電話は政府之を管掌す」

とあることに象徴的である。放送開始当時の日本の官僚たちには放送事業の社会的価値を正しくとらえることは困難であったのである。

前掲『日本放送史』はつぎのようにいう。

「明治の始めから通信事業の政府専掌を根本方針とし、且つ完全にこれを実施してきた通信省としては放送事業の官営か民営かの決定は実に容易ならぬ重大問題であった」（同書、六九ページ）

これは、①通信事業に関する国家管理の考え方、②当時の社会情勢、および③いかに施設建設の財源と運営経費を確

保するかという理由から、日本の当初の放送形態は、「政府が聴取施設許可料を徴収して、その大部分を経営財源として放送事業者に給付するイギリスの制度を採用することが考えられた」が、法律上の問題もあつたので、特殊な便法として「聴取無線電話施設の許可願には放送事業者との聴取契約の存在を条件とした」（同書、七〇～七一ページ）

「放送を民営とした場合の経営方式は、わが国情と国民の経済力とに鑑み、アメリカ式に則ることなく、イギリスやドイツの制度を参酌し、この事業により利益を受ける機器製造販売業者を企業に参加させて所用経費の一部を負担させるとともに、聴取者にも一定の料金を支払わせ、それを以て所用の経費に充てさせることに決定した」（同書、七〇ページ）のであつた。

こうして日本の放送事業は名目的には社団法人のかたちをとりながら、実質的な固有・国家管理のもと、受信者および機器製造業者に経費の一部を負担させるというかたちでスタートした。

戦前にはNHK一局態勢であつたのだが、戦後は放送法施行後の一九五一年から民放がこれに加わることになつた。が、ここにも国家管理を排し、企業論理によつてこれをおこなうという民放側の思想と、戦前からつづく通信事業は国家によりおこなうという思想・NHKのおもわくとのあいだにはげしい葛藤があつた。

それは妥協として、放送法・電波法とならび、電波三法といわれた電波監理委員会設置法（一九五〇年に前記二法とともに成立）によつて、現行の郵政省ではなく総理府の外局の一つとしての電波監理委員会に無線局の免許付与（一般放送免許の付与）なども一時期おこなわれたのであつた（一九五〇年～五二年）。また、日本放送協会（NHK）は放送法の施行後、郵政省の特殊法人となつた。その意味では「公共放送」を自称する現在のNHKは国有・公営という形態にちかひものだといえよう。この方式は現在、民間放送の活発化とその経営利潤の熾烈な追求との対抗上からも、NHKの体質的民営化（関連組織の株式会社化、制作の外注増加、経営の合理化、など）を進行させ、日本の放送界全体

の利潤追求志向の強化となって現象してきている。

このメディアの国営・公営をとわない民営化傾向は、全世界的に、①メディア研究としてはコミュニケーションと情報科学の理論的側面を發展させ（情報伝達の効率性の研究）、②経営理念としては情報産業化という利潤追求的側面（企業としての利潤追及）の急激な促進となってきた。その結果、③放送がどのような社会的機能を果たすべきかという、放送の本質的問題がないがしろにされるようになってしまった。さらに今日のメディアは、欧米において典型的なように、④巨大資本が国境を越えてメディアの多国籍化・多角化を促進し（メディアのコングロマリット化）、市民の利益どころか、国益の論理よりもさらに強力な国際利権・利潤獲得の論理で、資本の論理にしたがってはげしく動くようになってきている。そしてこの商業化路線の完成がこのところつづけて契約されたアメリカのテレビ・ネットワークの身売りである。

本（一九九五）年七月三十一日、ウォルト・ディズニー・カンパニーは米国の三大テレビネットワークの一つ、ABCを総額百九十億ドル（約一兆六千七百億円——当時）で買収することで合意したと発表し大きなニュースとなった。さらに翌日の日本の各紙はやはり三大ネットワークの一つCBSが大手電機メーカー、ウエスティングハウスによって買収されたことを報じた（八月一日、二日の朝日新聞など）。もともとアメリカのメディアは報道内容よりも、商業性・企業性を重視してきたからこれは当然の帰結ともいえる。

さて、日本では「ディズニールランド」の経営会社として知られるウォルト・ディズニー・カンパニーは、今日では総合的メディア・エンタテインメント企業である。今回このディズニーが買収するのは、ABCの親会社であるキャピタルシティーズ・ABCで、それは放送のABC本局だけでなく、米国内だけでも二百二十の系列局をもつ映画・興業のソフトやノウハウと、ABCの番組制作能力やネットワークの一体化を目的とするという。

デイズニーのアイスナーク会長兼最高責任者はこう語っている。

「この買収によって、デイズニーはより世界的な規模で、最高級のエンタテインメントと、ニュース・スポーツ番組を供給できるようになる」

こうしてアメリカのテレビ・メディアはますますウォール街の株価の動きによって左右されるようになる。そこでは、ニュースも娯楽も一緒くたに値段がつけられるようになり、情報と社会との関係などはどこかへふっとんでいってしまっている。

先述のように、放送の国有・国営形態は、国民・視聴者を「放送によって知らされ、教え込まれる対象」とした歴史をもっている。半面、私有・民営の形態は、公権力と組んだ社会的強者たちの意見が優先される構造をつくりあげてきた。中国やアメリカの例を出すまでもなく、両者とも、メディアが市民主権社会の建設のための重要な責務として要請されている、視聴者への奉仕を不可能にする構造をもっていることが現実に証明されてきたわけだ。

もちろん、①情報伝達の効率性の研究も、②企業としての利潤追及も重要なことである。問題はそれらの強調がメディアの公共性・公益性を犠牲にしておこなわれてはならないということである。

だが、現実には、情報内容の社会的価値評価という視点が完全に抜け落ち、そのため、ますます巨大化しつつある今日のメディア機構が、社会的強者にとって政治的・経済的に利用しやすい構造を補強するばかりといった現象となってきたのである。そうしたマイナス面が実際に大きな社会的影を落としはじめたから、最近ではつぎのような発言さえなされるようになる。

「憲法二一条によってマスコミに暴力・集団リンチ・弱い者いじめ・犯罪の自由が保障されている以上、自分の身は自分で守るしかない。他人はすべて敵だ。弱い者いじめをやって喜ぶような奴らばかりだ。特にマスコミのような害虫

どもは、いくら殺しても殺人にはならない。奴らは人間ではないのである」(小林宏誌『人権の敵・マスコミ』東京経済、一九九四年、一九九ページ)

かつてビートたけし氏は仲間を引き連れ、これに近い心理状態で、写真週刊誌『フライデー』(講談社刊)編集部に乗り込んだ(一九八六年)のであろう。ところが利益のためならなんでもするメディア事業者の一つ、講談社もこのときだけはこのたけし軍団の殴り込みについて「言論の自由への挑戦である」とうそぶいた——言論の自由とは社会改革のためにおこなう権力批判の自由を根幹とするもので、他人のプライバシーの侵害の自由のことは断じてない——のだから、小林宏誌氏の主張も字面はともかくとして、その背景については理解すべき点もなきにしもあらずである。

だがくりかえしていう、マスメディアが私たちの社会認識の共通基盤をつくり、マスメディアがなければ現代の私たちの社会の維持は不可能である。そこからメディアの公共性の問題を考えねばならない以上、マスコミの社会的位置づけを理念的にも的確におこなったうえで、現行のメディアを社会制度としても抜本的に改革していく方向でしか私たちはメディア論は成立しないということだけは確認しておかねばならない。

第九としてあげた「海賊放送」(私有・民営)については若干説明があるだろう。これは放送電波が国家によく管理されていることに反発し、その国家の主権のおよばない方法で、ある地域の人びとに電波を送り込む放送形態である。

それには①国内でゲリラ的に違法電波を出す、②電波関連諸法の範囲内の出力で独自の放送をおこなう、③公海上からある地域の人びとに電波を発信する、④国内で抑圧された人びとが国外から内外の人びとに真実を知らせる、⑤ある国外からある特定地域に向けて発信する謀略放送、といったものが考えられる。⑥の謀略宣伝放送(かつて米ソでおこなわれていたVOAやモスクワ放送や現在の平壤放送などの宣伝放送など)以外は私有・民営の形態をとっている。

この海賊放送は、第一、国家の主管する放送にたいし異議をとなえる意味では有効である。しかし、第二、これにもまたスポンサーが必要となり、これまでの海賊放送の多くは経営維持のために国家管理された民営放送とおなじ運命をたどっている。また、第三、その運営形態から大出力のものを維持することは困難であり、受信範囲がおのずから限定される。第四、謀略放送が国家対国家の対立を原因としており、それそのものが国家による放送である。その意味ではかつての社会主義諸国の抑圧にたいしたたかかったヨーロッパのいくつかの海賊放送やユーゴ紛争におけるそれぞれの陣営の放送などをのぞけば、将来の放送にとって私たちが参考にするものはあまりない。なお、この海賊放送のラジオ篇については、原崎恵三『海賊放送の遺産』（近代文藝社、一九九五年）が参考になる。

メディア研究についての私の関心は第一に、地球規模の今日的な市民民主権社会のメディアはどうあるべきか、第二、そうしたメディアの社会的責任の派生する理論的根拠、第三、メディアにとって公正な活動とはいったいどういうことかという、メディア哲学の確立である。それはひとことではいえば、現代のメディアにとってその公共性・公益性とは何か、の具体的説明作業である。

以下に、メディアの公正とは何かという観点から、欧米での議論をたたき台にして私なりの問題解決のためのいとうちの提示をおきたい。

二、公共性論の方向性

A・従来の議論の特性

〈欧米の場合〉

メディアとその公共性についての議論は、原理的には一七世紀のジョン・ミルトンによる『アレオパジチカ』（一六四四年）や、一八世紀、スウェーデンの「報道の自由法」（一七六六年）やアメリカ憲法修正第一条におけるプレスの自由規定（一七九一年）にまでさかのぼれるだろう。また、世界史における自由の理念の発展という着眼についていえば、ドイツだけでもすでにフリードリヒ・ヘーゲルが一八二〇年代に『歴史哲学講義』でおこなっている（後述）。

が、本稿では今日的な意味におけるマスメディアと「公共性」の関係にかぎって議論する。とすれば、現在、欧米におけるメディアの公共性の議論については、大別してつぎの二つのながれがあるといえることになる。

第一は、社会的影響力がよいメディアがそれに応じた責任を果たしているのかという視点からのもの（社会的責任論）。第二は、社会の運営にあたってメディアはどういう情報をどの程度まで市民に提供すべきかという視点からのもの（提供情報内容論）、である。

第一の社会的責任論については、アメリカのプレス自由委員会（通称・ハッチンス委員会）とイギリスの王立プレス委員会の両方の仕事をあげることができる。が、ここでは、第二次大戦後いちはやくアメリカで始められたメディアの社会的研究である、ハッチンス委員会の報告（一九四七年、原題は「新聞・ラジオ・映画・雑誌・書籍のマス・コミュニケーションに関する一般報告書」）を取りあげておく。

この報告書はその後のウイルバー・シユラムなどの著作（『マス・コミュニケーションの責任』一九五七年、Responsibility in Mass Communication、日本語版は崎山正毅訳『マス・コミュニケーションと社会的責任』日本放送出版協会、一九五九年）にも見られるように、メディアが社会的影響力を増大しているのにそれが視聴者・読者の要望や実態を反映していないのではないか、そうしたことが続けば国家の干渉をまねきかねず、メディアの自覚（自主規制）がまず必要になる、という問題把握の枠組みをもっていた（詳しくは岡満男他編『メディア学の現在』世界思想社刊、に寄稿した拙論を参照）。

このシユラムたちの考え方の基本には、その研究を支援したのが全米キリスト教協議会であったことから明らかにように、メディアが自主規制をすれば、①国家権力によるメディアへの介入の排除、と同時に②メディアが社会的強者として善良な市民の安寧を乱すことはなくなるとの、メディアの善性に信頼をおくという立場が濃厚にあった。

しかし現代のメディアは、①その規模、②経営形態、③技術水準、④社会的地位、などのすべてにおいて、すでに三〇年以上前のシユラムの時代のそれとはちがう位相で社会的展開をしており、そのはらむ問題は、へ自主規制へなどという、メディアの善意と自主的努力に期待するやり方だけではとても解決できるような状態にはない。

第二のメディアの提供情報内容論について。今日の欧米での議論の主たる傾向はメディアはその活動においてどこまで「公共的な事象」に踏み込み、公衆・市民にたいし何をどう知らせるべきかという立場に移りつつある。

こうした議論の枠組みでの最初のままとまった理論的提起をおこなったのは、先述した、ドイツ・フランクフルト学派の哲学者ユルゲン・ハーバーマスであった。彼は一九六二年に発表した『公共性の構造転換』(Strukturwandel der Öffentlichkeit、原著第二版は一九九〇年刊。日本語版初版は細谷貞雄訳で一九七三年、未来社刊。第二版は山田正行氏が訳者に加わって、同社から一九九四年刊)で、「公共性」(Öffentlichkeit)の語源論をはじめ、その歴史的発生と変遷を位

置づけ、関連諸科学の応援をえてブルジョア市民社会と「公共性」との関係の検証をおこなった。この本の英訳版がアメリカのMITプレスから出たのは一九八九年。日本語版のそれにくらべておそかったが、七〇年代後半からは「公共性」についての議論は、このハーバーマスをはずしてできないほどの、世界的に絶大な影響力を学界と論壇の双方でもつようになってきている。

私自身は先の論文「メディアの公正と社会的責任」（本誌前号に掲載）でもふれたように、ハーバーマス理論をそれほど高く評価するわけではないが、越えねばならぬハードルとしての値打ちは十分にあると考える。

さてハーバーマスの提出した公共性（*Öffentlichkeit*、英語訳では *public sphere*、日本語訳初版では公共性、第二版の序文では「公共圏」と訳された）概念について、イギリスの学者、ピーター・ゴールディングとグレーム・マードックは『マスメディアと社会』（*Mass Media and Society* edited by James Curran and Michael Gurevitch, London: Edward Arnold, 1991。日本語版は児島和人・相田敏彦監訳で勁草書房、一九九五年⁽¹¹⁾）に寄稿した論文のなかでつぎのようについて。

「コミュニケーション・システムは政治的選択を含む様々な分野において、できるだけ広範な情報や解釈や論議を提供し、人びとが異議を表明し代案の提起をすることを可能にするであろう。この点についての議論はドイツの理論家、ユルゲン・ハーバーマスによる「公共性」というきわめて大きな影響力をもつ概念によって精密化されてきた」（日本語版同書一四ページ、一部改訳）

コミュニケーション関連だけでも、ハーバーマスの著作は膨大なものだし、前掲『公共性の構造転換』で扱われた主題である公共性（公共圏）についても、ハーバーマス自身つぎのようになる。

「私がまず第一に目標としていたのは、市民的公共圏の理念型を、一八世紀および一九世紀初期のイギリス・フランス・ドイツでそれが発展した歴史的文脈にもとづいて展開することであった」（同書第二版日本語版序文）

つまりハーバーマスはメディアと社会との関係を直接追いかけたのではなく、当時のヨーロッパの主要国を中心として「言論としての公共性」とその市民性・社会性・政治性などの変遷を追究したわけである。

いうまでもなく、ハーバーマスの記述法の特徴はいわゆる理論的アプローチで、具体的なケース・スタディではない。が、その理論を現代社会のメディアと公共性との関係に置き換えて考えれば、ゴールドディングらのハーバーマス理解は間違っていないと思われる。同時に、私などがこれまで展開してきたメディアの「社会的責任としての公共性」という立場からの立論からすると、現代の欧米におけるこの「公共圏」論争そのものの出発点が、メディアはどこまでそのエンドユーザーである読者・視聴者に情報を提供したらよいのか、その結果どのような議論が市民のあいだでおこなわれるようになるか、という点にあるようにみえる。

そこでは、市民は情報を与えられ教化されるべき対象となってしまうっており、それは典型的なヨーロッパ風啓蒙主義の立場からの議論で、メディアそのものの提供情報の範囲を主体性をもって決めるのは市民である（市民の主体的なメディア・アクセス）というプロセスが表れてこないのである。もちろん、後述するように、このときの市民とはどのような人たちをいうのかについても厳密に規定しておかねばならないであろう（本節へ市民主権社会建設奉仕論への胎動へ参照）。

以下に、このハーバーマス理論とその影響下にある欧米の公共圏論を批判的に検討し、いま私たちに必要なメディアの社会的責任の認識と、その公共性のとらえ方はどうあらねばならないかについて考えておきたい。

〔公共圏〕論争の拡がりと精密化

まず、ハーバーマスの提起したメディアの「公共性」論争が欧米において、①どれほどの拡がりをもってきているか、

②) のようなことを中心とした議論となっているか、についてのべる。

このテーマについてのまとまった議論のひとつは、一九八九年にストックホルム大学ジャーナリズム・メディア・コミュニケーション学部の主催でおこなわれた国際コロキウムで、その成果はのちにそこで発表された論文にいくつかのあらたな論文をくわえ、『コミュニケーションと市民権——ジャーナリズムと公共圏』(Peter Dahlgren and Colin Sparks ed., *Communication and Citizenship——Journalism and the Public Sphere*, Routledge, 1992) としてまとめられた。

この本には、主催者であるスウェーデンのP・ダールグレン、英米のジェームズ・カランやマイケル・グレヴィッチといった論者だけではなく、デンマーク・ポーランド・イタリア・イスラエル・オランダの八ヶ国、計一六人の活動的学者が論文を寄せ、①社会と②メディアと公共性の相関についてへpublic sphere、公共圏という観点から論じている。

私自身、昨(一九九四)年五月にこの本の編者のひとりであるスパークス氏が来日したおり、東京と京都で議論する機会をえた。その会話をとおしておなじテーマに関心をもつものとしての信頼感はつくれたが、マルクス主義と民主政治、およびこのメディアの社会的責任と公共性についての議論では、彼らのいう「公共圏」のとらえ方に同意することは出来なかつた。

共編者のダールグレン氏はこの本の序章でつぎのようにいう。

「公共圏」とは、今日の社会においては、マスメディアがとりわけそのジャーナリズム的役割において、市民が世の中を知り、それについて議論をし、どのような行動をとつたらよいのかを十分な知識のうえにたつて決定することを、いかにして、どの程度まで手助けできるのかということを示唆する概念である。本書のすべての論文はマスメディアと「公共圏」との関係についてのべている……ハーバーマスの概念枠組みと方法論を精査していくと、その仕事の間違はなく先駆的ではあるがその基本は困ったことにあいまいなのである。(私なりに言い換えれば)「公共圏」とは世論形成のプロセス、ないしはニュース・メディアそのものと同意語だといつてもよい……ハーバーマスの分析ではとりわ

け、歴史についての理論的視点、社会構造、政治、メディア社会学、そして世論の本質とが混同され、概念的な見分けがつかなくなっている」(同書一ページ)

この見解は一見、ハーバースを批判しているようだ。が、基本的にはハーバース理論を大枠として受け入れたうえで議論である。彼の批判はハーバースの提出した「公共圏」(「公益性」)概念のうち、分明的でない部分を現代社会のメディアと公共性という基準に照らして再検討しているだけなのである。この本におさめられたその他の論文においても、あるものは理論的な検討であり、あるものは個別の国や地域における「公共圏」とメディアの関係についての記述であり、基本的にはメディアがどこまで市民・公衆に情報を伝えたらよいかという立場からの「メディアと民主社会の関係性論」なのである。

この本はロートレッジ社の叢書「コミュニケーションと社会」の一冊だが、その編集総責任者のJ・カラン氏も「公共圏」について、議論を世界各地(といっても欧米中心)でのメディアと社会の民主化のあり方についての注意深い展開から説明しようとする。それは彼がM・グレイヴィッチ氏と共同編集した、前掲『マスメディアと社会』のなかでこういつていることからわかる。

「歴史研究としてのハーバースの仕事の価値を問題にすることにはおそらくそれ相応の根拠があるだろう。しかしながら、ハーバースの仕事は民主主義社会でのメディアの役割に関しての、強力、かつ人びとの目を引く視点を提供している。しかしそのことと彼の著作の歴史的評価のいかんとはさほど関係がない」(日本語版同書一三〇―一三一ページ、一部改訳)

すくなくとも以上のことから、現在欧米で「public sphere(公共圏)」ということばでいわれている、メディアと社会

の民主化の議論が、①民主化という用語を使いながら、じつはメディアのエンドユーザーである視聴者・読者を客体とし、情報提供されるべき「群れ」としか見ていないこと、②公共性というものをメディアがあつかう社会的情報の範囲に限定してしまっていること、③どのような社会をつくっていくのかという具体的な世界観にとほしいこと、④メディアの送付情報の内容の選択基準のあいまいさ、⑤公共性をもったメディアを確立するための社会的保障制度の検討がない、などの欠陥をもっていることがわかるであろう。つまり欧米での「公共圏」論争には、「大知識人」が高みから公衆にあたかも何かを教えるといったような態度が濃厚で、それでは「純個人的な」と「公共圏」論争には、「大知識人」が高みから公衆に定されるケースをのぞいて世界大のことまでのすべての領域」を「公共」と考え、メディアはその可能なかぎりの情報提供と相互の意見交換をそのエンドユーザー自身の要望と主体的参加によっておこなうべきだという、私の主張とはずいぶんちがうものである。

〈日本の場合〉

日本の論壇や学界では、いまだにシュラム的立場からのメディアの責任論とジャーナリズム論、そうでないときにはメディアの情報産業化論とそれへの反発などの議論が支配的である。そういう私自身も従来のような研究手法に不満であるとはいえ、いわゆる「規範的立場」(normative discipline)の濃厚な、メディアの今日的あり方についての議論を展開してきている。その原因はこれまでの私(たち)の公共性のとらえ方が具体性を欠いていたことにあり、それを、一歩でも抜けてたいというのが本稿執筆の目的のひとつだからである。

先にも述べたように(第一章のCへ日本語の語法)、市民主権の立場からの公共性論は、メディアに関連するかぎり第二次大戦以前の日本にはなかったものだといってよい。人間社会のあり方の追求と自由という考え方についても、幕末の志士たちのあいだにそのようなことばでしか表せない内容をもつ社会運動、世界史的レベルにおける一九世紀日本

の民主化という、明治維新という名の「日本革命」があったにせよ、その当時の議論が自由とか独立とかいうことばを
あやつっておこなわれたわけではない（このことについてはMarius Jansen: SAKAMOTO RYOMA AND THE MEIJI
RESTORATION; Princeton University Press, 1961。日本語版は、平尾道雄・浜田亀吉訳『明治維新と坂本龍馬』時事通
信社、一九六五年、を参照）。またその当時の議論がメディアを念頭においたものでなかったことにも疑いはない。

いずれにせよ、本稿で扱っているような意味での日本における公共性論は第二次大戦後のものであるし、語用として
のそれも、先に検討したように（第一章のC）、敗戦後の日本がGHQの占領政策の一つとして、メディアの取り扱
を根本的に変えることを強制されたプロセスのなかで生まれてきたものだ。もともとありていにいえば、日本における公
共性論は、政府と業界にとってはGHQから教えられ、学界にとってはシユラムを中心としたアメリカのコミュニケー
ション研究に啓発されたものであった。またそうした学界の動きはハーバード・マス・コミュニケーションに接して一九七〇年代後半から
さらに多様なものになったにすぎない。

放送の公共性については、先述のように、GHQのメディア政策と放送法制定の過程で多くの議論がなされた。しか
し、それにつづくといえるような本格的な論文は、新田宇一郎氏の「放送の公共性」（『新聞研究』一九五五年十一月号）
などわずかで、学問的にも業界にたいしてもそれほどインパクトをもたなかった。その後、一九六三年八月三一日刊
の日本民間放送連盟調査連絡室『調査連絡室報』は、そのなかの「国内情報」の項の一節を、「公共性とは何か——民
放の公共性を考えるための手がかり——」（七九ページ〜八六ページ）とする。これはこのテーマについて放送関係者
が内部の文献資料として書いたもののうちもつともはやい時期のもののひとつである。それは、島田厚氏が『経済往来』
一九六三年七月号に発表した論文「大衆と結婚したマス・コミ——われわれはどこにゴールを設定すべきか」を紹介し
ながら、「高度大衆消費社会における公共性とは何かについてのヴィジョンを明らかにすることが重要である」と新し

い角度からの問題提起をする。

しかし、こうした業界による公共性への関心が具体的成果となるのは、先述のように（第一節のC、業界の用語法）一九六六年につきの二つの書物が出るまでまたねばならなかった。

日本民間放送連盟放送研究所編『放送の公共性』岩崎放送出版社刊

マスコミ倫理懇談会全国協議会編『マスコミの社会的責任』日本新聞協会

これらの二冊のうち、前者は放送に焦点をあて、後者はマスコミ全般を扱っている。以下にこれら二書の目次をかかげておく（図の1と2）。

メディアの公共性については、前者には先に例示した、加藤秀俊氏の「民放の基盤としての公共性」、山本明氏の「公共性」概念とジャーナリズムとしての放送」、津金澤聡広氏の「放送の公共性・その歴史的検討」、野崎茂氏の「海外におけるへ放送の公共性」などのすぐれた論稿がある。後者には小山栄三氏が「マス・コミュニケーションの社会的責任」と題する注目すべき論文を寄せている。が、いずれも基本的にはマスメディアの社会的影響の大きさ・電波の有限性とその反射として生じる責任に着目し、それが言論の自由とのからみのなかで反社会的な機能を果たすときの恐ろしさという観点からの議論となっている。つまり五人とも基本的にはシユラム的な社会的責任発生論のなかでの議論を展開しているわけだ。

なかでも小山氏の論文は、シユラムの主張枠組みをそのまま踏襲するもので、①マスメディアの社会的責任を、②自主規制によってクリアしようとするものであった。このシユラム的アプローチの問題点については後述することになるが、ここでは小山論文の一部を引用しておこう。

図1 放送の公共性 もくじ

序文

第Ⅰ部 民放の公共性

第1章 民放の基盤としての公共性……………加藤 秀俊	2
1 多元的価値と有界回路……………	2
2 イデオロギーとしての「公共性」……………	6
3 便宜手段としての地域社会……………	10
4 妥協のプロセスとしての「公共性」……………	13

第2章 「公共性」概念と

ジャーナリズムとしての放送……………山本 明	18
1 解明のための前提として……………	18
2 公共性一般と言論……………	19
3 市民の権利としての言論の自由……………	24
4 放送とジャーナリズムとアクチュアリティ……………	30
5 放送機能の分析……………	38

第Ⅱ部 放送の公共性

第1章 放送の公共性

——とくに調査会答申に関連して——…伊藤 正己	42
1 はじめに……………	42
2 表現の自由の価値……………	43
3 放送の特殊性……………	45
4 放送の基本体制……………	48
5 法的規制の態様……………	52
6 放送行政の機構……………	58

第2章 放送の公共性・その歴史的検討……………津金沢聡広

1 はじめに……………	60
2 日本における放送開始前後の事情……………	61

図1

3 戦前戦中の「公共性」はどうであったか……………	65
4 戦後のNHKと民放の誕生……………	68
5 公共性をめぐる批判と告発……………	72
6 公共性論の4つの問題点……………	78

第3章 海外における「放送の公共性」

——そのあり方の事例研究——……………野崎 茂	90
1 この永久同伴者……………	90
2 アメリカの公共性論の概要……………	93
3 公共性の実際的決め手 ——アメリカにおける競願ケースの分析……………	99
4 よい放送とは何か……………	107

第Ⅲ部 民放企業と公共性

第1章 民放事業の公共性と企業性……………黒沢 清

1 公共性とは何か……………	114
2 公共性と公益性……………	116
3 放送事業の場合……………	117
4 民放産業の経営理念……………	117

第2章 文化価値と媒体価値

——民放事業の性格をめぐって——…神尾 冲蔵

1 民放の社会的機能……………	120
2 民放と公共性……………	122
3 民放の私企業的な性格…………… プリント・メディアとの対立／広告費支出の変動と民放 の財政基盤／NHKとの対立……………	124
4 文化価値と媒体価値…………… 文化価値の商品形態／放送用役の二重性／二重性の統一……………	128
5 制度的問題と変革への提言……………	132

第3章 スポンサーの責任（その1）

——広告主のテレビ観——……………小林辰四郎

	134
--	-----

1	広告主とテレビ観	134
2	テレビの発展	135
3	テレビの責任	136
4	ここに利益の社会還元をねがう広告主がいる	137
	スポンサーの責任（その2）	
	——スポンサーの立場からみた放送の公共性について——	
	山形弥之助	139
1	電波の使い方	139
2	受信料について	140
3	電波は国民のもの	140
4	番組の内容	141
5	番組の向上	142
6	スポンサーとは	144
7	すぐれたディレクターにすぐれた作品を	145
8	広告とテレビの関係	145
9	むすび	146

第Ⅳ部 展望／文献目録

第1章 民放活動にあらわれた公共性

——民放62社に対するアンケートの整理——

	民放研究所	150
1	はじめに	150
2	手続き	153
3	アンケート回答にあらわれた全般的な傾向	156
4	番組の区分別実体	165
	A「家庭生活の周辺」（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
	B「地域社会の諸問題」	
1	地域産業（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
2	地域行政（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
3	選挙（テレビ）（番組例）	
4	郷土の人物（番組例）	
5	社会教育（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
6	学校教育	

7	郷土史（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
8	芸術・芸能（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
9	娯楽（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
10	スポーツ（番組例）	
11	ローカル・ニュース（テレビ）（ラジオ）（番組例）	
12	災害・事故・過激（番組例）	
13	社会生活（番組例）	

C「全国的な問題」

1	政治・経済・社会（番組例）	
2	芸術・芸能・娯楽・スポーツ（テレビ）（ラジオ）（番組例）	

D「その他」（テレビ）（ラジオ）（番組例）

5	番組以外の企業活動の実態	247
第2章	文献目録（日本編）	263

1	マス・メディア一般	
2	マス・メディアの公共性	
3	マス・メディアの自由	
4	マス・メディアの中立性	
5	放送法制	
6	マス・メディアの原理	
7	マスコミの青少年に与える影響	
8	広告の公共性	
9	放送経営	
10	放送史・放送社史	
11	公益企業論	
12	文献目録	

文献目録（外国編）

1	公共性一般	350
2	マス・メディアの公共性	
3	マス・メディアの自由	
4	放送行政	
5	放送法制	
6	マス・メディアの倫理	
7	広告の公共性・規制	
8	報道の客観性	
9	マスコミの青少年に与える影響	
10	マス・メディア批判	
11	大衆文化論	
12	マス・メディアの経済	
13	公益企業論	
14	文献目録	

図2 マスコミの社会的責任 もくじ

目 次

第1編 総 論	
マス・コミュニケーションの社会的責任……………	小山 栄三 1
第2編 マスコミの社会的責任……………	15
第1章 新 聞……………	15
第2章 放 送……………	34
第3章 雑誌出版……………	51
第4章 映 画……………	76
第5章 レコード……………	100
第6章 広 告……………	107
第3編 マスコミへの提言……………	123
第1章 新聞の責任……………	千葉雄次郎…123
第2章 放送の倫理……………	千葉雄次郎…123
第3章 出版の社会的責任……………	伊藤 正己…142
第4章 映画の倫理……………	波多野完治…160
第5章 レコード倫理について……………	関口 隆克…173
第4編 関係資料……………	181
1 総論関係……………	181
2 新聞関係……………	204
3 放送関係……………	221
4 出版関係……………	267
5 映画関係……………	277
6 レコード関係……………	309
7 広告関係……………	320
8 マスコミと三つの法律……………	360

「言論の自由は、民主主義の二大目的——公共の福祉の実現と市民的自由——の保障の限界内においてのみ許されるものである。ここに報道および論評の自由と社会的福祉の実現に矛盾する(犯罪・青少年の非行行為の助長、風俗壊乱、等)反社会的影響、市民的自由の保障に矛盾する個人または団体のプライバシーの侵害、名誉毀損という相反する結果が発生してきたのであって、(言論の自由)に対する不満と抗議が、政府側および受け手大衆側から生じてきたのである。この二つの原則をいかに調和せしめるか。ここに、言論の無制限な自由を認めようとした自由主義の原則に対し、社会的責任の原則が加えられ、自主規制の改善策がとられることとなったのである」(同書六〇七ページ)

一方、ドイツでハーバーマスが「市民的公共性」を主たるテーマとした著作『公共性の構造転換』を発表したのは一九六二年であった。ところがこの本に関するかぎり、日本の学界は英語圏のそれ(一九八九年にMITプレスから出版)よりも十五年以上前の一九七三年に日本語版を出し、すばやく反応した。

このことは日本においてハーバーマスのコミュニケーション理論と公共性論に関心をよせて、その議論を継承、発展させてきた人たちが主として、ドイツ哲学者やドイツを関心対象とする研究者たちであったことを意味している。

ところで、これまでに日本においてハーバーマスの「市民的公共性」についてふれた論文はかなりの量にのぼる。が、単行本としては、論理学・哲学を専攻する横田栄一氏が上梓した『市民的公共性の理念——カント、フアイヤーアーベント、アーベル、ハーバーマス』(青弓社、一九八六年)などが代表的なもので、この本は『公共性の構造転換』の英語訳の出る三年前に刊行されている。

氏はハーバーマスの「市民的公共性」を「理想的談話状況」ととらえ、つぎのようにいう。

「ハーバーマスやアーベルも彼らの理想的談話状況や理想的コミュニケーション共同体の理論の論定に際して一八世

紀西欧に成長してきたかの市民的公共性の理念を呼び込んできたのである。理想的談話状況や理想的コミュニケーション共同体の理念に与えられる理論的特徴づけが問題であるとしても、市民的公共性の理念を呼び込んできたということに正当性があるとすれば、そしてハーバーマスとアーベル両者の理想的コミュニケーション共同体と実在的コミュニケーション共同体との矛盾という観念に正当性があるとすれば、それは現代工業社会が諸々の大規模な変化にも拘らず、その大枠においては、近代市民社会の枠組みを超えていないからである」(同書、一四〇ページ)

横田氏のこの著作は、ハーバーマスの「市民的公共性」論を初期の段階でドイツ哲学史のなかに位置づけたという意味で高く評価されるべきだ。が、コミュニケーション論、ジャーナリズム論の立場からの公共性論の中身として私たちが学ぶべきものがそれほど多いというわけではない。先述のように、ヨーロッパでの言論の自由・メディアの自由論はミルトンの『アレオパジチカ』以来、三〇〇年以上の伝統があるし、それほど前にさかのぼらなくとも、欧米のコミュニケーション研究、ジャーナリズム論は、英米を中心とするメディアの社会的責任論の一部としてメディアの公共性について横田氏以前から氏以上の精密度で、氏以上に論及してきている。もう少しいえば、戦後の日本の新聞学、ジャーナリズム研究もまたハーバーマス程度の公共性議論はハーバーマスと同時代にすでにおこなってきている。

横田氏の書物の特徴があるとすれば、むしろその公共性論の展開の仕方が徹頭徹尾、ハーバーマスとそれに関連したヨーロッパの哲学者たちの議論によりかかったもので、日本におけるメディアとそれがつくりだしたメディア環境への言及がないことである。その意味では、横田氏の著作そのものが戦後の日本の学界に見られる、何とかして欧米の議論へ参加しようという努力のうちになされたものといえよう。

日本におけるハーバーマスとその公共性論への言及と検討は、(a)ハーバーマスの著作の時代的制約、(b)当時のドイツのメディア環境・メディア批評の未成熟、(c)主として英米系の学問的枠組のつよい影響下にある日本のメディア学者た

ちのハーバースマスへの注目がおそかったこと、などの理由が絡みあわさって、メディア・デモクラシーと視聴者・読者によるメディア・リテラシー向上との関連枠組みのなかにおいて十分になされてこなかったという指摘をここではしておくことにとどめよう。

そしてこの姿勢は、後に例証するように（第二節Cへ公共政策学の偏見）、公共Ⅱ（へ公）Ⅱ政府の、という理解を短絡的にしてしまう、欧米発の学問である公共政策学における、とんでもないような社会観にもむすびついている。

B・シユラムの自主規制論の限界

今日の日本のメディアの公共性論には、シユラム的な責任論、つまりメディアの社会的責任をメディアの側の自主規制によって解決しようとする、とりわけ業界において主流的な立場と、学会レベルにおけるハーバースマスによる公共性論の理論的影響が大きく影を落としていることは先にのべた。以下、いくらかくわしくこのことを検討する。まずシユラム的アプローチからその問題点をさぐる。

シユラムのようにメディア事業者の良心に期待して、①国家からの干渉と、②現代メディアの問題点を同時に解決しようとする考え方は、さまざまな社会悪を市民の良心と自主的活動によってふせげると単純に結論づける、ある種の人間性善説の限界とも通じるところがある。このことは社会問題一般にいえることで、昨今のオウム真理教による事件に典型的なように——もちろんこの事件の背後はもっと複雑で、しかも権力によるさまざましい情報操作（拙著『テレビ』三省堂選書、一九九五年、参照）がおこなわれたから、必ずしもメディアの報道どおりではないが——、人間の善意だけに期待するだけの問題の解決法の有効性は今日しだいに低下しつつある。

先にあげた、一九四七年、アメリカのシカゴ大学のスタッフによって起草された「プレスの自由委員会一般報告書」は、テレビをふくめたマスメディア全体についての現状認識として、社会的に言論の自由が脅かされる事態が進行してきたことを憂慮し、その危機回避の方法としてはメディア（プレス）の側の自主規制にたよるしかないとする。

「報告書」は現代におけるマスメディアの危機として三つをあげた。第一は、社会におけるプレスの果たす役割の大きさが増しているにもかかわらず、プレスに参加しそれによって意見表明のできるひとが逆に減少していること。第二、そうした状況のなかでプレスに参加できる少数の人たちが実際の社会活動において公共の福祉への貢献をおこなっていないこと。第三、それらの少数の人たちの行動には社会的な批判の対象になるものが多々あり、健全な社会の維持にはむしろ有害でさえあること。

シユラムはのちにF・シーバートやT・ピータスンとの共著『マスコミの自由に関する四理論』（一九五六年）や単著『マス・コミュニケーションと責任』（一九五七年）を書いていく。その基本的なスタンスは「メディアは自主的に社会的責任を負わねばならず、そうしないと誰かがメディアを監視しなければならなくなる・・・公共サービスを保証するために乗り出す必要のある時以外、メディアは私有・民営であるべき」だというもので、政府の統制にたよることはかえってプレスの自由を殺すことになりかねず、またそれは全体主義を招きやすいと危惧している。

このシユラムの考え方の基本には、①メディアが国家運営・国家管理になった場合の危険が知覚されているばかりで、②私有・民営の問題点が適切な批判とメディアの側の自主規制によって改善できる、というへ信仰的ともいえるべき期待がある。先述のように、現代の資本の論理と社会的強者によるメディアを使った世論操作には「民衆操作」をするといふ明らかな強固な企図がある。それを防止する方法はメディアの所有形態と運営方法を、①国家と、②資本の両方のコントロールから離し、市民民主権方式に転換するという作業を社会制度として考えだす以外にないところまできていることはや自明である。したがって、今日の私たちの課題は地球的規模でどのようにこのことを実行にうつ

す理論的整備をするかということになってくる。

C・ハーバーマス理論の限界

〈ハーバーマスの公共性定義とその問題点〉

先に、J・ハーバーマスのいう公共性論の枠組みを批判的に紹介した。しかしくりかえすようだが、私は「公共性」概念を媒介とした彼の理論に価値がないといっているのではない。

このテーマに関するハーバーマス理論の価値は、たとえていえば、アメリカの文法学者ノアム・チョムスキーが発話以前の段階における言語状況がおそらくあらゆる言語の所有者に共通するであろうという理解から発想した、人類共通文法としての生成文法のそれと類似している。つまり、ハーバーマスの公共性論はその分野における特定テーマとそれをキーワードにした社会分析による人間社会のより本質的な解明と理解には役立っても、それをそのままメディアと社会的機能論として応用してもある一定の段階以上に発展していかず、根本的解決をもたらすことができないものだということである。つまり私たちはいつまでもハーバーマスの提起した「市民的公共性」論を手掛かりにして、そのメディア理論としての善し悪しやそこからのさらなる展開を期待した議論をおこなっても大きな成果は出てこないということである。

さて、日本でのハーバーマスの「公共圏」理論の研究と紹介には、花田達朗氏らによるすぐれた業績がある。たとえば、同氏の「空間概念としての『Öffentlichkeit』」「ソシオロジカ」一九九一年三月、「放送の公共性」から放送による公共圏へ、「公法研究」第五十四号、「公的意味空間ノート」『新聞学評論』第四〇号、「公共圏と市民社会の構図」『システムと生活世界』（岩波書店、一九九三年）などや、阿部潔氏の『ハーバーマス理論におけるヘコミュニケーション

観」の批判的検討』『新聞学評論』三九号、などがそれである。氏らの精緻な研究はハーバースをしっかりとらえ、たうえでそれをメディア論の土俵に乗せ、日本の学界に新風をふきこもうと努力するものだ。実際、花田氏はその仕事を日本社会の言論空間の現実の批判に應用されている。しかし後述するように、私の勉強不足と理解不足を棚にあげていえば、氏らの議論の多くはハーバース理論の全面的肯定のうえにたつて、そのへほころびを補強しながらほかの社会現象・言説の問題にアプローチされている気がしてならない。

たしかにメディアと社会とその責任という関連性組みの究明の提案はされてはいる。花田氏の用語法にしたがえば、それは市民社会、公共圏、放送メディアという三者の制度的存立関係ということになるが、それでもなおハーバース理論の基本的欠陥点をふくめて、それらを超える仮説がそこで展開されているようにには私には思えない。なぜ、彼を出発点にして、その発想枠からの議論をしていることが生産的でないのか。

第一、ハーバースの提起した「ヘッフェントリヒカイト」(Öffentlichkeit)という概念は、先述のように、「一八世紀および一九世紀初期のイギリス・フランス・ドイツでそれが発展した歴史的文脈にもとづいて展開する」(『公共性の構造転換』序文)という、西洋史で一般的になっている「ブルジョア」市民社会の成立基盤や社会的構造変化についての、メディアと言説との関係性からの説明には有効であるかもしれない。が、それを即、メディアと言説、社会の民主化とメディアの基本的役割として利用するには、先述した欧米の学者たちの批判にもあるように、概念設定があいまいにすぎる。その結果、説明も不明確になり、たとえそれがつぎのように最大限の善意によって解釈されたとしてもつぎからつぎへと疑問がわいてくるだけであろう。

「公権力に対する私人の闘争のなかで(表現の自由)は闘い取られ、表現行為が展開される社会空間が(公共圏)である・・社会と国家の分離という構図は、やがて起こる社会の国家化、国家の社会化によって崩れ、社会と国家の相

互浸透へと移行する。その結果、「公共圏」は重大な構造的転換を受け、そのために機能的転換を遂げていく。これがハーバーマスのいう『公共圏の構造転換』である」（花田達朗〈放送の公共性〉から〈放送による公共圏〉へ）『公法研究』第五四号、有斐閣、一九九二年）

この花田氏もまた、先に取りあげた横田栄一氏が『市民的公共性の理念——カント、ファイヤーアーベント、アーベル、ハーバーマス』で無意識のうちにおこなっているような、ハーバーマス（古典的なヨーロッパ風学問）礼賛、その結果としての日本の言説空間批判をやらざるがなにおこなうことになる。

たとえば花田氏はつぎのようについて（「意味空間論ノート」一九九一年）。

「〔日本のように私から行為規範が生まれず、私が公へと収斂を目指すような社会では・・・〕公共圏が形成されることは極めて困難である。何故なら、その磁場のなかでは中心にせよ、周辺にせよ、行為者の主体性は問われなし、公開された言説による相剋と合意の形成という手続は最初から基礎を失っているからである。そこでは公共圏という行為と意味の空間はその成長のチャンスを奪われ、天皇制的意味空間に横取りされてきたのであり、天皇制の意味空間を肯定する側からみれば、公共圏はそれに献上・寄進されてきたともいえよう」

ここまでの議論については、①明治に入ってからからの日本では、そしてその構造が②日本だけではなく、アラブ地域やイランのようなきわめて強い一神教的宗教の世界（それは原理主義的なキリスト教世界でも）においてもおなじという、二つの留保条件さえつけければ、私にも同意できる。だが、それがつぎのようにつづくと、それはある社会の最悪の部分をとおりあげてそれを一般化してしまうやり方で、首をかしげることになる。

「日本の公的意味空間における様々の病理現象の多くは、この公共圏の不在によって説明することができるのではないか。その最大の病理は歴史意識の薄弱さであろう。過去の歴史に対する責任の意識、現在の歴史に対する参加・形成の意識、未来の歴史に対する選択の意識を歴史意識とするならば、それは真・善・美の価値意識に裏付けられたものである。そのような価値意識は主体的行為および相互行為の経験のなから発生してくるものである。従って、このような価値意識の貯蔵庫である公共圏の不在が歴史意識に病理を引き起こすのは当然のことといえよう」(同論文)

日本におけるハーバーマスの紹介は花田氏が最初ではない。が、氏の論稿がメディア論の観点からなされた最初のすぐれた仕事であることに疑いはない。しかし、「ドイツという地理的空間にあつた私の身体は公共圏という名の見えざる空間を知覚したのであつた。その知覚は、同地での時間の流れ方や空間の構造を私の身体が受容していく度合いに応じて、別言すれば、それらによつて私の身体が変えられていく度合いに応じて明確になつていった。公共圏の知覚にとつて重要なのは視線である。見えざる公共圏を見ようとする視線と公共圏から視られていると意識させる視線、その双方の視線が交差するところに公共圏は実在している」(同論文)という花田氏の主張は、先に引用した「公権力と私人との闘争と表現の自由」という記述との関係が不明となるし、第一、ドイツに暮らさなければ公共圏はわからないという入情緒的なことになつてしまふ。科学的な追試、追体験を可能にしないものの代表は信仰を基本にする宗教である。反対に学問は、世界中のどこにいようと、おなじ資料におなじやり方でアプローチすれば類似の結果が出るという前提で成立しており、科学する心とはわからないことを一つひとつわかるうとする努力のことである。

私自身、アウシュビッツ問題の資料収集のため、この八月に八回目のドイツ訪問をはたし、そこに歴史修正主義者たちの運動をはじめとする多くの社会病理をみた。花田氏はハーバーマスとその依拠するヨーロッパ世界を擁護されようとするあまり、氏の理想とされるヨーロッパの最良部分と日本のあまりよくない部分とを比較し、論断されているよう

な気が私にはしてならない。その結果、花田氏は日本における公共圏の具体例について同論文でつぎのように主張されることになる。

「さて、日本語は *Öffentlichkeit* に相当する用語・概念を持っているだろうか。『朝日新聞』夕刊に間欠泉のように登場する加藤周一の『夕陽妄語』はどの回をとってみても、日本語が記号として持っていないこの *Öffentlichkeit* を巡って書かれているように私には思われる」（傍点筆者）

ここで花田氏は加藤周一氏の書いた「明示的な言説の多様性なくして、民主主義社会の成立することはない」という部分を引用しながら、「加藤のいう広義の文学概念（詩歌や架空の物語だけではなく、さらに広い言説空間）は、それを空間化してしまえば、正しくハーバーマスのいう〈文芸的公共圏〉と〈政治的公共圏〉を合わせたものであり、明示的な言説の全体とは、言説空間として空間化してしまえば、「公共圏」にはかなならない」と解説する。

私自身は加藤周一氏がすぐれた評論家であることを否定しない。だからといって、『夕陽妄語』が花田氏が別のところでいわれる（前掲）「公権力に対する私人の闘争のなかで表現の自由は闘いとられ・・・『公共圏』は拡張されてきた」——ハーバーマスがそう主張していると〈積極的な〉理解をすることじたいにも問題はあ——と評価されるハーバーマスの「公共圏」（つまり、言論の自由の獲得過程と相關する言論環境）とどう結びつくのか理解できない。また、今日行われている加藤氏の言論が「公権力に対する私人の闘争のなかで〈表現の自由〉は闘い取られ・・・」といえるような性質のものでもないだろう。

花田氏がこれを記した時点よりも二年ほど後になるが、加藤氏は一九九三年二月十七日、朝日新聞夕刊に掲載された夕陽妄語で「やらせについて」を書いた。それは、抽象的なレベルの議論としてはそれ相応の普遍性をもつものだと認

められる。が、私はこの「やらせ」についてくわしい考察をしたからわかるが（拙著『メディア・トリックの社会学』世界思想社、一九九五年、参照）、加藤氏はその文章を、批判の対象となつたNHKスペシャル「ムスタン王国」をちやんと見たうえで書いたわけではないと断言できる。そのようにしてなされる議論が「公共圏」だとすれば、それは知識人や貴族の知的ゲームのことになってしまう。ハーバーマスのいう「エッフェンリヒカイト」とはその程度のものなのだろうか。

いずれにせよ、「公共圏」と公共性論について大事なものは、ドイツにどれだけ居住したのかと、朝日新聞の文化欄掲載の加藤周一氏の論文が・・・というレベルの問題ではなからう。

また、そのようにハーバーマスの「公共圏」を理解したのでは花田氏自身のいわれる、それに対立する公権力の意味そのものが定かではなくなってしまう。さらには、たんなる教養ある善意の私人を「市民社会の重大要素」としてそのようにプラス評価するだけの「公共圏」論をハーバーマスが展開しているとは私には思えない。もし加藤氏が、現代における「公権力に対する私人の闘争のなかでのへ表現の自由」の真の体現者」ならば、ほぼ国家と経済の論理で動いている現代のテレビ、とくに国家指向で公的な権威・権力に弱いNHKが「やらせ」論のときもふくめ、何かといえれば花隆氏——氏は椿発言についても、国会の関与を否定しなかった——とならべてすぐ加藤氏を登場させ、種々の番組で意見をのべさせることなど考えられない。さらに朝日新聞社の過去の歴史と現在の社会的位置から考えて、花田氏のいわれるようなへ闘争的へなひとに常時寄稿させることなどありえないではないか。逆に、もしそれが真ならば、ハーバーマスはその程度の教養人たちのへ語りへをへ公共圏」と主張していることになり、花田氏の最初の「公共圏」の解説とはこれまた合致しなくなる。

日本での言論のうち、メディアとテレビの関係について書かれたもののなかでいえば、最近のものでは山口泉『テレビと戦う』（日本エディタースクール出版部、一九九五年）のほうが、あれだけの文章がよくTBS『調査情報』に連

載されたという意味でも、すくなくとも現代の公権力のほほ代弁者の役割を果たしているケースの多いテレビ（の番組とその編成）をよくあそこまで客観視し、記述したという点において、はるかに公権力・社会的強者およびその支持構造と闘っているものだといえるだろう。また世のなかに流布するまやかしの公害防止論を糺すという意味では、加藤龍夫『農業と環境破壊五六話』（光雲社、一九九〇年）などのほうが、本来の「公共圏」的言説であるといえるのではないだろうか。

第二は、ハーバースマス理論そのものだけではなく、その立場からの議論全体に、私などのいうグローバルな市民主権社会の創出のための立論（たとえば、地球規模の市民主権社会の政治観では現在の国際政治などは世界政治の枠組みでの「内政」ということになってしまふ）、さらにはそうしたグローバル化した社会を可能にするのはエレクトロニクスに支えられたメディアによるしかないという事実、ならびにそうした社会ではメディアはどのような機能と役割を果たすべきかという思考枠からの認識が欠けているのでないかということ。そのことがあるから、日本でもはやされる他の欧米の思想家によくあるように、ハーバースマスの現代社会事象への論評には迫力と説得力がないのであろう（たとえば『未来としての過去』河上倫一・小黒孝友訳、未来社、一九九二年、中の湾岸戦争論やドイツ統一論を参照されたい）。

第三は、ハーバースマスだけではなく、それを批判する欧米の「公共圏」(public sphere) 論争には、メディアの受容者である市民の主体的アクセスとメディアの現場に通用する実証的論証、および目標としての、メディアは地球規模における社会の民主化のための奉仕機関となるべきだという、メディアの社会的位置づけに関する法的・社会的再編のための理論形成の姿勢と具体的検討が欠如しているのではないかということ。

第四は、さいきん来日したイギリスのメディア学者、ピーター・ゴールドディング教授が同志社大学での講演でのべたように（前述）、ハーバーマスのいう「公共圏」概念には、社会の民主化（市民的公共性の拡大）をいいながら、たとえば男女共生のフェミニズムの視点や、さまざまな形で抑圧された階層への社会的救済への着眼、言及がない。このことは先述した、日本語として『Offentlichkeit』「公共圏」という訳語が適切であるかどうかという問題とも関連してくる。

原語の Offentlichkeit は空間概念であり、「公共圏」と訳すべきだと花田達朗氏などは主張している（「空間概念としての Offentlichkeit」、『ソシオロジカ』第十五巻第二号、一九九二年三月、収録）が、その言論論はさておくとしても、社会論としてはその訳語に問題がある。

未来社版の日本語訳第二版（細谷貞雄・山田正行訳）もそのタイトルを「公共性の構造転換」とし、本文でも「公共性」を訳語として使用しているのに、その序文（山田訳）だけが「公共圏」という語に変更されるといふ混乱となっている。私などからするとこの語はハーバーマスがいたかったであろう語本来の意味論からいえば、「公共圏」（英語では public sphere とされ、英語圏でも誤解を増幅している）とするよりも「公共性」、もしくは片仮名で「エツフェントリヒカイト」としたまま、原著におけるハーバーマスの用語法を説明するか、ハーバーマスのオリジナル論文の意図を尊重し、「自由言論領域」とする、あるいは思いきって「市民主権のコミュニケーション領域」とでも言い換えたほうが、メディアとその社会的責任との議論枠組みとしては理解しやすくなるし、同時にそのほうがより有効ではないかと思われる。

〈ハーバーマスの手法の限界と啓蒙的分析の欠陥〉

ギリシヤではじまった西洋の学問の特徴の一つはもともと、神のような絶対真理の視座から「ものごと」を分析し、

その結果を帰納法的に理論化する傾向をもっている。そしてこのハーバーマスと後の欧米における「公共圏」論争のやり方じたいにもこれと類似の問題点が顕著にあらわれている。つまり、ハーバーマスのいう「公共性」を「独立した市民たちの自由な言論」という観点からながめるならば、くりかえすが、それは規模の大小を別にして、一七世紀のJ・ミルトンの『アレオパジティカ』をもちだすまでもなく、すでにそれ以前から存在していたことは明白である。

日本でも江戸時代の町人文化が自分たちのサークルにおける自由な言論を確保しながらも、徳川体制の批判については表向きには抑制していた。その点は、現代メディアの天皇制賛美、ないしは天皇制批判の抑制の構造と類似しており、現代日本社会に言論の自由があるという立場にたてば、江戸時代のそれにもそれなりの自由な言論活動があったといえることになる。だから、ハーバーマスの「公共性」が、ある時代の社会に存在していた自由な言論の絶対量の大小を計測、比較しようとするに、原理としてそれがあるかないかを議論する——たとえば、ハーバーマスは経済の論理で現代社会ではそれが減少してしまったとする——だけで、社会の民主化の度合いを分析することにはやはり無理があるということになってくる。

このことは、かつて日本での「大衆」と「知識人」の定義についての吉本隆明氏と鶴見俊輔氏との論争を思いおこせばわかりやすい。吉本氏は日々の生活のこと以外にものを考えないひとを「大衆」の原像とした（これではチンパンジの類である）が、鶴見氏はいかなる知識人も生活者の側面とそれ以外の面を合わせもつのがふつうであり、大衆と知識人をすっぱり切り分けることはできない、また分けて考えるべきものでもないとした。私は吉本氏の大衆論は理論としてはありえても実際には存在しないひとについての議論で「ことは遊び」にすぎないと批判してきた。さらに、彼をはい段階で「ネオ御用文化人」とよんでいる（「吉本隆明——ネオ御用文化人への移行」朝鮮を考える会ニュース、一九八四年九月号、拙著『市民社会のパラダイム』市民文化社、一九八七年刊に収録、参照）。

このことは大学や出版界・放送界という、身の回りの知識人といわれる職業についている人たちの多くが、公式的な

会話や論文では高尚な表現をしながら、日常的にはテレビで娯楽番組を楽しみ、自分の生活上、得になることだけを考えて、まさに「大衆」的に行動していることからもはつきりする。余談になるが、そのことを考えると吉本氏の最近の「転向宣言」（『わが転向』文藝春秋社、一九九五年）などは、表題そのものは雑誌編集者によるものらしいが、何を今さらという感がする。かれの理論には社会党のそれとおなじく、もともと現実に立脚した社会変革のための「革新性」などなかった。そのことは私の前掲書でもふれたように、たとえば吉本氏のメディア論には、メディアにおける基本的事実には無知であること、たとえば海外取材番組のつくられ方がまるでわかっていないことなど——このことは経済現象についてもいえる——、基本的誤りがあることにもあらわれている。

もう一つのハーバーマスの手法の限界は、あたかもかつてのマルクスがアジアの側面を知らずにアジアを語ろうとしたのおなじように、公共性をヨーロッパ社会に限定し、それを公権力および社会的強者との関係だけでみる誤りをおかしながら、それを世界的な「言論状況」へ応用させてしまいかねないような側面があることである。このことは欧米、とくにドイツの学問の一つの傾向を受け継ぐ、日本における他の学問分野においても顕著に見られる特徴である。

〈公共政策学の偏見〉

たとえば、現代政治学叢書（東京大学出版会）を編集した猪口孝氏は総責任者として、「わが国ではじめての政治学叢書である……本叢書は、理論研究・実証研究の第一線で活躍している日本の政治学者を結集してこの学問領域の全体系を提示し、わが国における政治学の発展を促進することを狙ったものである」と記し、全二〇巻のうち第一〇巻を『公共政策』（薬師寺泰蔵著、一九八九年）にあて、つぎのようにいう。

『公共政策』は政府が社会のために施す政策を学問的に説明しようとするものである……公共政策学とは、政府

が乗り出して問題解決にあたる場合、具体的な政策措置、それに必要な予算、その政策の効果、その政府がもたらす社会的な影響などを学問的に研究する分野である」

つまり猪口氏による「公共」の理解は「政府の」という意味であり、政府が一般人にたいしどのような施策をおこなうのか（一般行政）が公共政策で、その調査・研究が公共政策学の出発点になるということである。この考え方は政府をメディアと置き換えさえすれば、ハーバード・マスやその後の欧米における「公共圏」論争の基本的枠組み——公権力・社会的強者と市民との区分——と酷似していることがわかる。

猪口氏編集によるこの叢書の学問的な価値がどれほどのものは別にして、東大（系）の先生の一部にはその論文のレベル以上のプライドの高さ（逆にいえばそれを許すその他の学者たちの劣等感）があり、それが高みから他を見下ろすという視点をつくりだす問題点となっている。だから東大教授・猪口氏（今年度より国連大学上級副学長）の執筆要請にしがたがった著者・薬師寺氏も慶応、東大からMITへすすみ、公共政策学の勉強をはじめたそうだ（あとがきなど）が、著書『公共政策学』の本文でさらに鼻持ちならない表現をすることになる。その一部を取り出してみよう。

「こうして、多くの数学者たちが経済学と心理学に動員され、難しい問題を次々に解いて行つた。アフリカの未開人が呪術者による来期の農業生産の占いに恐れおののくのと同じように、人間の心理の予測に対して人びとは恐れおののいた・・・一般の人々はそのような難しい理論など解ろうはずがない。よつて、アフリカの未開人のように占師（社会科学内の自然科学者達）を恐れ敬うのである（同書二四〜二五ページ）

アフリカ人をひとくくりにして見下し、その程度の呪術理解をしているようでは、自らが近代科学の呪縛にからめとられている証明ではないのだろうか。

また「大国ソ連は合理的に振舞つたが、小民族ベトコンの動きは、米軍にとっては全く予期せぬものであつた」（一六八ページ）ともあるが、だいたいベトコンなどという民族はないから、このひとは学者としての基本的な素養がない

ことになる。またベトコンという民族がたとえあつたとしても、米ソの軍隊を正常・合理的、他を異常・非合理的と考へ、ある「集団」を見下げる態度と思想からこれからの人類社会が必要とする学問、真の「公共政策学」など出てくるはずがない。

それらの態度は明白な「反市民権」であり、メディア論でいえば、猪口氏や薬師寺氏に現代の日本のメディアによるオウム真理教に関する、権力者・警察べつたりのトリック的報道や信者たちの心的構造など見えるはずがない。さらにその視点はオウムは批判するけれども、先述したように、それと同等以上に悪質な、水俣病の真犯人⇨日本窒素や、薬害エイズの可能性を知っていて起こした医者や厚生省の役人たちの犯罪性に気づかず野放しにしたり、コロンブスのアメリカ到達を「アメリカの発見」といつて恥じないのとなんら変わらないものだ。

一部の学者たちの中だけではなく、戦後の——もちろん戦前は国家そのものによる強制であつたのだが——日本の「公共政策」じたいがこのような視点から構想され、その姿勢が国家とそれに従属せざるをえない自治体による対国民、対住民の施策に露骨に反映しているからこそ、行政対住民の地域紛争の多くが「泥沼化」したり、長期の裁判闘争になつたりすることになる。

国家レベルでは成田空港土地収用問題、自治体関連ではかつての横浜新貨物線反対運動などがその典型例だといえよう。しかもそうした紛争の背景に国家・自治体による「公共性」の独占があることはすでにのべたとおりである。そのことは実際のケースでもおなじで、後者の紛争のリーダーのひとり、宮崎省吾氏の著作の題名がこうなっていることからも明かであるう。

『いま「公共性」を撃つ——ドキュメント・横浜新貨物線反対運動』新泉社、一九七五年

宮崎氏はそのなかでつぎのような発言をしている。

「結局われわれは、決定された計画を一方的に押しつけられるしかないのである・・・公共性を一握りの官僚が独占し、計画の絶対不可侵をふりまわすのだから、公共性を奪われた住民には「絶対反対」か「ゴネ得」か「いずれかし」か残されていないのである」(同書八ページ)

この宮崎氏はこの本の発行に先立って、『朝日ジャーナル』一九七〇年六月二十一日号にも「〈公共〉の住民襲撃に抗して」という文章を寄せている。

戦前の日本政府が国体の護持を御旗に「公共性」を独占したことがいまだに日本の行政関係者のなかに色濃く存在していることは、先に論じた「椿発言」(拙著『メディア・トリックの社会学』参照)の際の、「放送の公正・中立は郵政省が決める」という、中村放送行政局長の国会発言にも見られるとおりで、日本の政治・社会現象のどの切り口にも、憲法に定められた「国民主権」の、それこそ「公共」による、矮小化が見られるのである。

D・現代社会とメディアの公共性論

メディアの公共性、とりわけ放送のそれについては、これまで世界的にも多くの論文が書かれている。それは日本においても同様だが、それらの多くはメディアの倫理や社会的責任に関するものである。そしてそれらの大半は、メディアの社会的影響力とその反射としての責任、ならびに電波メディアの場合には電波資源の有限性といった観点から、公共性についてふれている。一九六六年刊の、前掲『放送の公共性』は全四一ページのうち、一四九ページを使って公共性に関する、計三千点以上の文献紹介にあてているので参照されたい。

本稿執筆にあたり、私もそれらの文章や論文をふくめただけでなく皆さんの文献を読むようにしたが、それらのメデ

イア公共性論の論拠はつぎのように類型化できるようである。

△公共性論の諸類型▽

第一 電波使用幅有限論（電波希少価値論）

国際電波条約が各国で使える電波の幅を規定し、テレビにおいてもチャンネル数に限界があるという物理的制約があり、その制約はそれを使うものにより大きな社会的責任と公共性の認識を要請するというもの。ただしこの論は、テレビ受像機の技術的發展、BS・CSの發達やCATV、マルチメディア・ネットのグローバルな展開といった昨今の技術的發展によりその根拠を失いつつある。

第二 電波事業免許付与論

放送が第一の理由およびその影響力の大きさといった理由等により、国家ないしはそれに監理された組織のみが許される事業となつている条件下では、事業認可されたものはその特権に相当するだけの、より大きな社会的責任を要請されるというもの。

第三 電波社会的共有財産論

電波が情報を運ぶものとして存在し、その全社会的レベルの発信者が経済的にも法的にも限定されている以上、それは全民衆の社会的共有物として存在している。山形弥之助氏のことばを借りれば「電波は国民のもの」（前掲書一三九ページ）と考えるのが妥当であるというもの。

第四 影響巨大論

電波メディアのインパクトが大きく、その到達範囲が比較的安価に拡大でき、かつ他メディアに比してその影響が同時的かつ巨大であることから考える方。

第五 電波メディア特性論

大規模性・臨場性・速報性・リアルタイム性などの、きわだった特性をもつ電波メディアは、他の諸メディア、とりわけ印刷メディアとは区別してその社会性を論じるべきであるという考え方。

第六 放送社会教育論

制度としての学校を卒業した人たちにたいし、放送を第二の学校として活用するという立場。これはNHKによる放送学園や英会話コースなどといったものだけではなく、放送番組全体が社会構成員への日常的な教育機能を果たしているという考え方。

第七 放送緊急事態必要論

台風の接近とそれへの備え、河川が氾濫した場合の緊急連絡等はリアルタイムでの連絡が可能な放送以外に有効な伝達手段はない。そうした認識から放送は社会の緊急事態に対処するための必要不可欠な役割をもっているという考え方。このことについては放送法第六条の二「災害の場合の放送」が暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、などを想定していることすでに法律となっている。

第八 市民アクセス論

放送が国家と社会的強者に独占され、いわば国民・市民にたいする情報操作の道具として利用されかねないことを危惧し、市民を受動的な受け手にしている現行の社会的仕組みにこそ問題があり、その是正のためには市民によるメディアへのアクセスが不可欠であるという立場。

先述したP・ゴールディング氏は私との直接会話でも力説したが、前掲『マスメディアと社会』のなかでつぎのようにいっている。

メディアの公共性と公益性

「公共圏はかつてはそこから排除されていたような人びとの参加を可能にするという単なる公共圏の拡張だけでは、再構築することはできない。むしろ、公共圏と、公共圏との関係におけるメディアの役割が、新たなかたちで再概念化され、再生されねばならない」（日本版同書一三二ページ）

私自身は、ゴールディング氏のいう「公共圏」という立場からの議論にかならずしも賛同するわけではないが、氏の主張するようにこのままの議論では行き詰まりがきているのではないかという考えには同意する。つまり、ここに類型化してみたような、従来のメディアの社会的責任と公共性論、あるいはハーバーマスのなメディア論だけでは解けないようなメディア状況とメディア環境が今日出てきていると私たちは考えざるをえないのである。

それは、「メディアはなぜ公共性をもつのか」、「メディアはなぜ公正であらねばならないか」、「メディアの公正とは何か」、「メディアの社会的責任とは何か」というテーマを、グローバル化した現代社会のなかで徹底的に問い直すことによつてしか、解決のいとぐちが見えてこない問題ではなからうか。言い換えれば、私たちはこれからのような社会を理想として建設していくのかをメディアをとおして社会的合意にこぎつけられるようにする。そしてそのプロセスにメディアが市民主権の立場から積極的に参画し、そうした社会の建設に協力していくことがメディアの責務と倫理だということである。

メディアがなぜそうした作業に参画しなければいけないのかといえば、それはメディアが公共性を持ち、公益性を形成するからである。そしてメディアをどのようにこうした地球規模の市民主権社会の建設に参画させていけるのかという根柢の理論的整備のためにこそ、メディアの公共性論の確立が必要となる。

私はそうした立場からこの問題にアプローチする考え方を、私なりの、メディアによる「市民主権社会建設奉仕論」
 Ⅱ「メディアの社会的公共性・公益性論」と名づけ、第九番目の公共性論として、メディアの積極的公正中立主義にのっとり、探究していきたいと考えている。

放送の公共性については放送がはじまった当初から、法制度としてのアメリカのラジオ法成立時（一九二七年）、FCC（連邦通信委員会）設立時（一九三四年）の議論などがあり、それらもまた「放送の公共性とは何か」という設問に直接、間接に答えようとするものであった。このことはヨーロッパにおいてもおなじである。

日本でも学問としての新聞を中心とするメディアの研究がはじまった当初から、その社会的責任と倫理の研究の必要性が議論され、指摘されてきている。それはラジオ放送（最初はNHKだけ）についての議論にもそっくりあてはまることであるし、戦後の民放ラジオの出現（一九五一年）やテレビ本放送の開始（一九五三年）の前後にかっぱつにおこなわれた議論についても同様であった。

そのことは大宅壮一がテレビ放送開始当初の人気番組「何でもやりましょう」を見て怒り心頭に達し、すかさず「一億総白痴化論」を発表（一九五七年）、テレビ番組の過剰な娯楽傾向を批判したことにもあらわれている。それは、神宮球場の早稲田の応援席で突然立ち上がって慶応の旗を振ったとき、周りの観客がどう反応するかを放映するといった、なんともばかばかしい、しかし今日のバラエティ番組の原型となる番組であった。大宅の「良識」にとつて、メディアの発信する情報には、①何らかの社会的意味があるか、②意味がなくともさいてい「健全な娯楽」としての価値がなければならなかった。大宅の一億総白痴化論の背景にはメディアの公共性認識がそれなりにちゃんとあり、それがまた新聞的論理になじんでいた視聴者・公衆の支持を得る部分があったから、彼の批判に世間が耳をかたむけたわけだ。ところが今日のテレビの問題は大宅の告発した現象がますます力をえて、主流にさえなっているということである。

こうして、メディアの社会的位置づけに関連し、放送の公共性の議論が欧米諸国や日本でおこなわれてきたにもかかわらず、現実の放送は国家権力と社会的強者が連携したかたちで、その意とするところを国民に情報宣伝することによってメディアを社会の現状維持に利用することが優先されてきた傾向がある。このことはよくいわれるヒトラー時代に

おけるドイツや東条時代の日本の、そして戦後では旧社会主義諸国や中国・朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）における国家管理・統制されたメディアだけではなく、チャールズ時代のイギリスでも、トルーマン時代のアメリカでも、そして言論の自由が法的に保障されている、自称・近代民主主義社会である、現代の日米英独仏といった、発達した資本主義先進諸国においても同様であることに注意しておきたい。

ハーバースマス自身、その著『公共性の構造転換』第一版の序文（一九六一年執筆）で、「市民的公共性」の類型を分析し、その研究方法を「ただひとつの学科の専門的方法だけにたよることは、対象の複雑さからしても不可能である」といつている。まさにその自覚が生ごみの収集日の告知といった生活レベルのことからオゾン層の破壊といった地球規模のことまでの、森羅万象にわたる「情報」と「イメージ」を社会に流通させ、一人ひとりの市民が住みやすいグローバルな共同体をつくりあげるといふ、メディアの社会的機能論の展開には不可欠なのである。そしてその認識がアクチュアリティの立場からマスメディアとジャーナリズムを研究対象とする新聞学において必要とされる態度なのである。

さて、これまでシユラムとハーバースマスの提起したメディアの社会的責任論と公共性論を紹介しながら、とりわけハートバトマスの提出した *Öffentlichkeit*（公共性・「公共圏」）概念によるメディア論と社会理解、およびその立場からのメディア改革論のあやうさについてのべてきた。そのことは彼らの公共性論の学問的発想の基盤とその独創性の如何にもつながっていると思われる。

△市民主権社会建設奉仕論への胎動▽

「意識はここまですてきました。のべてきたのは、自由の原理を表現していく主要な精神の形態です。世界史とは自由の概念の発展にはかならないのですから・・・哲学は世界史にうつしだされた理念のかがやきしか相手としないも

ので、現実世界のうんざりするようなむきだしの情熱的行動については、考察の外におくほかない。哲学の関心は、実現されてゆく理念の発展過程を、それも、自由の意識としてあらわれるほかない自由の理念の発展過程を、認識することにあるのです」(フリードリヒ・ヘーゲル著・長谷川宏訳『歴史哲学講義』岩波文庫版、一九九四年、下巻、三七三ページ〜三七四ページ。原著は一八三七年刊)

このようにヘーゲルは「世界史とは自由の概念の発展にほかならない」と喝破していたが、ハーバースマス自身、自分の発想とヘーゲルとの関係をつぎのようにのべている。

「公共圏の構造転換は、国家と経済の変容のなかに埋め込まれている。かつて私はこの変容を、ヘーゲル法哲学がまづ描き、若きマルクスが練り上げ、ローレンツ・フォン・シユタイン以来ドイツ国法学の伝統のうちで特別の形態をもつこととなった理論的枠組みのなかで構想していた」(前掲『公共性の構造転換』一九九〇年版序文、一二ページ)

ややきびしい言い方かもしれないが、ハーバースマスの「公共性」論はおなじドイツでもヘーゲルが「八二〇年代、『歴史哲学講義』ですでにのべている上述のような歴史哲学・社会哲学に則し、その立場からの自由言論領域を「市民的公共性」ということばで置き換えただけのような気がするのである。

私のこの見解が突飛でないことはつぎのような分析によっても支持されるであろう。

「ハーバースマスの仕事を振り返ってみたとき、かれが自分の理解する限りでのヘーゲル像を尺度にして自己の理論の歩みを測ってきたように思われるのは、はたして根拠のないことだろうか。かれの理論の深化や転回には、かならず何らかのヘーゲルに対する解釈や評価が伴っている。かれはヘーゲルのなかに自分自身が取り組んでいる問題の先がけを発見することで、思想史の上での自分の位置を測定するのである。

ハーバースマスのヘーゲル論は、パラダイムを与えようとする体系的思考者の常として、否応なく個々の考証における強引さや遺漏を含んでいることは確かであり、どうひいき目にみても緻密とは呼べないが、だからといって、かれがへ

ーゲルを権威ある引き立て役に巧みに仕立て上げていくわけでもない。・・・かれはヘーゲルが一九世紀の初頭で背負った課題を、われわれ自身があらかじめ投げこまれている後期資本主義社会という現実のもとで、非ヘーゲル的な概念戦略によって引き継ぎようとしている（「岩崎稔」近代の批判的自己「確証と道徳・人倫の問題——ヘーゲルとハーバーマス」、藤原保信・三島憲一・木前利秋編著『ハーバーマスと現代』新評論、一九八七年、収録、二三二ページ）

このように歴史的な自由思想の生成を考えると、現代を生きる私たちにとつての放送の公共性と社会的責任とは結局のところ、地球的規模の市民主権社会をどう形成し、そのなかで市民一人ひとりが相互に尊重し、かつ自由に生きていくにはどうしたらよいのかというプロセスにおいて、メディアがいかに情報伝達と世論形成、ならびに市民的確かな社会判断のための基礎資料の提供をできるのかという問題であることがわかってくる。そう考えることは同時にゴールディングらの立場をのりこえていく方法を提示することにつながる。とすれば、私のいうメディアの積極的公正中立主義に依拠した「メディアによる市民主権社会建設への奉仕論」提起の背景と必然性がその姿をあらわしてきたことになる。

本稿をふくめ、私が「市民主権」とか「市民主権社会」という場合の（市民）とは、通常の世界史などという「近代市民社会」における「市民」ではない。このことについてはすでに本シリーズの他の論文でも記しているがここに再説しておく（くわしくは拙著『市民社会パラダイム』（市民文化社、一九八七年、を参照）。

私のいう「市民主権社会」とは、「ふつうの人間が物理的・精神的に、差別することもされることがなく、同時に搾取することもされることもなく、自主的・自律的に暮らせる、国境を横断した地球的規模の平和な人間社会のことである」（同書三ページ）。

つまり私のいう市民社会とは、一般にいわれるような社会的強者とか公権力とかを単に忌避するだけでなく、地球的

規模で実現が目指される、搾取のない、自律的社會のことである。そこでの市民はもって生まれた能力が十全に開花するような社会的条件整備作業への参加を社会的協力によって実現できるように配慮される。そしてそのことはさまざまな制度としての保障を同時にもつように工夫される（メディアの場合の具体案の素描については本誌前号の拙論を参照されたい）。

さらに私のいう「市民」とは、「國家を中和化（矢野暢『國際化の意味』）し、個々の人間の平等性と幸せな關係を地球的規模で実現しようとして行動する市民、そのために努力するアンチ権力志向のふつうの男女のことである」（同書二四ページ）。「單にその土地に住んでいるだけのひとを市民と私はよびたくない。自分の住む地域と社會をよりよくするために、生活の合い間をぬつて、國際活動を含む市民運動に関心をもち、それに従事しているひとを（市民）と呼んで区別しておきたい」（同書六八ページ、初出は『都市問題研究』一九八四年六月号）。

つまり私のいう（市民）とは、市民主權社會の建設に積極的に参加しようという意思を具体的に行動にあらわす、ないしはそういう社會意識を明確にもっている市民のことであり、たとえば暴力団が自分たちも税金を払っているから市民であるとうそぶくような意味での市民ではない。

私の論は従來の一般的な「社會科學が価値からの自由を追求してきた。価値からの自由とは科學としての普遍性を指し向することにほかならない」（川勝平太「社會科學の脱領域化」、山之内靖他編『社會科學の方法・第一卷・ゆらぎのなかの社會科學』岩波書店、一九九三年、二六九ページ）という立場とは普遍性のとらえ方が違うのである。私のいう「積極的公正中立主義」のそれは、すでに何回ものべてきたように、たとえば基本的人權の擁護や環境保全、自然との共生といった、人類がひとしく認めるようになってきた社會的進歩のための普遍的プラス価値基準を前面に押し出し、（市民）の主体的行動によるそれらの順守を社會的公正と考えるもので、その立場の推進がメディアの公共性論にも重大な

関係をもっている。

〈国家主導の公共放送・民放、二システム併存方式の破綻〉

さて先にも検討したように（第一章のD「メディアの管理者と事業主体」、たとえば、第二次世界大戦後のソ連・東欧や現在の中国や朝鮮民主主義人民共和国などのメディアを検証すれば、その国営化や国家管理が特権層の独裁をもたらすという意味でいかに危険であるかが一目瞭然である。この国営化・国家管理化の方向性は、いかなる理由をつけようとも、それが国民主権を抑え、メディアを国家・政府の広報機関として機能させる立場を重視するもので、国民・市民主権のメディア観にまっとうから敵対する。

もちろん、メディアにたいする国家の関与は、間接的なものだけでも、先にふれた『マスコミの社会的責任』のなかで小山栄三氏が指摘しているような（同書二ページ）、①検閲、取り締まりといった制限機関、②放送局の設立認可等の規制機関、③税の免除、取材便宜供与等の助成機関、④広報部局の設置等による参加機関、といったものがある。そのような多様な仕方で国家はメディア・システムにたいし干渉してくる。現在ではそれがさらに複雑化して、広告業界との連携、政治家の関与、官僚の天下り、国際機関、たとえば国連、を使った大国の論理の強制、などありとあらゆる方法によるメディアへの圧迫が現実におこなわれている（くわしくは拙著『テレビ——「やらせ」と「情報操作」三省堂選書、一九九五年、参照）。

これらの巧妙な方法によるメディアへの社会的強者による関与については是非は言論の自由の論理とそれへの敵対者の明確化によつてすでに理論的にも決着がついているからここでは詳述しない。ただし、この構造は日本においてはCS放送による発表が実質的な記者クラブの不要や諸官庁による発表のかたちをかえてきているし、ヨーロッパ共同体諸国におけるBS放送（たとえば一九九五年八月に滞在したワルシャワでは地上二波、空中三波の計四チャンネルが楽し

めたし、私が滞在したソビエスキーホテルでは全二十四チャンネルのうち、ポーランドのものは二局にすぎなかったは、らくらくと国境を越えていることなど、他に論じる必要がある面も多い。が、ここではこれ以上たちらない。

いずれにせよ、先進的な民主国家として言論の自由は保障されていると、まやかしの自己規定をする英米や日本のような国では、メディア、とりわけ放送事業の民営化による自由競争が意見の多様性と経営の効率化を保障するという論理で、メディアの民営化（N T Tの分割、完全自由化・民営化論もその一つ）は絶対的プラス価値とされ、そこから派生する諸問題はメディア自身の内的努力（編集綱領の作成や番組審議会、あるいはモニター制度の設立、はては今日ではリストラもこれにふくまれるようになった）によって解決されるという立場をとってきた。しかし単純な民営化論が肯定されて以後のメディアは、先述したような議論の枠組みにおいてその公共性を十全に認識し、市民のまともな社会的判断のための基礎資料を提供するという責任を果たしてきたのかという問いが深刻な論議にならざるをえないほどの問題を露呈してきている。つまり旧社会主義諸国に顕著であった、メディアの国家管理は論外だが、同時にメディアの民営化と自主規制の論理もまた問題の根本的解決はできなかつたということである。日本の場合にも本質は同じである。民営化のマイナス面と郵政省（大臣）が事業免許を付与するという、民間放送の間接的な国家管理方式とNHK的な「公共」放送の併存体制が問題をより複雑にしてきた面があるわけだ。その方式は、メディアと社会の根本問題を解決せず、実際にはこの本質を覆い隠してきたともいえるのである。

フランスの批評家、アラン・マンクはその著『メディア・ショック』（一九九三年）のなかでつぎのようにのべ、イギリスと日本のメディア、とりわけ日本のメディア事情を高く評価する。いうまでもなくそれは事実認識を誤った不当な評価であるが――。

「テレビの世界でも事情は同じだ。イギリスでは一つの錬金術が機能して、欧州最高のテレビを誕生させた。これよ

りさらに不可解なプロセスが日本の映像メディアを一つのモデルとした。モデルだというのは、まず第一にNHKが、その重苦しいような規模にもかかわらず、①番組の水準、②多様な視聴者への教育の意欲、③政治的中立性、——で真に質の高い公共サービスを維持し続けているからである。第二に、民放部門がその論理に屈することなく日本の映像メディアの中で地位を確立したからである。第三に、法律が長期間をかけて、ニューメディアの長足の進歩を可能にするような「情報複合体」の台頭を支援したからである。第四に、住民一人あたりテレビ保有台数では世界最高の日本はわれわれの将来の先行指標となるからである。さらに逆説的にいえば、テレビの健康と新聞の繁栄が平行して存在するからである」^⑫

マンクはいわゆる「マスコミ型文化人」で、メディアの専門的研究者ではないから仕方がないかもしれないが、日本の民放の過大評価やそのBBCやNHKについての理解の間違いは、それら二つの放送事業体にくらべてその他の国々のメディアが企業あるいは国家の論理で浸潤されている度合いが相対的に大きいことからくるマイナス性を過大にとらえているらしいことに起因する。彼の日本の新聞についての知識も浅く噴飯ものだが、決定的な間違いとしては、マンクが「住民一人あたりテレビ保有台数では世界最高の日本」とのべている部分である。その記述は上の図表を見ればすぐ判明するように、日本のそれはアメリカの三分の一、カナダの二分の一、デンマークやオーストラリアなどにもはるかに劣っており、マンクはどのようなデータに基づいて議論を展開しているのであるうか。

公共放送を標榜し、主として視聴者からの受信料を経営基礎とする、イギリスのBBCやNHKは、①経営主体（NHKの場合は経営委員会）の選出、②関連法案の国会審議、③関連予算の国会審議、④経営効率の追求とその具体化としての関連下部組織の株式会社化、などの問題をかかえている。その結果、これまで実質的に国の意向のPR機能的機能を果たし、今はそれに加えて、国際放送の活発化をはかり、同時に民放とおなじく利潤獲得の論理に翻弄されるよう

各国のテレビ受信機数

	台数(千)	100人に つき(台)		台数(千)	100人に つき(台)
日本	34,920	28.1	イタリア	15,675	27.6
韓国	9,100	20.8	デンマーク	2,115	40.9
中国	35,800	3.0	スペイン	11,680	29.9
シンガポール	1,035	36.7	ドイツ	31,888	39.6
タイ	6,300	10.9	フランス	19,903	34.7
オーストラリア	8,330	47.5	ポーランド	10,099	26.3
エジプト	6,200	11.2	アメリカ合州国	236,300	92.7
南ア共和国	3,800	9.5	カナダ	17,252	62.9
イギリス	20,829	36.0	メキシコ	12,750	14.2
ロシア	43,500	29.3	ブラジル	31,400	20.1

日本放送協会「放送研究と調査」(1995年1月号)による。調査時点は1991年12月～1994年10月。テレビ台数は、国により受信許可件数(日本は受信契約件数)の国と出荷台数に基づく推定数の国とがある。ドイツは旧東西ドイツの合計。

メディアの公共性と公益性

になってきている事実は否めない。より具体的には、BBCもNHKもともに、第一、各種民営放送事業者との国際競争に対抗するための外部組織との共同事業や、経営合理化の方策としてのリストラによって、関連会社への職員出向や外部への番組制作委託さえおこない、第二、民間の他メディアとの共同での衛星の打ち上げとその利用などによって、実質的な民営化の方向にすすみつつある。要するに両者とも、企業の論理によるコントロールを受けざるを得なくなっている。その結果、放送の公共性の実現のために公共放送(public service broadcasting)を標榜してきたBBCがどのような危機をむかえているかにについては、Michael Leapman: *The Last Days of the Beeb*, Allen & Unwin Limited, 1986、日本語版はマイケル・リープマン著桜井元雄訳『BBC王国の崩壊』日本放送出版、一九八九年、が経営の合理化や政党の確執などについてよく描いている。そこでの指摘の数々はそっくり今日のNHKにもあてはまる警鐘となっている。

加えて、社会的存在としてのメディアに国家と政治が実質的に干渉できるシステムである現行の公共放送(日本のNHKの場合は経営委員の任命と国会での予算承認、およびそれらを実現するためにNHKがおこなう根回し)と、表向き「言論の多様性」の確保な

どこかへいってしまい、政治と経済の一体化の進行によって、それに経済的利益追求の論理が加ったただけの民放メディアという二つのシステムの併存が、社会的に信頼できるメディア環境とメディア状況をかならずしも形成してきたわけではないことは今日の日・英・米などのメディアの現状をみればあきらかである。先にのべたハーバースの公共性論の限界の認識とともに、メディアの今日的公正と公共性・公益性論の前提としなければならないことである。

さて、アメリカの場合には、憲法修正第一条のプレスの自由規定とそれに先立つトーマス・ジェファースンの発した「新聞のない政府と、政府のない新聞とどちらをとるかといわれたら、私はちゅうちよすることなく後者を選ぶ」という有名なことばに象徴的なように、歴史伝統的にメディアによる政府権力のチェック機能に期待してきたところが大きい。その伝統はアメリカのメディアに明示的な政治性を付与するとともに、その所有・運営形態を早くから私有・民営とすることになった。

それが電波メディアにも踏襲され、今日ではアメリカのメディアの民営化はほぼ完了した段階にある。だから運営形態としての民営化が極限にまですすんだこのアメリカでは、その形態を保持したままで、メディアをいかに公共性の高いものにしていけるかという観点からの議論が「公共性」論としてなされているわけである。

統一後のドイツは、旧西ドイツが実質的に東ドイツを吸収合併したということで、放送の所有・運営形態も旧西ドイツのシステムを踏まえ、私有の放送事業者が各地方ごとに放送協議会を結成、そのネットワークによって各地方に特有の放送を展開しようとしている。一九九五年八月、八回目のドイツ訪問をしたが、そのおり私は、早朝から深夜までできるだけ多くテレビを見るようにした。報道・教養と教育、娯楽といったものうち、たしかに娯楽の偏重があるものの、日本ほどひどくはないという印象であった。その意味では現在のドイツの放送は、私有でありながら制度的にも公営的要素をあわせもつことによって、完全な民営化による弊害を日本ほど露出させていないようにみえた。

後述するヘアメリカ的～公営放送PBSについてはいくらか別の角度から分析しなければならない。が、今日の先進資本主義諸国のメディア事情は、おおまかにいって、準国営化した「公共放送」などをもちながらも実態としてはほぼ民営化路線上にあり、そうした枠組みのなかでの改善をはかろうとしているようである。

ところが、①民営化路線と、②技術革新・自由競争原理の結果としての多メディア・多チャンネル化が、情報の送り手としてのメディアとその受容者・消費者としての市民との関係について、シユラムが憂えた状態をすこしも改善しなかったことは、昨年来のアメリカにおけるバスケットのスーパースター、シンプソン氏に関する殺人事件報道や今般の日本におけるオウム真理教についての、異常としかいえないような、ワンテマー・横並び・集中豪雨的報道によっても十分に証明されたことだ。しかもそのようなメディアの存在を放置しておいたのでは、①市民の人権とプライバシーの侵害ばかりか、②メディアだけではなく、社会そのものの国家管理化・警察国家化がますます進行することも自明であり、それらへの対処が私たちにいま問われるようになってきているわけだ。

さて、メディアの民営化が完了し、ますますその巨大化と多角化を進行させているアメリカで工夫されたのが、連邦国家、州、企業などからの拠出によって、非営利事業として運営されるPBS（アメリカ公共放送網）である。

アメリカではメディアの完全な民営化のなかで多くの深刻な問題を経験した結果、それにながされないような形をとる、官営でも、営利事業としての民営でもない、第三の事業体として、非官営・非営利放送事業体としてのPBS（Public Broadcasting Service）をもつようになったわけだ。今、このPBSは、ABC、CBS、NBCの三大ネットワーク、およびCNNといった有力CATVに吾して社会に受け入れられ、その常連視聴者に社会的な影響力の大きいひとが多いいこともあって、最近では、これらの四大ネットワークとならぶ放送機構としてホワイトハウスによるメディアの位置づけにおいても重要視されるようになってきている。

このことについて、レーガン政権の大統領報道官であったラリー・スピークスがつぎのように書いている。それはホワイトハウスがテレビを視聴率によって格付けしていること、政治権力がテレビを視聴者の質によってもとらえはじめていること、つまりPBSの番組の質の高さをあらわして興味ぶかい。

「レーガン政権を通じて、われわれはテレビを大いに利用した。そればかりではない。テレビに関する判断はすべて視聴率を基準に行なった。たとえば、ABCの『グッド・モーニング・アメリカ』が朝の視聴率ナンバーワンだとする・・・その場合、特定の問題については、われわれのなかから第一人者を出演させることにしていた。イブニング・ショーも・・・日曜日のショーも同じ・・・PBSの『マクニール&レーラー・ニュース・アワー』などは、視聴率がそれほど高くなかったので、優先順位は第三位か、第四位といったところだった。しかしこれは明らかに失敗だった。というのは、有力者やオピニオン・リーダーといった人たちが、他のニュース・ショーよりもこの番組をよく見ていたからだ」(L・スピークス著、椋田直子・石山鈴子訳『スピーキング・アウト』扶桑社、一九八八年。二九一―二九二ページ)

このPBSはもともとメディアの民主化が商業化そのものとなり、テレビ本来の利用のされ方が娯楽偏重となったこと、しかもそれらが先ごろ日本でも公開され話題となった映画『クイズショー』での八百長事件(「やらせ」)をはじめとして、一九五〇年代のアメリカのテレビは高視聴率をとれるものとしての各種クイズ番組が花盛りとなっていたことへの反省からはじまっている。当時のアメリカのテレビ番組では、クイズで高額賞金をとることがヒーローの条件となり、ますますそれらの番組が評判となっていた。それらの番組のなかに、問題となった「Big Surprise」をはじめ、「Doto」 「Twenty One」や「\$64,000 Question」 「\$64,000 Challenge」などが目白押しとなっていたのである。

もちろんこうした娯楽とクイズ番組がスポンサーの横暴をもたらしたり、内容の低質化を進行させたから、テレビの教育的利用の必要性が各界各層で叫ばれるようになり、各地で教育テレビの専門局の開局となっていた。しかし教育

テレビは財政的になかなか安定しない。しかし社会的には必要であるということでカーネギー財団などが援助しての教育テレビの研究がはじまり、ついに一九六七年十一月七日に政府は公共放送法(Public Broadcasting Act)を成立させ、政府による財政援助を法律によって恒久化したのであった。

その結果、現在のPBSは、通信衛星を利用して番組を配給、全米に約三五〇もの局にネットしており、主として大都市にあるキー局が番組制作にかかわっている。日本でもNHKの衛星放送第一が、周に四回『マクニール&レーラー・ニュースアワー』などのニュース・トーク番組を放映している。そこでとりあげられる社会問題は周到な事前の準備とキャスターによる的確なリードによって明確に対立点が浮彫りにされ好評である。

このPBSの財源は、連邦政府のほかにも、州政府、その他の自治体の予算、企業からの協賛金、財団や個人の寄付金、などで、基本的には独立自主の態勢を脅かされない工夫をしており、その努力には大変なものがある。この方式は日本の私たちがこれからの放送のあり方を考えるにあたって参考にするべき点が多い。なおこのPBSについて、くわしくはMarilyn Lashley: *Public Television—Panacea, Pork Barrel, or Public Trust?*; Greenwood Pres, 1992、カーネギー委員会報告書である *Public Television A Program for Action*, Bantam Books, 1967、などを参照された。

三、「個」と「世界」を結ぶ言説の論理

A・市民参加から市民主権のメディアへ

先に、これまでのメディア、とりわけ電波による放送の公共性論の依拠する立場として、①電波使用幅有限論(電波希少価値論)、②電波事業免許付与論、③電波社会的共有財産論、④影響巨大論、⑤電波メディア特性論、⑥放送社会

教育論、⑦放送緊急事態必要論、⑧市民アクセス論、の八つに類型化してみた。

これらのうち最初の七つについては、今日のBSとCS、マルチメディア、パソコンなどをふくめた、メディアの技術的發展と超国性、その使用実態、および社会的要請との関係などを視野に入れば単独での立論には相当の無理があることは誰しも認めるところであろう。だから本稿でさらに検討しておくべきは、⑧としてあげた「市民アクセス論」の問題点の克服と、ハーバースを乗り越えようとするP・ゴールディングらの立場である。

これら二つには、視聴者の立場を重視し、メディア自身を民主化し、その動きを社会の民主化の促進に役立てようとする部分において共通するところが多い。しかし先述のように、ハーバースの「市民的」公共性理論を基本にする場合には、「メディアがどこまで市民・公衆に情報を伝えたらよいのか」という立場からの「メディアによる市民啓蒙論」となってしまう可能性がたかい。そのことは彼らがいかに「公共圏と、公共圏との関係におけるメディアの役割が、新たなかたちで再概念化され、再生されねばならない」と主張しても、「公共圏」を市民生活の上位において論じるかぎり、それは主権者はあくまで市民であるとする姿勢をとることに踏み切れないものであるといえよう。

一方、「市民アクセス論」については、最近のメディア論・ジャーナリズム論のなかではかならず言及されるようになってきている。それは現在のマスメディアの諸活動が視聴率・販売効率率中心になって、市民・視聴者がほんとうに必要とする情報を提供していないことの結果でもある。が、私の考えでは、現在なされている市民アクセス論の多くには、私が見る従来のメディアの「公正・中立」論について「積極的公正中立主義」の立場から批判してきたことがそのままではまる。なぜならそこでは情報を送出するメディアの側に市民はどう参加していけるのかという通路に関することが主たる議題で、第一、どのような社会を私たちはつくっていったらよいのかという具体的なデザイン、つまり送出されるべき情報の選択基準をどのように定めるのかという具体的情報の価値評価の検討がなされていない、第二、その際の「市民」とはいったいどういう意味なのかはつきりしない、という二つの理由があるからである。

篠原一氏は現代の日本の政治・行政があらゆる面で硬直した官僚的組織と思考によって一元的に支配されてきたことを自らの思想的営為と行動（とくに厚生省の医療行政批判）の両面から分析・活動してきた学者として知られる。氏はその著『市民参加』（岩波書店、一九七七年）の冒頭で、アメリカの政治学者、G・アーモンドらのことを引用し、「世界に進行している政治革命というものがあるとするとするならば、それは参加の噴出とよばれるべきものである」

と書き、参加民主主義の重要性を説いた。しかしこの二十年間、政治学においてもメディアのアクセス論においても、読者・視聴者としての市民がたしかに手ごたえを感じられるような「参加の中心」についての議論が煮詰められてきたとはいいがたいし、参加の度合がそれほど高まったという社会的実態もない。

政治学同様、メディア・アクセス論についても欧米の議論は日本のそれにたしかに先行している。その成果の一つがイギリスのF・ベリガンが国連のコミュニケーション・プロジェクトの一つとして編集した、副題を「地域メディアに関するいくつかの西欧型モデル」とする『アクセス論』(Access: Some Western Models of Community Media, edited by Frances Berrigan, UNESCO, 1977。日本語版は、鶴木貞監訳、慶応通信、一九九一年刊)である。

ベリガンは「アクセス」を、第一、政策選択、第二、制作、第三、反応、に分けて解釈し、第一の政策選択に関して①メディアの政策形成、②放送時間、③メディアの影響力、④視聴者へのアクセス、の四つを想定する。私自身もベリガン同様、現在のメディアの大半が市民を唯唯としてしたがう、たんなる「情報の消費者」としか見ないことはいかにもまずいと考える。しかし同時にメディアの管理、経営形態のことを考えずに、そうした視点からの抽象的な批判をづけただけでは展望は拓けないであろうとも思う。

なぜかといえば、第一、放送の公共性の今日的定義、第二、送出されるべき情報基準の具体的内容、第三、市民アクセスというときの市民とは何かということ、第四、何をもちてアクセスというかということ、第五、そのときの社会的保障はいかにしておこなうか、などの問題がそこでは解明されていないばかりか、ふれられてもいないからである。

また、アクセス権についてはジェローム・バロンの『アクセス権』(Freedom of the Press for Whom: The Right of Access to Mass Media by Jerome Barron, Indiana University Press, 1973。日本語版は清水英夫・堀部政男・奥田剣志郎・島崎文彰訳、日本評論社、一九七八年)は、その副題に「誰のための言論の自由か」とあるように、言論の自由の立場からアメリカでの言論裁判などを具体的に検証・例示しながら市民のメディア・アクセスに言及したもので参考になるが、ベリガン編の本と同様の限界がある。

しかし、これらはいずれもメディア・デモクラシーの具体的枠組みに関する論究であるとはいえないものの、そのつぎのステップとしての具体的内容の解明作業が第九番目の公共性論として私のいう、「積極的公正中立主義」の立場からのメディアの公正論、地球規模の市民主権社会建設に貢献するメディアの責務と倫理につながっている。

B・メディアの社会的責任と公正

〈メディアの責任〉

メディアがその伝達機能によって現代社会の組織と運営に不可欠なものであることは今や常識である。またそれは、メディアの提供する情報がなかば社会の質を規定してしまうということでもある。

もちろん、メディアそのものは何らかの情報を中継するチャンネルにすぎない。情報伝達を①発信システム、②送信システム、③受信システムに分けるならば、メディアとはその真ん中の送信システムのことである。つまり、メディアとは情報の流通システムのことであり、そのことから従来、その改善作業とは①いかに早く、②いかに大量に、③いかに効率よく、受信者にたいして情報を届けるか、ということに向けられることが多く、そうしたやり方に疑問をさしはさむこともあまりなされなかった。

この「メディア」が「マスメディア」の意味で使われる場合でも、それは単なる大量情報伝達システムの名称であり、それにはたいする価値評価は必要ないと理論的にはいいうる。だが、メディアは情報のやりとりをしてはじめて社会的な意味をもつ。さらに、メディアはそれによってやりとりされる情報の内容と質の双方に影響をあたえる性質をもつから、メディアと情報を切り離して論じることが実際的ではない。

①メディアの理論的研究は情報伝達の効率を主として追求するのには、②メディアの社会的あり方を問うことは、メディアがどのような情報を受容者に届けるべきか、という次元の違う問題を同時に問うことになる。つまりメディア・システムの伝達効率、どのような情報をメディアは送出すべきかという設問と同時に追求されなければ、なんのためにメディアは存在しているのかという、私たちの社会にとつていちはん大事なことが問われないことになる。よって、メディアが情報の伝達をするときにはそれは社会的にどうあるべきかという問題設定からアプローチされねばならないことになる。つまりメディアの実際的研究には、メディアは人間社会にとつてどうあるべきかという視点の導入が不可欠であり、「メディアの責任」とは何であり、「メディアの公正」とは何かという設問の解答を迫られるのは必然だということである。

右の②の問いをしない状態が世界的に支配的になった結果、メディアの私有・民営形態の最悪部分の一人歩きを許し、経営効率追求を主体とした情報産業化を促進、現在のような「メディアの暴走」ともいうべき、社会的強者の横暴による、受容者（一般視聴者・読者）の無視、あるいは軽視といった現象となってきたわけだ。このことから、私たちの現代社会でもっとも優勢な位置にあるテレビ・メディアの分析とそのあるべき姿の追求がとりわけ現代メディアのあり方の理解に重要になってくる。というと、双方向コミュニケーション性を保障するマルチメディアはユーザーの新たな主体性を切り拓くものだという声がかきこえてきそうだが、後述するように、マルチメディアをふくめ、メディアの運営そのものが相もかわらず社会的強者たちになぎらされているかぎり、情報がどのようなかたちでやりとりされよう

と、情報の内容そのものが、直接・間接のちがいはあるにせよ、事前のコントロールを受けてしまっていることを忘れるべきではない。

さて、メディアとは何かという問いが、メディアは社会にとってどうあるべきかという問いと同時平行的になされることは、原子物理学者が結果として破壊兵器になる核開発の研究をするのではなしに、それをいかにして人類社会の発展のために利用できるかという視点（たとえば安全優先の原子力発電の研究）を合わせもった研究をおこなわなければ無意味であるという態度と類似している。だが、これまでの科学の歴史は、科学的進歩と社会的貢献という二つの課題の内容の決定が公権力と社会的強者に独占され民衆に強制されてきたことを教えている。それは多くの科学者たち（自然科学も社会科学も）が、権力をもつものの意向を忖度して、研究行為の社会的意味には意図的にふれずに仕事をしてきた結果でもある。それが今日の「知の利用と開発」がかならずしも人類社会の進歩に結びついていないという深刻な状況をもたらしている。

だからメディア論が原理的にメディアとは何かを追究するときには、その作業は同時平行的にメディアは市民主権社会の建設にとつてどうあるべきかを問わなければならない。その問いのないメディア論は、メディアの社会的責任論や公共性論を実質的・意図的に回避している。同様に、メディアの公共性論は、メディアの公正とは何かという設問に答えることを必然の課題としなければならない。その認識のないメディア研究は、ビデオ「ギニーピッグ」が女の身体を意味なく切りきざむシーンを撮影し、販売内容としていることを、言論・表現の自由とうそぶくような、また先にあげたように、講談社が「ビート・たけし事件」に際して、たけし氏の行為は言論の自由にたいする挑戦だとうそぶいた、学問は中立でだれもが利用できるものだという主張とおなじくいの詭弁であり、世の中に害あつて益なしの論法であるといえよう。

いい方をかえて説明する。

自由は全面的に肯定すべき概念だが、その尊重にはたとえば、他人の命を奪う自由をふくめないというのが私たち人類が到達した普遍的原理である。同様に、メディアの研究は、その研究の遂行過程の段階から究極的にはそれが社会の健全な運営にいかん貢献すべきかという視点に結びつくものでなければならぬし、研究者はたえずそのことを念頭に置いておくべきである。その認識のない、つまりあるべき社会倫理の抜け落ちた研究の横行が今日の学問研究の恐ろしさとなつていくことだ。

第二次世界大戦から例をひけば、ナチスドイツの学問研究、日本の中国侵略時の「七三一石井部隊」などの人体実験をふくむ医学研究などがそうである。昨今のオウム事件については、めちゃくちゃな警察権力の乱用を許すべきではないし、犯罪と犯人の法的特定についても裁判にゆずらなければならないが、オウム真理教の発行者に見られるような、目的遂行のためには手段をえらばないという脈絡での言いがれの論理（麻原彰晃『亡国日本の悲しみ』オウム出版、一九九五年、などを参照）や毒ガスサリンの研究と製造・使用などがそうである。また昨年、問題となった文芸春秋社刊『マルコポーロ』誌二月号の掲載論文「アウシュビッツにヘガス室」はなかった」の犯罪性もこれとおなじである。言論の自由の名を借りたこのメディアの犯罪については、クロード・ランズマン監督の映画『ショーア』（一九八五年）を見たり、そのシナリオ（高橋武智訳、作品社、一九九五年）を一読すれば一目瞭然である。

くりかえすようだが、メディアの社会的責任論とはどのような社会を私たちがつくっていかばよいかの基礎資料をいかにメディアが提供するかということの論理と情報選択の基本になる倫理と責務について、社会的公正の立場から考えぬくことである。以下に、今日のメディアがそうした責任に不感症になつておこなっている「犯罪」の具体例として、サブプリミナル問題をとりあげておく。

〈社会的默契に違反するサブリミナル〉

社団法人・日本民間放送連盟が出している『放送基準解説書一九八五——一九九四補正版』（コーケン出版、一九九四年）は、「一九九四補正版への主な補正ポイント」としてつぎの五点をあげている。

- ① サブリミナル効果を狙う番組・CMへの対応
- ② 虚偽や捏造、過剰な演出の防止に関する文言の挿入
- ③ 障害者、患者、また被疑者などの人権への配慮
- ④ 児童、青少年のほか、幼児への影響力を考慮
- ⑤ 意見広告や比較広告への対応

これらの五点は公共性・公益性の立場からメディアの社会的責任を考えるときいずれも大切な事項だが、ここでは第一にあげられている「サブリミナル効果」にしばって検討しておきたい。

サブリミナルとはもともと心理学の用語で、人間の認知・知覚を、①意識をもって認知できる範囲と、②意識としては認知できないが、無意識的に認知できる範囲、③まったく認識できないこと、の三つに分類した場合、中間の②にあたる認知圏にたいする訴えかけのことである。この①と②の境界にあたる刺激の強さが専門用語では「閾値」（イキ、*men*）とよばれ、①と②の境界線以下で③に入らない部分が通常、閾以下ということとサブリミナル（*subliminal*）とよばれる。

メディア学というサブリミナルとは「テレビやラジオや雑誌などで人間が意識としては認知できないが、無意識のうち感知できる方法で情報を視聴者・読者に送り込むこと」をいい、(サブリミナル効果)とか(サブリミナル広告)というふうになつて使われる。

さしあたりこのように「サブリミナル」を定義して議論をすすめ、それについて以下の五点からのチェックをおこなつておきたい。

- 第一 メディアは視聴者が意識上、知覚できない情報をおくつてよいのか
- 第二 サブリミナルに訴える情報送出に効果はあるのか
- 第三 サブリミナルとされる範囲、および(閾)と区分される領域はひとよつて違つてゐるのではないか
- 第四 視聴者がサブリミナル手法で送られてくる情報を事前に知つてゐる場合についてはどのように考えるべきか
- 第五 サブリミナルが許される場合があるとすればそれはどのようなときか

まず第一点から――。メディアは社会的存在であり、視聴者は通常、メディアが送出する情報についてそれを画面上に表現されるままに理解している。つまり視聴者は自分が画面上から知覚できる範囲の情報だけを受容しているのだと考え、自分が意識上で知り得ない情報がそこに含まれて同時送信されてきてゐるとはゆめにも考えてゐない。このことから「視聴者はメディアが送つてくる情報をそのままのかたちで受け取り、理解しており、そのプロセスは視聴者からメディアへの信頼によつて成立する」という、メディアと視聴者とのあいだの暗黙の了解事項があり、その前提があつてはじめてメディアと視聴者との相互信頼関係ができあがるということがわかる。

これをかりにメディアと市民との(暗黙の社会契約)黙契(法律用語でいうところの信頼の原則)だとすれば、サ

プリミナルは、視聴者の知らないやり方でメディアの側から視聴者にたいし情報が一方的に送られた場合、この暗黙の社会契約がメディアの側によって一方的にやぶられたという犯罪になる。つまり、プリミナル手法のメディア事業者による勝手な使用はメディアの側の横暴を許すことになり、きわめて問題だということだ。

民放連放送基準にはその一一六項に「視聴者に錯誤を起させるような表現をしてはならない」とあり、前掲『放送基準解説書』はこの点についてつぎのようにのべる。

「錯誤を起させるものは、意識的に錯誤を起させようとするものと、無意識のものとの二つの場合がある。表現方法としては、直接的なものと暗示的なものがある。いずれの場合も視聴者の不利益になるおそれがある。とくに注意しなければならないのは、視聴者の知識や経験の欠如を利用して錯覚を与えようとするものである」

それにつづく事例の③にはつぎのようにある。

「代理店から持ち込まれた映画のCMの中に、二フレーム（三〇分の一秒ずつ）、併映される映画の全裸のベッドシーンが挿入されていることが、CMバンクへのファイリング中に発見された。サブプリミナル効果を狙ったものかどうか、はつきりしなかったが、この部分のカットを広告会社に要請して放送した（改稿）」

この民放連が一九九四年十月に放送基準審議会見解として出した「潜在意識下に訴えるCMなどの取り扱いについて」という題する文書は、サブプリミナルの問題点を具体的に指摘し、つぎのようにいう。

「・・・通常の視聴では認知できない速度の映像や音量で本編のテーマとは異なるメッセージを挿入し、潜在意識下に訴えて所期の効果を達成しようと企図する技法を用いたCMは、その効果の実効性は不明とはいえ、なによりもアン

フェアな表現手法であり、放送上、きわめて問題がある・・・したがって、当該手法を使ったCMは、放送の公共性と社会的影響力、また視聴者の利益に鑑みて倫理上不適切であり、到底オンエアできないと言わざるを得ない」

今年（一九九五）五月二日のTBS系列（毎日新聞系列）のニュースが、六年前（一九八九年）のクリスマススイブに、日本テレビ系列（読売新聞系列）で放映されたアニメ『シティハンター3』にオウム真理教の麻原彰晃代表が斜め前を向いて手をあげている画面をサブリミナル手法で挿入・放映していたことを批判的に報じた。その後、六月になって、日本テレビを批判した、当のTBSの『報道特集』が二回にわたって（五月七日と一四日）オウム真理教関連テーマでの番組制作をおこない放映したが、そこでサブリミナル手法により、オウム真理教幹部の刺殺事件等に関連し、その犯罪構図を示唆するような映像（例として朝日新聞記事写真を参照）を挿入したことなどが、『シティハンター3』で批判された日本テレビ・読売新聞グループによる精力的な批判報道によって明らかになった。

このことは、第一に、サブリミナル手法使用の善し悪し以前に、こうしたメディアの情報提供と相互批判にも、佐川急便問題で読売新聞の渡辺恒雄社長を批判報道したTBSとそれを受けた読売資本との熾烈な対立がたちをかえてそのまま反映しているということである。第二に、日本のメディアの問題の多くは他メディアによる指摘によって発覚し、当事者が結局謝罪するというパターンをもっているが、この件もその例外ではなかったということである。朝日新聞一九九五年七月一九日付朝刊によれば、TBSは七月一八日付けにて、郵政省放送行政局長あてにサブリミナル使用をフェアではなかったと謝罪し、郵政省放送行政局はそれを受けて二十一日、TBSに文書で嚴重注意した（同七月二十一日付各紙）。

さてこのTBSの件の発覚は、六月九日で、翌二〇日の各紙でも報道され、後に私自身も朝日新聞にコメントを求められたが（別図参照）、この件の最大の問題は視聴者の知らないあいだに脈絡のある情報が押しつけられたということ

サブリミナル手法 専門家の目

テレビの視聴者が感得できないほど短い映像を流し、潜在意識に一定のメッセージを植え付ける、いわゆるサブリミナル手法が今、論議を呼んでいる。TBSが先月の「報道特集」で、オウム真理教の麻原彰晃被告の顔写真を、三十分一秒という短いカットにして普通の映像の中に組み込んだ事が明るみに出左の事がきっかけ。同社は全面謝罪し、この手法を禁じ手にしたが、テレビの作り手も研究者たちは番組をどう見て、この手法をどう評価しているのか。各界の専門家に聞いた。



●村井秀幸幹部が刺された瞬間



●直後に上祐史彦氏の緊張した表情のカットが一瞬挿入される



●血がついた手のアンの映像に続く11日放送のTBS「報道特集」から

ジャーナリズム倫理に詳しい同志社大教授 渡辺武彦さん
これは明らかにサブリミナル効果を狙ったものだ。知覚できないカットを挟み込み、視聴者が「こういう映像を見ている」と理解しているものとは異なるメッセージをテレビ局が送れば、サブリミナル手法だと語ってよい。

特に、上祐氏とユダのカットは左腕上、上祐氏が村井幹部を刺した側にもと視聴者

に思わせる効果が生じている。
サブリミナルは、知覚できる情報の授受と視聴者の暗黙の契約に違反している。
送る側の
横暴許す

今回の問題が起った原因の一つに、今のディレクターにあつては、アリスティックイフェクト(芸術的効果)至上主義の風潮を察せるところで、政治的な意味を考へず、映像の美しさも強烈さばかりを狙い、視聴者に「すごい」と思わせることだけを考へている。事実の真相が二の次になっているのはないか。

ドクメンタリ番組のディレクター
是枝裕和さん
ニニエスであれ、キュンタリであれ、一つの自己表現なのだから演出は存在する。客観、中立などあり得ない。作る側も見る側もそれを自覚しないと危険だ。一個作者としては、前提としておぼゆる手法に対して、禁じ手を作らなくてはならない。過剰とか抑制の利いた二の次で演出の是非を判断すべきではない。

今回の手法は、知覚できないという点ではアンフェアだと感ずる。しかし、では、警察やオウムの方にメディア側への優待演出者がいた。メディアには「カメラを回していれば何かという態度がうかがえた。特に、警察の演出を無批判に受け入れていた。この映像があのままの現実として受け取られたすれば、その方が怖い。

「禁じ手」
望まぬが
個人には、今回のような

で、そうした情報提供手法は、前述したように、メディアが市民との默契を一方的にやぶったということで見ずごしてはならないものである。

また、先にあげた民放連の解説書の改定部分の記述（一九九四年）は、TBS『報道特集』が問題になる以前にすでに民放連内部でサブプリミナル問題が取りあげざるをえないほどになっていたことを示している。さらにこの民放連は一九九五年五月二五日の報道発表とそれに先立つ、同二十二日付で社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）および同連盟加盟各社など一〇四社あてに送付した同放送基準審議会見解でつぎのようになっている。

「視聴者が通常感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法は、公正とはいえず、放送に適さない・・・この見解は通常番組・CMの双方に適用される」

またそれが実行されれば、そのような

「手法は、手法自体が公正でなく、社会の信頼にこたえる民間放送たらしとする民放連放送基準の基本理念に反する」とした。

私はこの民放連の見解に全面的に賛同する。しかもその見解には、

「このことは自明の理であるが、この問題が番組に関連して大きく取りあげられている現下の状況に鑑み、あらためて注意を喚起するために確認する」とつづく。

にもかかわらずTBSは六月十五日付のプレスリリース（TBS広報部）でつぎのようにいつていた。

「・・・当該番組において使用された表現手法は、番組のテーマに沿って行われたものにせよ、その一部に視聴者が感知し得ない映像を用いたことは不適切です・・・」

このサブプリミナルではオウム真理教幹部殺害の真犯人を特定してしまうことになるのだから、この弁明は明らかに本

質をはぐらかすものであった。またそれは、テレビ関係者がこの本質をよく理解していないことの証左ともなる。同時にそれは、現在の民放各局が、より芸術的効果（アーティスティック・イフェクト）がよく、よりインパクトの大きい映像をつくりだすため、①いかに「放送基準マインド」など無視した番組制作をしているか、②利益のためには自ら組織している民放連の見解など歯牙にもかけない体質になっているか、③そのことが先のNHKスペシャルの「やらせ」や「椿発言」のときのように、またぞろ郵政省放送行政局（長）の干渉を誘発し、放送にたいする国家関与の必要性の世論づくりに貢献しているという悲しむべき現実を形成している、ということである。

第二点、サブリミナルに訴える情報送出に効果はあるのか。

日本でいちばん早くこのテーマの研究に取り組んだ心理学者のひとり、千葉大学名誉教授の多湖輝氏は「無意識に訴える情報提供は意識に訴えるそれにくらべて効果は小さいが、とはいえない。とくに短い情報をくりかえした場合に効果的だ。またたとえ効果がなくてもそれを政治的に利用しようとすることには道義的な問題がある」（NHKテレビ総合『生活ほっと』、一九九五年七月四日放送分より）とのべる。

アメリカでは小売りチェーンがBGMのなかにサブリミナル手法で「私は正直です、盗みはしません」（I am honest, I will not steal.）というメッセージを入れたところ、それを入れる前より万引きが三分の一減ったという報告もあるという（A Dictionary of Communication and Media Studies, Third Edition by James Watson and Ann Hill, Edward Arnold, 1993。この件での日本語の文献としてはリポポート社刊のブライアン・キーの諸著作の他、横井真路『洗脳ゲーム』一九九五年、が有益である）。

また私が利用する京都市内の理髪店には鳥のオウムが飼育されており、その主人によればオウムにコトバを教えるときとして一番効果的なのはそれが夜眠る前うつらうつらしているときであるという。このことについては友人の動物

学者にも確認したがたしかなことだそう。人間でもいわゆる「睡眠学習」はその原理に則っておこなわれているという。ことでそれはサブリミナル効果の有効性を前提としている。

つまり、アメリカで最初にこの効果について発表した広告会社による、映画に挿入された、有名な、コーラを飲むと、ポップコーンを食べようとの、サブリミナル情報の話（一九五七年）は、その結果英米メディアにおけるサブリミナル使用の禁止を導きだしたとはいえ、後にこの会社をめぐる経営上の話と混同され、非科学的なものとなってしまった。が、すくなくとも影響に関してはないとはいえないということだけははっきりしている。

第三点、それ以下をサブリミナルと分類する（閾）の下限はひとよって違うのではないか。

たとえばひとが意識的に知覚できる音をサブリミナルにする方法には、①極端に早くする、②極端に遅くする、③極端に高くする、④極端に低くする、といった四つ、あるいは⑤その混合形式による方法が考えられる。だが音についても、映像についても、その認知能力はひとよってかなりのばらつきがあることは実験によっても確認されているし、経験的にも私たちが知るところである。つまりマスメディアによるサブリミナルといっても大部分のひとにとってはサブリミナルでも、ある一部のひとには明確に知覚できる明示情報である場合があることになり、それらの人たちにとってはそうした情報提供はサブリミナルではないという大変なことになってくる。

先に図示した『報道特集』の例でも、なにげなく見ているぶんには挿入された映像を知覚できないが、同志社大学における私のゼミ生の場合、よく目をこらし、注意しながら見た場合には九五パーセント以上がサブリミナル手法で挿入されたその映像カットを認識できた。さらに筆者の知人のボクシングの練習生に見てもらったところ、はじめから明確に映像内容を認識したのであった。つまり動体視力がすぐれておれば、テレビによる三〇分の一秒、映画による二四分の一秒のフレーム映像の挿入などは自然な映像としてはつきり認識されるということである。

第四点、視聴者がサブリミナルで送られてくる情報を事前に知っている場合にはどうか。

サブリミナルはそれが送り手（メディアの側）によって勝手に操作されるところに最大の問題があることは先にも述べた。つまり、この手法による情報送出が受容者に事前に意識されているかどうかで問題がかわってくるということである。

この場合には、先の民放連見解とは違う解釈になると私は考える。このことは第五点とも関連するが、視聴者になりたいし、①事前にサブリミナル手法の使用、およびそれによる情報内容が知らされ、②それが視聴者によって了解され、③その内容が反社会的でないという場合には、メディアによるサブリミナル手法はかならずしも否定すべきものではないということである。事実、市場には疲れがとれるCDとか、気持ちが悪くCDとかが並んでいる。いずれもサブリミナルを利用したものであることをうたっており、利用者はそれを知りながら、あるいはそれがあからこそCDを購入入している。ただし、現在のような電波メディアの場合には、事実上、視聴者全員にその使用を事前に周知徹底させることは不可能であるから、テレビ・メディアによるサブリミナル使用は絶対不可ということになる。

一九九三年度、サブリミナル手法を利用したと喧伝された映画「RAMPO」が製作された。この映画では殺人シーンなどの三十八カ所に女優の顔写真などが瞬間的に挿入されたことがうたい文句となった。私が見たかぎり、そのシーンは幻想的で美しく、十分に芸術的效果（アーティスティック・イフェクト）をあげることには成功していた。この場合には、事前にそれがサブリミナルを含み、そのことがある種の売りになり、映像の芸術的效果にも最大限に生かされたのである。これは、報道系のニュースにおいて視聴者が知りえない情報が視聴者の知りえない方法で伝達されたということとは違う解釈をしたほうがよい事例だといえよう。

テレビや映画メディアなどにサブリミナル手法を採用することは、技術的には、素材テープを編集するとき、いくつものフレームに別の画像を入れれば簡単におこなえる。これはコンピュータを使ったノンリニア編集機を使えば、希望する場所にコマ単位でサブリミナル映像を挿入することなどだれにでもできる。

このような今日のメディアの技術的発展が過剰な視聴率競争と表現技巧の開発と合わさって、テレビ・メディアによるサブリミナル使用を類発させているのだが、①メディアが一方的に視聴者との社会契約を破ること、および②送出される情報が視聴者が事前に知りえない方法によるものであるところに、③公益性をもち、公益性を創出すべきメディアがその反対に公益性を害する方向に機能していく原因があり、問題視せざるをえないということである。

C・公共性の基本理念と公益性

メディアによる情報提供活動の基準としての「積極的公正中立主義」と、社会的責任としての「メディアの公正」については、本誌第四十九号、第五十一号掲載の二つの論文でのべてきた。またそれらの結論部分については本稿の冒頭でも再説している。

以下に、それらの主張を支える基本理念としての、メディアの「公共性」と「公益性」について、これまでのべてきたことをふまえて確認作業しておくことにする。

公共性の語法論でのべたように（第一章のC）、いつの時代のどの権力も、公共性ということばを自分たちの行為そのものに引きつけ、自らの正当化に利用しようとしてきた。とりわけ第二次大戦以前の日本において、「公共性」とか「公共的」、もしくは「公共」・「公的」というように、〈公〉という文字を使用するときには、その使用者は〈政府の〉

という意味と「国民みんなのための」という意味を重ね合わせて民衆におしつけた。先の津金澤論文（放送の公共性・その歴史的検討」一九六六年）はそのことを証明したが、本稿で私たちが課題とする「メディアの市民主権社会建設奉仕論」としての公共性・公益性の解釈は国家権力と社会的強者によるそうした用語法と内包としての意味の双方を拒絶する。

なぜなら、その論法では、第一、公共性概念の主体になるべき国民がどこかへいつてしまっていることと、第二、そうした公共性論が結果としていわゆる大本営発表をそのままたれながすメディアの情報提供活動とそれへのジャーナリストたちの協力をもたらしたからである（情報局記者会『大東亜共同宣言』新紀元社、一九四四年、などを参照。このことについては次号の和田洋一論で詳述する）。

これまた語法論の検討で明らかになったことだが、「公共性」ということはそれじたいには本来、プラスマイナスの価値評価はなく、単純に「公共性」社会一般にかかわる利害のこと」であり、「あることが人間と人間との関係枠のなかに存在するという性質のこと」と理解できた。つまり、公共性とは「個」がその他の「個」と関係をもつことがたつた二人の関係から世界大にまで拡がる関係枠として、

「公共性」個人の純個人的なこととプライバシーを除いた部分と社会との関係性」

と定義づけることができる。

公共性をこのように「個」が対社会との関係においてもつ枠組み属性と理解すると、「公益性」とはつぎのような意味をもつてくることになる。

「公益性」社会一般にかかわる利害のうち、人間社会にとってプラスの方向に結びつく価値属性」

このことから「社会的責任としてのメディアの公共性とは、メディアがその情報活動をとおして、社会一般の利害にかかわる事象について、報道・論評すること、あるいは娯楽等の提供をすることによって生じるメディアの社会性」ということになる。

それはつぎのように言い換えることもできる。

「メディアの公共性」個」と「世界」を結ぶ社会的関係枠としての〈公共性〉を健全に維持するためにメディアに課せられた責務と倫理の依拠する言説空間と関係属性」

とすれば、

「メディアの公益性」メディアが公共性の論理に則り、社会が円滑に機能するよう、公正な情報の提供活動をするこ
とによってつくりだされる、社会的プラス価値属性」

と理解すべきことになる。

以上の諸定義のなかの文章では、「世界」「社会」のことと理解していただきたい。社会とはさいて二人以上の個人をつくる集合体としての人間組織のことであり、その二人以上の個人が子孫を生産し、その作業が反復されることよって人類社会の存続が可能になる。①そうして時代と地理上の制約を超えて拡がる社会空間とそれを支える一人ひとりの人間、②個人同士、③あるいはひとりの人間と社会、さらには④集団としての人間と他のもろもろの集団といった、あらゆる人間関係の枠組属性が公共性といわれるものの中身であり、そうした公共性の関係に支えられるすべての人間活動の絡みが社会とよばれるものだということになる。

そしてその社会が対面コミュニケーションを超える範囲に拡大したとき、その運営はかならずマスメディアを必要とするし、マスメディアなくして一つの社会は対面コミュニケーションの範囲を大きく超えて運営され、発展することは

不可能なのである。そしてこのことは現実の問題としてそれ以外の解釈を許さない。

加えて、民主的な社会の維持にはこのメディアが「公共性」のより健全な部分を形成することが期待され、メディアと公共性との緊密な相関性が必要となる。そしてそのプロセスはメディアそのものの公正な活動を要請することになり、その論理による活動が、メディアによる「公益性」を生み出すことになる。そういう意味での公益性に結びつかないメディアの情報提供活動には、先述した刑法上の公益性(第二三〇条の二)は認められないということになる。

こうして考えてくると、メディアの公共性と公益性は、私たちの社会のあらゆる事象について、広い意味での人間社会の進歩を前提として出てきた概念であることがわかってくる。つまり、メディアのこうしたとらえ方は、メディアによるすべての記述、すべての表現活動の根本にかかわることであり、市民主権のよりよい社会を目指す私たちの社会運営の基本になる態度・倫理とすべきものだとは私は考える。この立場からのメディア論をもし「アクチュアリティのジャーナリズム研究」とよべるとすれば、それは私が同志社大学の大学院新聞学専攻において教えていただいた、「真正の新聞学者」故和田洋一先生⁽¹⁴⁾の生き方からヒントを与えられ、今ようやくそのねらいがおぼろげにわかりかけてきたものである。

市民主権社会創出のためのメディア論と、メディアにとつての公共性・公益性は、メディアの社会的存在をよりたしかな地球的規模の市民主権社会の将来展望のなかでおこなう、メディアのエンドユーザーである読者・視聴者にたいす情報提供行為という「メディアの社会的責任」によつてはじめて生まれてくる概念なのである。

む す び

〈マルチメディア時代の公共性と公益性〉

理論的にはすでに予測されていたことであるとはいえ、ここ十年ばかりの映像機器の技術的發展、コンピュータの発達にはその前の十年には予想もできなかったほどのものがある。その結果、コンピュータのハード単体の①値段がさがり、②小型化し（ダウンサイジング）、③家庭や個人事業所で比較的容易に所有できるようになったことは、④これまでの私たちの社会的メディア観と情報接触の内実を根本的に変えることになった。いわゆる「マルチメディア時代」の到来である。

このことを本稿でのべてきたテーマに関連させていえば、安価になり、ダウンサイジング化したコンピュータはパソコン（home-computer）と呼ばれ、これまでのマスメディアとは違った形態の情報ネットワークを社会的に形成するようになった。このいわゆるパソコン通信とか、インターネットとかいわれるものは、もともと、ソ連の核攻撃によって中央が破壊されても、周辺が動くようにとアメリカの軍部によって考えだされた情報のネットワークで、第一に、それぞれに中心をもつさまざまな情報のネットワーク同士が相互につながりながら、必要な情報の種類によって中心的発信者と受信者が自由に移動するという構造特性をもっている。それはどこか一つが中心となるのではなく、いわば「多中心的柔構造」ともいうべきものだ。第二に、さらにそのネットワークは、これまでのマスメディアが巨大な同時発信システムを指向していたのにたいし、これは視聴者の求めたときに求められる情報を提供する（双方向性、インタラクティブ）という意味で、情報の提供形態に根本的な変革をもたらしている。たとえば、それは国際会議の資料が同時に世界中で見られることにもなるし、実際そうした使い方がすでにされている。

しかし、そうしたネットワークにおける情報も内容というレベルで考えれば、やはりこれまでのメディアのもつ特徴をプラスマイナス双方においてそっくり受け継いでいる。つまり、「どのような情報が各ネットワークおよびネットワーク登録者のところに蓄積されているのか」あるいは「どのような情報が実際にそこでやりとりされているのか」という設問への答えとしては、第一、ネットワークの創設に政府や巨大メディアが関係したり、第二、マスメディアによって得られた情報がそこでやりとりされているかぎり、マスメディアはマルチメディアをとおして間接的に情報の受容者に影響をあたえ、その支配構造は変わっていないことになる。またマルチメディア時代の双方向性といってもたいていの場合、パーソナルな情報のやりとりを別にすれば、一般利用者は必要な情報を求めるばかりで専門的レベルでの情報を提供しない。加えて、そうした専門的情報の提供者もまた現在のマスメディア事業者の蓄積した情報をほとんどの場合、要約して提供しているにすぎない。また実際、マスメディア事業者そのものがマルチメディア事業を展開していることが多い。とすればマルチメディアによる提供情報もまた、一般のマスメディアの情報と同種の歪曲と偏向を導く構造をもっていることになる。さらにマイナス面としては、インターネットをはじめとするパソコンネットワークの通信は今のところだれからもチェックされないから、実際にテロや爆弾製造のノウハウやハードコア・ポルノ映像さえ取得できる（朝日新聞、一九九五年八月四日朝刊、など）し、それを利用した犯罪も報告されるようになってきている。

あらゆるものを飲み込み、肥大化すると同時に、国境を超えながら徹底した商業化路線をとるアメリカのテレビ・メディアの主流はもはや「報道機関の顔をもった、純粋営利事業体」にすぎないことは先にのべた。このことはあらゆる方面に及んでおり、当然、それはマルチメディア、インターネット組織においても例外ではない。インターネットそのものが前述のように、アメリカ政府の肝いりでできたものであるし、グローバル化した現在のテレビ・ネットワークによってかけぬぐる映像情報がそうであるように、インターネットもまたそのほとんどがアメリカを経由したものだ。つまりそれは、情報による世界中のアメリカ化に貢献するものだともいえよう。さらに恐ろしいのはこれがメディアによ

る情報だけではなく、このほど日本でもはじめた遺伝子の組み換えによる病氣治療（札幌医大）などの特許もそのほとんどがアメリカの所有であるため、世界のアメリカ化は、とりわけ知的所有権に関する分野でどんどん進んでいるわけだ。

おりしもこの八月一日、朝日新聞社はアメリカの新聞シンジケート、ナイトリッター社と提携、近々、「国境のないインターネットの利点を活用し、編集拠点を米国にも設置、東京・築地の本社とともに二十四時間態勢で最新の情報提供をする」と発表し、月末には実際の活動にはいった。これがマルチメディアの実態である。

また、こうしたネットワークはパソコンが安価になったとはいえ、それに接触できる経済レベルにあり、同時にその取得意欲をもつものと、そうでないものとのあいだのギャップをつくりだすから、いわゆる情報貧層（the information poor）とよばれる階層を生み出し、それらの人たちはさまざまな社会活動からとりのこされることになる。これは日本だけではなく、現代のメディア環境全体が世界的にもつ深刻な問題であるが、それについての議論は別の機会にしたい。

いずれにせよ、こうしたコンピュータ・ネットワークをふくめて、社会の形成にメディアの果たす役割が重要であることを否定するひとはいない。しかし識者のいくらかは、メディアの提供する情報があれば、視聴者はテレビのスイッチをオフにする（新聞なら購読の停止、パソコンなら購読しないことやネットワークへの不参加）ことによつて「主体的に」テレビによる情報を拒否することができるかと主張する。さらには、メディアそのものの提供する情報にはもともと真実はないからそうした情報をはじめから信用しなければよいという意見もよく見受けられる。

しかし、くりかえすようだが、メディアなくして現代社会そのものが成立しない。つまり、よくもあしくも、現代社会はメディアによつて維持・形成されるといった事実が否定できない以上、そうした態度はよく調べもせずにはしばおこなわれるテレビのニュース解説や新聞の社説とおなじで、私たち自身がグローバル化した社会のなかで日々判断を

しながら私たち自身の社会に責任をとっていかねばならないという、市民主権主義の立場からは害あって益なしといわざるをえない。今日のようにグローバルな規模で、リアルタイムで、各個人がメディアに接するという情報環境にあつては、メディアを拒否しておこなわれる生活は個人の自由であるとはいえ、ほとんどのひとが現実にはメディアに接することによって、直接体験すること以外の情報をえて生活している。その現実があるかぎり、メディアの提供する情報内容を私たちがたえず検証するだけではなく、メディアそのもの管理・運営に参画すべきなのは当然なことなのである。

こうした現状認識にたてば、今日の社会的メディア論において大切なこととして以下の三つのがあげられるであらう。

第一、メディアの社会的運営の主権者は市民であり、メディアの情報提供活動は民生の向上への貢献の大切さを大前提としつつも、それが個人個人の生活レベルから地球大のことにまで貫徹できる公共性・公益性の論理と倫理をもっていること、

第二、そうした市民の営為と哲学に基づく社会活動の論理がメディアによる送出情報の取材・編集・選択の基準になつていくこと、

第三、そうした社会をグローバルな規模で円滑に機能させる補助材料として、たんなる報道機能を越えた、メディアの諸機能（伝達、論評、議論の場の設定、社会教育、娯楽、広告・宣伝媒体・社会福祉、など）と、その社会保障制度をも展望した、具体的な「メディアの社会的責任論」の提出。

私自身はすでに準司法的・行政的権限をもった独立機関としての「日本マスメディア委員会」（仮称）を設置、NHKを日本公共放送網（NKH）としてこの委員会によって運営すること、民放については現在の国家・郵政省管理から

この委員会の監督下の免許事業とすること、マルチメディアへの現実的対応をすることなどによる、メディアの制度的な改革論を提起している（詳細は本誌前号の拙論を参照）。

現代のメディアが私たちにとっていかに危惧すべき状態にあるかは、メディアのつくりだすあらゆる現象の分析がメディアによる視聴者の軽視をしめしていることから自明である。そうしたメディア現象を社会運営の主権者である市民本位に転換していくための基礎研究、基礎作業として、メディアと社会の関係が、公共性と公益性をキーワードにして原理的に明らかにされるとともにその実践課題として解明されねばならないのである。

本稿で筆者がおこなったことは、そうした観点からメディアの社会的責任の所在を確認し、市民主権のメディアを確立するための基礎作業として、公共性とは何かを考究し、メディアを社会的に有用たらしめるための根拠——メディアの公共性に起因する社会的利益としての公益性を視聴者との関係枠組みのなかに押さえることであった。ならば、つぎに必要とされるのは、メディアのそうした認識を基にした、メディアじたいの質的転換法の提示とそれを実現させるための、今日的次元における市民的合意の形成である。

それらを具体的に検討していくには、アメリカのFCCのあり方や非営利的民間公共放送・PBSなどをプラスとマイナスの両面からさらに分析し、参考にしていくことも必要になるが、それについても今後の課題としたい。

注

- (1) メディアと社会との関係については、メディアが社会形成に果たす役割の大きさに注目するひとはいるが、その多くはメディアが人びとの実体験を補完する程度のものでとらえているにすぎない。たとえば、後で本文中でもふれることになる浜田純一氏はその著『メディアの法理』（日本評論社、一九九〇年）の冒頭でつぎのようにのべる。

「個人が自己の人格の充実と発展を可能にする豊かな精神的ならびに物質的生活を営んでいくにあたっては、外部の世界から得られる多様な意見や情報を十分に知ることが不可欠である。さらに、そうした知識は、民主主義国家において、国民が自

己の政治的意見や判断を自由に形成し、その主権的諸権利を適切に行使していくために必要なものである。

人びとが、このように意見や情報を獲得する手段としては、表現の自由が憲法によって広く保障されている今日の民主主義社会にあつては、まず、個人間でさまざまな形で取り交じわされるパーソナルなコミュニケーションが存在する・・・パーソナルなコミュニケーションが社会的情報流通に果たす役割は、たとえばパソコンなどの電気通信技術の発達によって再び活性化しつつあるようにも見え、その今後の発展が注目されるもの、なおそれは、通常、量的にも質的にも、またしばしば伝達速度の点においても、限定されたものである。今日の社会的コミュニケーション過程においては、豊かな資力と経験、そして高度の技術力を持ち、さらに多数の職業的ジャーナリストを組織した、新聞・放送をはじめとするマス・メディアが果たしている圧倒的な役割とその大きな影響力を否定することはできない（同書、はしがき）

本文でものべているように、第一に、現代社会においてマスメディアの影響が大きいというところではなく、マスメディアなくして現代社会は存在しえないと私は認識している点、第二に、浜田氏がテレビ番組の制作者と新聞記事の筆者たちを職業的ジャーナリストとして一つにくくってしまい、同時に、実態としての彼らの活動の反ジャーナリスト性に注目していないらしい点、第三に、現代社会を表現の自由が憲法によって広く保障されている民主主義社会とみているらしい点において、私は浜田氏と根本的に今日の社会とジャーナリズムにたいする見方を異にするようである。

もちろん浜田氏のこの本が日本語で書かれた、プレスへの自由についてのすぐれた書物であることは私も認めるが、それはドイツを中心にしてこれまでのプレスに関連する法の概観とそこからおこなわれる「開かれた放送秩序」として「表現主体の自由の拡大と意見・情報の多様性の確保との調和という理念の（理想像）に向けて、現実の放送政策という（画像）を一層近づけていく」（同書、一三三―一三六ページ）という（確認）作業がなされているだけだ。それでは、現実のメディアの欠陥の指摘とその改善の姿勢をメディアの提供する情報内容にまでひろげて理解する必要性の認識においていくらか弱いといわざるをえないだろう。

また、戦後の日本の政治思想史研究をリードした学者のひとり、丸山眞男氏は、石川真澄・杉山光信両氏との座談会でつぎのようにいう。

「この頃、いよいよ本当の社会主義を擁護する時代になったなあ、という気がしてらんですよ・・・私もふくめて・・・何々主義という、どれも歴史的状况の中で生み出されたものしか頭に浮かばない。確かに歴史的産物なんだけど、やつぱりたまには、歴史を越えた（理念）としての主義の意味を考えてみる必要もあるのではないか。その場合、個人を中心に考えるか、

社会を中心に考えるか・・・個人中心というのと、エゴ万能ということになりかねない。国家主義も世界の構成単位としては落第です。特定の国家を絶対化することになるだけです。一方ではブルーラルな社会団体の、国家からの自主性を強化し、他方で国家を媒体にしないで直截に国際的に結合して地球社会の構成員になるようなシステムを考えるほかない」(『図書』一九九五年七月号、三―四ページ)

政治思想についての、この丸山氏の見直しにはするどいものがあるにせよ、氏のいう「地球社会」が「ブルーラルな社会団体」の国際的な規模での結合によって促進されるという考えであれば、グローバルに展開するようになった今日の地球社会が、①エレクトロニクスに支えられたコミュニケーション技術によって動き、②市民はそうした技術を背景にしたメディアの提供する情報により国家の枠にとらわれることなく、個人レベルの社会的判断をしていること、③それが世界的なりアルタイム伝達方式によって起こっていること、つまり、私たちの社会がコミュニケーション・メディアの発達によって動き、今では情報国家の枠を飛び越えて個人に直接伝わるような仕組みになっていること、が丸山氏にはよく理解できていないことになる。くわしくは『評論・社会科学』第五一号の拙論の第五章「積極的公正中立主義の実践課題」(二一九ページ―二四九ページ)を参照されたい。

(3) 阪神・淡路大震災の直後、私は雑誌論文として、『マスコミ市民』一九九五年三月号に「検証・災害とメディア」、「放送レポート」一九九五年五月号に「地震デマの土壌づくりに加担するテレビ放送」の二つを書いた。その他、京都新聞、一九九五年一月二〇日付夕刊に「必要な情報の確に」を寄稿、同紙一九九五年二月一九日付朝刊にも「渡辺武達同志社大教授に聞く 大震災報道・マスコミの役割忘れずに」がインタビュー記事として掲載された。

また一九九五年五月一三日に日本放送労働組合(NKH労連)関西支部主催によるシンポジウム「災害報道と人権――阪神・淡路大震災の場合」にパネリストとして招かれ、参加した。これは後に、同労組より記録集として刊行された。

なお、中井久夫編『1995年1月・神戸』(みすず書房、一九九五年)は、震災勃発直後から神戸大学医学部を中心とした精神科医たちがこの災害にどのように対処し、活動したかについての克明、かつ有益な記録である。またこの記録は震災一般がどのようなものであったかについて説得的な議論を展開しており、ジャーナリズムでいうルポルタージュとしてもすぐれたものになっているので参照されたい。

(4) 一九九五年六月一日―二〇日まで、私は三回目のカンボジア訪問を果たした。首都プノンペンにおいて、特命全権大使・今川幸雄氏の話もきいたが、外務本省の指示にかならずしも従わないほど熱心に、現地の実情にあわせたカンボジアの諸問題解

決して尽力する氏の姿勢に共鳴する部分が多くあったにもかかわらず、そこは現在なお、東北部のシユメリアップ地方アンコール遺跡の近くでもボル・ポト軍と政府軍の両方に税金を払っているひともいる状況であった。遺跡の参観にも政府軍がAK47ライフルをもって護衛にあたってくれらるという状況であった。さらには、ブノンペン駐在の共同通信・上村淳氏の証言でも、取材ですこし田舎へ出るときには銃をもった護衛を雇って連れていくということであった。ならばそうした戦時状況でのPKO部隊の派遣など日本の法律では不可能で、国会での政府説明は実態とは違っていた。にもかかわらず、そうした現地事情を報道せず政府のPKO派遣について日本の主要メディアが「世界平和への日本による人的貢献のあり方」の議論にすりかえてニュースを編集・報道したり、紙面編成をしたのはあきらかな「メディア・トリック」であったといえよう。

(5) こうした経過とそれをとおしての、全体的な私思想形成については拙著『市民社会のパラダイム』（市民文化社、一九八七年）を参照されたい。

(6) 朝鮮戦争については従来、アメリカ側が仕掛けたのか、それとも北朝鮮側がソ連・中国の支援を得て仕掛けたのかの議論が拮抗していた。共通していたのは双方の議論とも決定的な証拠の提出に欠けていたことである。この点について一九九一年のソ連の崩壊はソ連側の機密資料を韓国側に渡す契機となり、その結果、北からの侵略の様相が明らかになってきた。しかしこのソ連側の暴露は第一、それまでのソ連の公式見解とは違う、第二、韓国からの経済援助と技術協力を期待するロシアによる政治的行動でありそのまま信用することはできないという理由であくまで参考にしていく程度のものであった。

こうしたなかで萩原遼氏の次の二冊は米国が朝鮮戦争時に北朝鮮地域から奪いとり、現在アメリカの議会図書館・公文書館に保存される膨大な資料を読み解くことよって、北の金日成將軍による、結果としての北からの奇襲と侵略が、①ソ連、②中国だけではなく、③米国の謀略的協力によつて実行されたことを論証した労作である。

『朝鮮戦争——金日成とマッカーサーの陰謀』（文藝春秋社、一九九三年）

『朝鮮戦争取材ノート』（かもがわ出版、一九九五年）

(7) この加藤寛氏の考え方そのものは、情報に接触し利用できるものと、そうでないものとの経済格差による情報落差を増幅するもので了承したいが、論がいくらかことなるので具体的な検討については別の機会にしたい。

(8) サリンとオウム真理教報道については別の稿を用意せねばならないが、この件についての私のメディアへの関心は時事通信社文化部依頼による原稿『オウムの暴走とテレビの傲慢』（一九九五年五月三〇日、京都新聞朝刊、同三〇日、デーリー東北、同三一日、神戸新聞夕刊、などに掲載）ですでに表明している。

(9) このサブリミナルの問題については別に、第三節のB「社会的默契に違反するサブリミナル」でくわしくふれる。

(10) イギリス・ラフボロー大学のメディア社会学部長、ピーター・ゴールドディング教授も最近のBBCの民営化傾向をメディアの危機の一つとして指摘している（一九九四年四月二十二日の同志社大学社会学会主催の講演会にて）。

(11) この『マスメディアと社会』は世評が高く、最近日本語訳も出たが、正直にいつてこの本に収録されたカラン氏の論文「メディアの民主化・再考」はその訳からは意味がよく伝わってこない。松下電器を「松下電気」、テムズ・テレビを「トーマステレビジョン」などとするのは笑い話ですませるが、fairness doctrineを「公平原理」（正しくは公正原理、または公正原則）、airwavesを「空中波」（これでは衛星放送のことになってしまふ）。正しくは「電波による放送」などとしていたり、その他の一般英文が正確に理解されていない。

(12) アラン・マンク、山本一郎訳「メディア・ショック——第四の権力を解剖する」新評論、一九九四年、一一七ページ。

マンクは同じ本でつぎのようにものべるが、それは現状認識としては正しくとも、国家の枠にこだわって論じているかぎり、変革の姿勢において積極性に欠けるものとなってしまふと同時に、今日のメディア事業における多国籍性を見落とすことにもなる。

「メディアの偏流に責任を負うべきものは実は、切り離せない双子、国家と市民社会である。もしこの双子がシステムを改革し、より高い国際水準にまで引き上げようと望むのであれば——社会民主主義の道を経ようとリベラルな道を経ようと、それは重要ではない——彼らは自分自身の変化を立証するような一つの選択を行わねばならない。すべてはそれに対応して進行することになるだろう」

なお本文中の図表は『日本国勢図会』国勢社刊、九五／九六年版、より引用した。

(13) 一九九五年八月二十四日から五日間、三回目のポーランド訪問をしたが、この「ショアー」についてはポーランドを批判したインタビュが入っているということで、この映画の評判はこの国ではあまりよくなかった。ものごとにはすべて多面性があるから、ナチスによるアウシュビッツ批判はどれほどよいが、ユダヤ人たちがイスラエルでパレスチナ人たちを圧迫していること、そして現にポーランドでロマン（ジプシー）が人間扱いされていないことにも注意しておきたい。

(14) 故和田洋一氏については、『思想の科学』一九九五年五月号に「真正の新聞学者・和田洋一先生」と題する追悼文を寄稿しているの参照されたい。また本誌次号（五十三）に『研究資料、未決囚二一号・和田洋一、拘置所からの手紙』を執筆、発表するつもりである。

メディアの公共性と公益性

☆ 本稿の主題である「メディアの公共性と公益性」については、『マスコミ市民』の一九九五年五月号から三回にわたって連載した同名の文章を下敷きにしている。また、つかこうへい作『龍馬伝——青春篇』（角川文庫版、一九九五年一月刊）の解説にも、メディアの公正の定義を使い、私のジャーナリズム観を提出しておいた。また、第三節Cの「サブプリミナル」問題については『マスコミ市民』一九九五年九月号の拙論でもふれているので参照されたい。

☆ 本稿の主題である公共性論は近年、イギリスにおいてとくに盛んである。そうした議論の中心人物のひとりである、ラフボロ大学のメディア社会学者、ピーター・ゴールディング教授が本年四月二日に同志社大学で、『社会改革とメディアの役割——公共圏概念をめぐって』と題した講演をされた。そのおり、私は氏との直接会話をおこない刺激を受けた。それが本稿にも反映しており、ここに記して感謝する。

☆ 本稿の冒頭でのべた、第一論文『報道にとつての公正と中立』（『評論・社会科学』、四十九号掲載）は補筆のうえ、拙著『メディア・トリックの社会学』（世界思想社、一九九五年）に収録した。あわせ参照されたい。

☆ 私はこの九月二日から十月一〇日まで二週間にわたって、外務省（大臣官房橋本宏外務報道官）の委嘱と、在米日本大使館のアレンジによって、アメリカ・アイダホ州のルイスクラーク大学、オレゴン州のオレゴン大学、カルフォルニア州のサンディエゴ州立大学、そして日米協会（シアトルとポートランド）の五か所で、『国際交流に果たすメディアの役割』、「日米関係に及ぼすメディアの影響」、「日本のメディア」などについて英語で講演と研究発表、ならびにシンポジウムでの討論をおこなうことになった。

アメリカのコミュニケーション科学の理論的側面が行き詰まるとき、私の主張する「積極的公正中立主義」のジャーナリズムとアクチュアリテイの新聞学研究がアメリカの研究者・学者・有識者たちにくわくかの刺激になればと願うと同時に、私もまたアメリカの開放的な研究態度に学びたいと考えている。

(Submitted on June 30, 1995 for Doshisha Social Science Review, No. 52, Kyoto, Japan)

本稿は同志社大学人文学会『評論・社会科学』第五十二号、一九九五年九月三〇日刊、用一九九五年六月三〇日提出。わたなべたけさと、同志社大学教授。専攻・ジャーナリズムの倫理、国際コミュニケーション論

☆筆者連絡先 Ⅱ渡辺武達 〒五二〇 大津市比叡平二二二二三

電話 ○七七五―二九―二六一四、FAX ○七七五―二九―二四四〇